

(令和4. 2. 4)

令和3年度実務協議会（冬季）

### 出席者名簿

#### 1 協議員

前橋家庭裁判所長	八木貴子
静岡家庭裁判所長	家令和典
新潟家庭裁判所長	菊池則明
和歌山地方・家庭裁判所長	谷口園恵
津地方・家庭裁判所長	筒井健夫
金沢地方・家庭裁判所長	片田信宏
岡山家庭裁判所長	脇田由紀
佐賀地方・家庭裁判所長	鈴木正紀
熊本家庭裁判所長	岡田健一
宮崎地方・家庭裁判所長	久留島群
仙台家庭裁判所長	入江猛
福島家庭裁判所長	浦野真美子
秋田地方・家庭裁判所長	平田直人
釧路地方・家庭裁判所長	長谷川浩二
徳島地方・家庭裁判所長	川畑正文
東京地方裁判所判事	佐藤達文
東京地方裁判所判事	鈴木巧子
東京地方裁判所判事	三木素子
東京地方裁判所判事	朝倉佳秀
大阪地方裁判所判事	井上直哉
東京高等裁判所事務局長	和波宏典
司法研修所教官	林欣寛
東京地方裁判所判事	澤村智子

大阪地方裁判所判事

一 原 友 彦

計 24 人

2 参列員

最高裁判所長官	大	谷	直	人
最高裁判所事務総長	中	村	慎	
最高裁判所事務総局審議官	染	谷	武	宣
最高裁判所事務総局審議官	後	藤	尚	樹
最高裁判所事務総局秘書課長兼広報課長	大	須	賀	之
最高裁判所事務総局情報政策課長	杜		下	記
最高裁判所事務総局総務局長	小	野	寺	也
最高裁判所事務総局人事局長	徳		岡	治
最高裁判所事務総局経理局長	氏		本	司
最高裁判所事務総局刑事局長	吉		崎	弥

計 10 人

3 司法研修所

所	長	笠	井	之	彦
事務局長	長	一	場	康	宏
					計 2 人
					合計 36 人

令和3年度実務協議会（冬季）

日 程 表

月	日	曜	実 施 内 容					
2	4	金	11:00 司事 研務 所總 長長 挨拶	11:45 12:00 協議	11:45 12:00	13:00	協 議	16:00 16:30 座談会

令和4年2月4日開催、実務協議会（冬季）

配布資料（民事局・行政局）

## 「民事・行政事件の現状と課題」



## 目 次【運用改善編】

- 1 民事訴訟手続のIT化について
- 2 地方裁判所の民事事件について
  - (1) 民事通常訴訟事件を取り巻く最近の状況
  - (2) 民事訴訟の審理運営の改善
  - (3) IT化を契機とした民事訴訟の在り方の抜本的な見直し
- 3 簡易裁判所の民事事件について
  - (1) 民事訴訟
  - (2) 民事調停
  - (3) 地方裁判所と簡易裁判所の連携と役割分担
- 4 倒産事件について
  - (1) 事務処理の合理化等
  - (2) 管財人等の育成
- 5 民事執行事件について
  - (1) 不動産執行の改善
  - (2) 執行官をめぐる状況
- 6 地方裁判所の行政事件及び国家賠償事件について
- 7 労働関係事件について
  - (1) 労働関係事件をめぐる動向と審理運営上の課題
  - (2) 労働審判員に対する研修の実施
  - (3) 労働審判事件取扱支部の拡大
  - (4) 適切な解決機関及び解決手続の選択の促進
  - (5) ウェブ会議等の方法による労働審判手続
- 8 知的財産権関係事件について
  - (1) 知的財産権関係事件をめぐる動向
  - (2) 国際交流・情報発信
  - (3) ビジネス・コート

(注1) 民事局所管事件に関する統計データ及び運用改善・法改正に関する議論の詳細等は、J-NETポータルの「民事情報データベース」(ミンフォ)に掲載しています。

(注2) 行政局所管事件(行政事件、国家賠償事件、労働関係事件及び知的財産権関係事件)に関する統計データ及び各種資料等については、J-NETポータルの「行政・労働・知財情報データベース」(G-desk)に掲載しています。

## 1 民事訴訟手続のIT化について

民事訴訟手続のIT化については、平成30年3月30日に、内閣官房の「裁判手続等のIT化検討会」の検討結果が報告書として取りまとめられています。この報告書では、訴訟記録の全面的な電子化を前提とした民事訴訟手続の全面IT化を目指すこととされています。具体的には、e提出（主張証拠のオンライン提出等）、e法廷（ウェブ会議等の導入、拡大等）、e事件管理（訴訟記録への随時オンラインアクセス等）の「3つのe」を目指して必要な取組を進めていくものとされ、「3つのe」の実現は、①現行法の下で実施することのできるウェブ会議等を活用した争点整理の運用（フェーズ1）、②法改正によって直ちに実現することのできる運用（フェーズ2）、③システムの開発や導入などを経て初めて実現することができる訴訟記録の電子化等の運用（フェーズ3）という3つの段階に分けて、順次新たな運用を開始していくことが相当であるとされています。

この報告書の内容も踏まえて、裁判所では民事訴訟手続のIT化に向けた取組を進めており、フェーズ1に関しては、令和2年2月から知財高裁及び高裁所在地の地裁本庁8庁の合計9庁で、同年5月から地裁本庁5庁（横浜、さいたま、千葉、京都、神戸）で、ウェブ会議等のITツールを活用した争点整理の運用が開始され、同年12月からはその他の地裁本庁37庁にも運用が拡大されました。今後は、新潟地裁佐渡支部、松江地裁西郷支部、長崎地裁壱岐支部、長崎地裁五島支部、長崎地裁厳原支部、鹿児島地裁名瀬支部、那覇地裁平良支部及び那覇地裁石垣支部の8支部において令和4年2月14日から運用を開始し、その他の支部についても、同年7月までに順次運用を開始する予定です。これらの府における運用状況も踏まえながら、高裁等への拡大についても検討していく予定です。

民事訴訟法等の改正を要するフェーズ2及びフェーズ3に関しては、平成30年7月に、公益社団法人商事法務研究会に「民事裁判手続等IT化研究会」が設置され、民事訴訟手続を全面的にIT化した場合における課題の整理や規律の在り方の検討等が行われ、令和元年12月に報告書が取りまとめられました。令和2年2月には、法務大臣から法制審議会に対して民事訴訟手続のIT

化に向けた民事訴訟制度の見直しに関する諮問がされ、同年6月から、民事訴訟法（IT化関係）部会において調査審議が続けられており、令和4年1月中に要綱案が取りまとめられ、同年中の関係法律の改正が見込まれています。

また、民事訴訟法132条の10等に基づき、準備書面、書証の写し等の裁判書類の電子提出を可能にするためのシステム（民事裁判書類電子提出システム；通称「m i n t s（ミンツ）」）の開発が完了し、関連する最高裁判所規則も制定されました。甲府地裁本庁及び大津地裁本庁において、令和4年5月頃から運用開始（令和4年2月から試行運用開始）する予定です。

民事訴訟手続のIT化は、現在のプラクティスに単にITツールを取り入れるというのではなく、民事訴訟手続の在り方を抜本的に見直す契機とすべきものと考えています。そのためには、裁判所全体で幅広く意見交換等をしていくことが必要です。全国の下級裁判所に設置した検討体（PT）には、IT化後の審理運営について本格的に検討し、実践する役割を担っていただいています。令和7年度には、フェーズ3の開始が見込まれ、残された時間はそれほどない中で、庁を上げて引き続き活発な議論等を行っていく必要があります。

## 2 地方裁判所の民事事件について

### （1）民事通常訴訟事件を取り巻く最近の状況

地方裁判所の民事訴訟事件の新受件数は、平成22年以降緩やかな減少傾向にあります。一方で、既済事件の平均審理期間は、平成22年以降、長期化傾向が続いており、実質的に争いのある事件では、特に争点・証拠整理手続の期間が長期化しています。

ところで、近時は、社会情勢の変化、情報技術の進展、価値観の多様化等を背景として、裁判所の判断が国民の社会経済活動等に大きな影響を与える訴訟が増え、裁判所の審理判断に対する国民の関心と期待は高まっています。

このような中で、裁判所としては、判断自体の適正さや手続保障は当然のこととして、当事者及び社会に対して説得力のある判断を、合理的な期間内で提供し、全体として裁判の質を向上させていく必要があります。

### （2）民事訴訟の審理運営の改善

民事訴訟の審理、中でも争点・証拠整理期間が長期化する原因としては、

事件の複雑困難化や弁護士の急激な増加等による裁判の扱い手の変化も挙げられて来ましたが、裁判所も、民事訴訟法が志向する争点中心型の審理を実現する上で果たすべき役割を十分に果たすことができているかを自ら振り返ってみる必要があると思われます。争点中心型の審理を実現するためには、事案の終局判断を見据えつつ争点・証拠整理の過程において裁判所と当事者との双方向的なコミュニケーションをより活性化させることにより、要件事実の理論を踏まえて主張を整理し、証拠（書証）にも照らしながら早期に争点を確定し、争点の軽重や判断の枠組み等についての認識を共有し、必要十分な人証について集中的な証拠調べを行うこと等が重要です。前記のとおりIT化の取組が進む中で、その前提となる審理運営の改善は急務です。その具体的な取組として、現行の民事訴訟法や同規則を最大限活用し、あるいはそれを前提に運用上の工夫を行うことが有用であると思われます。もとより、審理運営上の手法は、各裁判官の個性や個々の事件の特性に応じて使い分けられるべきものですが、どのような規定を活用していくことが考えられるか、あるいはどのような実務上の工夫等が考えられるかについては、各部・各庁において、争点整理の基本的な在り方についての議論を踏まえて、具体的に意見交換をしていくことが期待されます。その結果、有用であろうと思われるものを失敗を恐れず実践し、当事者の反応を含めてその結果を分析しつつ、更なる改善を加えたり、別のアプローチを試みたりすることによって、採り得る選択肢を増やしていくなどすることが、現行法下での審理運営の改善の取組につながるものと考えられます。

また、合議の充実・活用等により部の機能の活性化を図り、部や庁を越えた裁判官同士の意見交換を充実させ、裁判官の間で民事訴訟の審理運営について議論を深める取組も、着実な定着を図る必要があります。

### (3) IT化を契機とした民事訴訟の在り方の抜本的な見直し

民事訴訟手続のIT化を契機に、民事訴訟の在り方全体の抜本的な見直しを図る必要があると考えられることは前記のとおりです。IT化を見据えた充実した審理運営の実現に向けた議論においては、上記(2)の取組のほか、例えば、フェーズ1の運用の開始等を契機として多様化した審理運営の手法に

についての選択肢（当事者が期日に出頭して争点整理を行うという従前の手法に加えて、①双方当事者が裁判所に出頭せずにウェブ会議等により争点整理を進めたり、②一定の期間は準備書面等の交換のみにより争点整理を進め、必要に応じて期日や協議の場を指定して口頭議論を行ったりするなど）を事案等に応じてどのタイミングでどのように組み合わせながら進行し、主張及び証拠の重要性にメリハリをつけていくか、そのような中で即時に情報共有が可能であるという特性を有するＩＴツールを認識共有の手法等としてどのように活用するのが効果的ななどの点について、自由かつ柔軟な思考で様々な試行錯誤を加えることが期待されます。

そして、この取組は、他庁の検討状況も確認しながら、継続的に活発に行っていくことが有効であると思われるため、月1回のペースで、ウェブ会議を活用し、庁を越えて全国で意見交換を行う意見交換会が開催されています。

以上のような取組への主体的、積極的な関与を促すためには、所長が、部総括を中心とした各裁判官に対し、上からの押し付けにならないような形で、審理期間も含めた裁判の質の更なる向上が必要であることや、ＩＴ化の機会をとらえて上記のような取組を行うことが有効であり、民事裁判官のやりがいや仕事のしやすさの向上につながることに理解が得られるよう、各部の実情を踏まえつつ、地道に働き掛けを行うとともに、民事部を挙げて継続的な検討が行われるよう支援するなどして取組を後押しすることが重要であると考えられます。

### 3 簡易裁判所の民事事件について

#### (1) 民事訴訟

簡易裁判所の民事訴訟の新受件数は、平成27年以降、微増傾向が続いている状態にあります。また、国民の意識の変化等を背景に本人訴訟の審理運営が困難化していることに加え、交通損害賠償訴訟などの弁護士関与事件も増加したため、簡易裁判所の民事訴訟における審理運営は困難さを増しており、審理期間の長期化等も指摘されています。少額の紛争を簡易・迅速に解決するという簡易裁判所本来の役割を十分に果たすためには、簡易裁判所が、

民事訴訟法上の簡易裁判所の訴訟手続に関する特則の趣旨を生かした適切な審理を実現していく必要があることは当然として、地方裁判所の審理及び判決に慣れた弁護士に対しても、簡易裁判所の在るべき審理運営を理解してもらうよう、各地で弁護士会への働き掛けを行うことが重要であると考えられます。

特に、新受件数の増加傾向及び審理期間の長期化が顕著な交通損害賠償訴訟については、司法研究報告書「簡易裁判所における交通損害賠償訴訟事件の審理・判決に関する研究」において示された審理・判決モデルを実務に定着させるため、各府において具体的な取組を継続的に進める必要があります。

## (2) 民事調停

簡易裁判所の民事調停事件の新受件数は緩やかな減少傾向が続いているところ、民事調停が、紛争解決手段として適切に選択され、期待される役割を果たしていくためには、利用者のニーズに応え、その満足を得られるよう、調停運営の更なる改善を図っていく必要があります。各府においては、近年、公正かつ合理的な解決を求める利用者のニーズに応えるため、民事調停の機能強化の取組が進められているところですが、民事調停は、公正かつ合理的な解決を図り得るだけでなく、手続の簡易迅速性、非公開性、費用の低廉性、傾聴と社会常識とに基づく条理にかなった解決の可能性といった様々な利点を有しております、これらに対する利用者のニーズも大きいと考えられることから、機能強化の取組においても、調停主任と調停委員が充実した評議を実施し、利用者のニーズや事案についての認識共有を図りつつ、多角的な観点からの検討を行い、単に法的観点を踏まえるだけでなく、これらの幅広いニーズにも十分配慮した調停運営を行っていくことが重要です。

また、調停運営を支えるに足りる調停委員を安定的に確保していくため、その任命や育成の在り方についての積極的な取組が必要です。特に、調停委員の育成については、オン・ザ・ジョブ・トレーニング（OJT）だけでなく、研修の充実も必要であり、各地の調停協会とも連携した研修の企画立案が重要です。

さらに、調停制度は、本年10月に制度発足から100周年を迎えます。この機会をとらえて、制度のより一層の周知を図るとともに、潜在的な利用者の動向等を踏まえ、紛争に巻き込まれた人々が相談を持ち込む窓口の担当者等に、民事調停の制度やその特長・利点を周知するなど、効果的な広報を展開し、適切な利用に結びつけていくことが求められています。

### (3) 地方裁判所と簡易裁判所の連携と役割分担

上記のとおり、現在、簡易裁判所においては、事件の困難化等に対応して、いかに紛争解決機能の向上を図っていくかが課題となっていますが、これに対応するためには、簡易裁判所による取組だけではなく、簡易裁判所と地方裁判所がその役割分担を踏まえつつ、密接な連携を図ることによってこそ、大きな成果を得られるものと考えられます。地方裁判所においては簡易裁判所への関心が乏しくなりがちですが、地方裁判所の裁判官への十分な意識付けを行いつつ、地方裁判所と簡易裁判所との間で、具体的な課題の解決に向けて継続的に意見交換を行うなどし、地簡裁連携の取組をより実効性あるものとしていく必要があります。

## 4 倒産事件について

### (1) 事務処理の合理化等

破産事件の新受件数は、平成29年以降、増加傾向が続いていましたが、令和2年は減少に転じ、平均処理期間についても、ほぼ横ばいとなっています。

また、再生事件の新受件数は、通常再生事件については平成20年以降、減少傾向にありましたが、令和元年には歯止めがかかりました。個人再生事件は平成27年以降、増加傾向にあり、特に平成30年までは毎年10%を超える割合で増加していました。開始決定までの平均処理期間については、個人再生事件がその事件増に伴って長期化しているものの、全体としてはおむね順調な事件処理状況がうかがわれます。

このように、破産事件や再生事件の処理状況は、全般的に比較的良好な状況にあるといえますが、新型コロナウイルス感染症の影響については予断を許しません。

したがって、事件動向を適時・適切に把握するとともに、一層の事件増に備えて、各倒産事件における各種の事務の最適化に向けた見直しを図る必要があるものと考えられます。

## (2) 管財人等の育成

上記のとおり、破産事件の新受件数の増加傾向は落ち着いているものの、破産管財人の選任率は高い水準を維持しています。今後の事件増の可能性や若手弁護士の増加を踏まえると、若手の破産管財人の育成と管財人候補者の世代交代を進める必要があることはもとより、複雑・困難事件に対応できる管財人候補者を育成していくことも喫緊の課題であると考えられます。

加えて、通常再生事件に関与した経験のある弁護士が少なくなっており、裁判所としても、監督委員等機関候補者の確保・育成を進めるとともに、円滑に事件処理できるようにノウハウの継承や運用改善を進めていくことも必要になります。

なお、破産管財人等の選定に公正性と公平性が求められることはいうまでもなく、万が一にも裁判所の選定が不当に偏っているとの誤解を受けぬよう、選定の適正には常に留意することが求められます。

## 5 民事執行事件について

### (1) 不動産執行の改善

不動産執行事件の新受件数は、平成22年度以降減少しています。平均審理期間は全国平均で9.4か月となっており、売却率は全国平均で約80パーセントと高い水準を維持しています。

このように、不動産執行事件の処理はおおむね順調に行われているところですが、金融機関からは、不動産競売は価額や処理期間の面で利用しにくいという意見もあり、このような利用者の意見を踏まえつつ、より迅速で質の高い運用を不斷に追求していくことが求められています。こうした観点から、価額の面では、平成29年度の協議会において、競売市場修正率の見直しについて議論され、各府の取組や効果についての紹介がされました。また、処理期間の面では、民事執行法改正により暴力団排除の制度が設けられ、そのままでは処理期間の長期化が避けられないことから、平成30年度の協議会

及び令和元年度の事務打合せにおいて、そのことも踏まえて処理期間を短縮するための取組等の協議が行われました。

今後、より一層の質の高い事件処理を実現するために、現況調査報告書、評価書及び物件明細書の作成期間の短縮、標準スケジュール（申立てから売却、配当等までの一般的な目標期間）の設定、警察への調査嘱託事務の合理化などの迅速化に向けた更なる運用改善に取り組む余地がないか、売却基準価額と売却代金額との乖離率が高い状況に照らして競売市場修正率の見直しをする必要はないかなど、環境変化を踏まえて運用変更の要否について、柔軟に検討していくことが必要であると考えられます。

## (2) 執行官をめぐる状況

### ア 指導監督の充実

執行官は、独立かつ単独制の司法機関であり、職務のほとんどが庁舎外で行われることから、不適切な事務処理に陥りやすい面があり、近時もそうした不適切処理がなお散見されます。適正な事務処理の確保は、第一次的には各執行官及び総括執行官の責任ですが、監督官等にも監督責任があることはいうまでもなく、過去の過誤事例を見ると、監督官等が十分な関心を払っていれば防止できた例が少なくありません。

加えて、近時、執行事件の減少に伴って執行官数は大幅に減少しており、1人配置や無配置の支部も増加して、執行官室内部の相互研鑽や相互監視も利きにくい状況になっています。さらには、外部採用者が増加しており、公務員倫理や裁判事務の習熟度合いにも差が生じています。このような状況を踏まえ、日常の指導監督の充実強化（例えば、総括執行官等による記録査閲や監督官等と総括執行官との定期的なミーティングの実施など）、特に年2回の事務査察での適切な重点査察事項の選定、過誤や不正が生じやすい部分の重点的な点検及び増加する外部採用者の育成や日常の指導についても、監督官等の積極的な関与が求められています。

### イ 引渡実施及び解放実施

執行官による国内の子の引渡し（引渡実施）及び国際的な子の返還（解放実施）については、国内外での関心が非常に高い一方で、執行不能によ

り終局する事例が多く、その実効性を高めるためには、執行官が子の心身への影響に配慮しつつ、円滑かつ確実に引渡実施及び解放実施を行うことができるようとするための態勢を整えることがより一層重要となります。すなわち、執行官が、債権者、家庭裁判所、外務省、監督官等と綿密な打合せをして事前準備を行うとともに、児童心理の専門家の適切な関与を得られるようとする仕組み作りや、執行官のスキルアップのための研修等の充実が必要となっています。

## 6 地方裁判所の行政事件及び国家賠償事件について

行政事件及び国家賠償事件については、近時、我が国の社会の在り方を巡って様々な問題提起がなされ、国民の意見や価値観が多様化する中、いわゆる多府係属型の政策形成訴訟や社会的注目を集める複雑困難訴訟が多数係属しており、中立的な立場で法的紛争を解決する裁判所に対する国民の关心と期待が高まっています。裁判所が当事者のみならず社会に対しても説得力ある適切な判断をするためには、事件の背景となる社会的問題や社会経済活動の実像を把握しつつ、合議の充実を図り、判断の質を一層高めていくことが求められます。

B型肝炎訴訟は、地裁を第一審とする国家賠償事件の新受件数の4割前後を占めているところ、1件当たりの原告数が複数に上るものが多いことを背景にして、審理期間が2年を超える長期未済事件が顕著な増加を示しています。個々の事件について審理が長期化している原因を適切に把握しつつ、事案に応じた適正迅速な解決に向けて積極的な審理を行っていく必要があります。そのためには事務処理上の工夫の集積や共有を図ることも有益です。

## 7 労働関係事件について

### (1) 労働関係事件をめぐる動向と審理運営上の課題

労働関係事件については、社会経済情勢の変化、雇用形態の多様化、労働者の意識の変化等の様々な要因を背景として、裁判所に申し立てられる事件数は高水準で推移しており、その内容も複雑困難化しているところ、労働関係民事訴訟事件及び労働審判事件の令和2年の新受件数は、いずれも過去最高となりました。また、新型コロナウイルス感染症を背景とした労働関係事件が増加するとの指摘もあり、今後もその動向を注視することが必要です。

地方裁判所における労働関係民事訴訟事件については、平成20年以降、未済件数が年々増加し、平均審理期間も長期化しています。労働審判事件についても、制度開始当初に比べて幅広い事案が申し立てられるようになっているなどの事情がうかがわれ、平成30年以降、平均審理期間が長期化する傾向にあります。

このような状況の中、労働関係事件を適正迅速に処理していくためには、裁判所全体として労働関係事件の紛争解決能力を高めていくことが喫緊の課題であり、そのためには、審理運営のためのプラクティスを部や庁を超えて共有するとともに、弁護士に対してもプラクティスを踏まえた訴訟活動をしてもらうための働き掛けを適切に行っていくなど、各庁の実情に応じて一層の取組を進めていく必要があると考えられます。

#### (2) 労働審判員に対する研修の実施

労働審判手続の担い手である労働審判員については、その資質・能力の向上を図るために適切な研修が実施される必要があります。このような観点から、各庁において、毎年、新たに任命された労働審判員を対象とする「労働審判員研修会」及び全労働審判員を対象とする「労働審判員研究会」が開催されています。これらの実施内容等について、各庁の実情や労働審判員の要望等を踏まえた工夫がされているところであり、今後もこれらの充実化を図っていくことが重要であると考えられます。

#### (3) 労働審判事件取扱支部の拡大

労働審判事件は、全国の地裁本庁のほか、平成22年4月からは東京地裁立川支部及び福岡地裁小倉支部において、平成29年4月からは静岡地裁浜松支部、長野地裁松本支部及び広島地裁福山支部において取扱いが開始され、順調に運用されています。今後も、労働審判事件を支部で取り扱うかどうかについては、予想される労働審判事件数や本庁に移動するための所要時間等の利便性を基本としつつ、事務処理態勢、労働審判事件の運用状況及び労働審判員の安定的な確保等を含めた地域的事情を総合的に勘案して判断されることになります。

#### (4) 適切な解決機関及び解決手続の選択の促進

労働関係事件の適正迅速な解決のためには、当事者による適切な紛争解決機関及び解決手続の選択を促す必要があります。そのためには裁判所における各手続の特徴を受付窓口で教示する方法を地裁・簡裁間で協議したり、弁護士会や労働局との協議会等において各手続の特徴等について共通認識を持つ機会を設けたりすることが有益であると考えられます。

#### (5) ウェブ会議等の方法による労働審判手続

労働審判手続については、テレビ会議の活用を図るために周知の取組が各府で行われてきたところですが、令和2年12月から、全ての地方裁判所本庁において、ウェブ会議の方法により労働審判手続の期日を行うことも可能となりました。ウェブ会議等の利用に当たっては当事者の意向を十分に聴取していただかなければなりませんが、当事者の利便性の向上等に資するものであることに加え、当事者が裁判所に出頭するために移動したり、直接会ったりせずに労働審判を実施できるという面もあります。

### 8 知的財産権関係事件について

#### (1) 知的財産権関係事件をめぐる動向

地方裁判所における知的財産権関係民事通常訴訟事件の新受件数は、概ね500件程度で推移していますが、知財高裁における審決取消訴訟事件の新受件数は、平成25年以降減少傾向にあります。

#### (2) 国際交流・情報発信

経済活動のグローバル化に伴う知財紛争の国際化に対応するため、裁判官の国際会議への出席や海外からの訪問者の受け入れを行っています。こうした国際化の要請への取組の一環として、平成29年度から、裁判所が主体となり、法務省、特許庁などと共に、国際知財司法シンポジウムを開催しています。

また、知財高裁ウェブサイトを中心に知的財産関係訴訟の判決（判決全文又は要旨の英訳を含む。）等を公表していますが、令和3年度からは、英訳した知的財産関係訴訟の裁判例の一部について、国連専門機関であるWIPPO（世界知的所有権機関）が運用する知財に関する判例データベースにも掲載するなど、各種情報の発信を行っています。

### (3) ビジネス・コート

令和4年頃には、東京高地裁中目黒分室（仮称）に、知財高裁や東京地裁の知財部等、ビジネス関係の訴訟や倒産事件を専門的に扱う部門を集約して移転する計画であり、準備を進めています。

## 目 次【立法・法改正編】

- 1 民事関係の法改正等（民事訴訟手続のIT化に関するものを除く。）について
  - (1) 民事執行法等改正の動向
  - (2) 所有者不明土地問題に関する動向
  - (3) 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（いわゆる「プロバイダ責任制限法」）の改正の動向
  - (4) 公益信託法改正の動向
  - (5) 仲裁法制の見直しに関する動向
  - (6) 消費者関係法の見直しに関する
  - (7) 動向動産・債権等を目的とする担保法制の見直しに関する動向
  - (8) 証拠収集法制等の見直しに関する動向
  - (9) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（いわゆる「配偶者暴力防止法」）の改正の動向
  - (10) 家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等のIT化に関する動向
  - (11) その他
- 2 国家賠償事件に関する法改正について
  - (1) B型肝炎に関する特別措置法改正の動向
  - (2) 建設アスベスト補償制度に関する立法動向
- 3 労働法関係の法改正等について
- 4 知的財産権関係の法改正について

## 1 民事関係の法改正等（民事訴訟手続のIT化に関するものを除く。）について

### （1）民事執行法等改正の動向

①債務者財産の開示制度の実効性の向上、②不動産競売における暴力団員の買受け防止の方策、③国内の子の引渡しの強制執行に関する規律の明確化及び国際的な子の返還の強制執行に関する規律の見直し、④債権執行事件の終了をめぐる規律の見直し、⑤差押禁止債権をめぐる規律の見直し等を内容とする「民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律」が令和2年4月1日から施行されています（ただし、①のうち債務者の不動産に係る情報取得手続の規定は、令和3年5月1日から適用されています。）。④について、令和4年4月から実際の適用例が出てくることになります。

### （2）所有者不明土地問題に関する動向

所有者不明土地に関する問題については、「所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針」を踏まえ、「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」が平成30年11月15日から施行されています。この法律により、民法の特例として、国又は地方自治体の長が不在者財産管理人及び相続財産管理人の選任の申立てをすることができるものとされました。

また、「表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律」は、令和2年11月1日から全ての規定が施行されています。この法律により、不動産登記簿の表題部所有者欄の氏名等が正常に登記されていない土地について、登記官が職権で調査を行って所有者を特定し、表題部所有者を改めるという制度、調査を行っても所有者を特定することができない場合に裁判所が当該土地の管理者を選任するという制度が設けられました。

さらに、「民法等の一部を改正する法律」及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」が令和3年4月28日に公布されました。その主な改正項目等は、①相続登記の申請の義務化、住所等の変更登記の申請義務化その他の不動産登記法の見直し、②土地所有権を国庫に帰属させる制度の創設、③長期間経過後の遺産分割における相続分の見直し、④

共有制度の見直し、⑤財産管理制度の見直し、⑥相隣関係規定の見直し等であり、民事非訟事件として、所在等不明共有者がいる場合の共有物の変更・管理に関する事項の決定方法の特則、共有物の管理に係る事項に賛否を明らかにしない共有者がいる場合の共有物の管理に関する事項の決定方法の特則、所在等不明共有者の持分の取得・第三者への譲渡権限の付与、所有者不明土地・建物管理制度、管理不全土地・建物管理制度の手続が設けられました。

上記各法律は、①のうち相続登記の申請義務化等の規定は令和6年4月1日、②は令和5年4月27日、③ないし⑥（民事非訟手続の新設等に係る規定を含む）は令和5年4月1日から施行され、所要の最高裁規則の整備も予定されています。

### **(3) 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（いわゆる「プロバイダ責任制限法」）の改正の動向**

プロバイダ責任制限法の一部を改正する法律は、令和3年4月28日に公布されました。同法律は、①新たな裁判手続の創設及び②開示請求を行うことができる範囲の見直しを主たる改正事項としています。①については、現行法下で、第一段階として、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）事業者に対して「発信者情報開示仮処分」の申立てを行い、発信者のIPアドレス等の開示を受けた後に、第二段階として、開示されたIPアドレスにより特定される通信事業者に対して「発信者情報開示請求」の訴訟を提起して発信者の氏名・住所の開示を受けるという手続の流れが典型的であったところ、SNS事業者及び通信事業者に対する手続を一体的な非訟手続として整備し、迅速な発信者の特定を可能とすることを目指すものです。また、②については、現行法では解釈に委ねられていたSNS等へのログイン時等の情報についても開示対象とするものです。

改正法は、公布の日から起算して1年6か月を超えない範囲において政令で定める日から施行され、所要の最高裁規則の整備も予定されています。

### **(4) 公益信託法改正の動向**

法制審議会信託法部会における調査審議を経て、令和元年2月の法制審議会総会において要綱が決定され、法務大臣に答申されました。

その主な改正項目は、信託事務・信託財産の範囲の拡大、受託者の範囲の拡大、主務官庁制の廃止であり、民事非訟事件として、受託者及び信託管理人の選任・解任、信託の変更命令等の信託法上の手続と同様の手続が設けられる見込みです。

#### (5) 仲裁法制の見直しに関する動向

法制審議会仲裁法制部会における調査審議を経て、令和3年3月、①国際連合国際商取引法委員会（UNCITRAL）が策定した国際商事仲裁モデル法の平成18年改正（暫定保全措置に関する規律の改正等）への対応を念頭に置いた仲裁法の見直し、②裁判外で行われる調停による和解合意に執行力を付与し得る制度の創設、③民事調停事件の管轄の見直しを内容とする中間試案が取りまとめられました。その後、同年10月の法制審議会総会において、①に関する要綱が決定され、法務大臣に答申されました。②及び③については、引き続き同部会において調査審議が行われています。

#### (6) 消費者関係法の見直しに関する動向

消費者契約法に関しては、平成30年改正における衆議院及び参議院の附帯決議を受けて、更なる改正の検討が行われており、令和元年9月に「消費者契約法改正に向けた専門技術的側面の研究会」において、令和3年9月には「消費者契約に関する検討会」において、それぞれ報告書が取りまとめられました。その主な改正項目は、いわゆる困惑類型に係る消費者の取消権の追加、損害賠償責任の一部を免除する条項であって、事業者の軽過失による行為のみに適用されることを明らかにしていないものは無効とする旨の規律の創設等です。

消費者裁判手続特例法に関しては、令和3年10月に「消費者裁判手続特例法等に関する検討会」において、報告書が取りまとめられました。その主な改正項目は、被害回復裁判手続の対象となる損害や被告の範囲の見直し、共通義務確認訴訟における和解において明らかにすべき事項の明確化、時効の完成猶予に関する規定の見直し等です。

#### (7) 動産・債権等を目的とする担保法制の見直しに関する動向

動産や債権等を担保の目的として行う資金調達の利用の拡大など、不動産

以外の財産を担保の目的とする取引の実情等に鑑み、その法律関係の明確化や安定性の確保等の観点から、令和3年2月に開催された法制審議会において担保に関する法制の見直しが諮問され、担保法制部会において調査審議が行われています。

**(8) 証拠収集法制等の見直しに関する動向**

証拠収集法制等の見直しに関しては、公益社団法人商事法務研究会に設置された「証拠収集手続の拡充等を中心とした民事訴訟法制の見直しのための研究会」において検討が行われています。同研究会においては、犯罪・DV等の被害者と加害者との間の民事訴訟において、被害者特定事項が加害者側に知られない仕組みを創設するため、訴状における被害者特定事項の秘匿措置や、相手方当事者における訴訟記録の閲覧等の制限に関する規律等につき、論点の整理が行われ、令和3年6月に報告書が取りまとめられ、これを踏まえて、法制審議会民事訴訟法（IT化関係）部会において調査審議が続けられており、令和4年1月中に要綱案が取りまとめられ、同年中の関係法律の改正が見込まれます。

なお、上記研究会においては、今後は、文書等に関する早期開示制度の導入や文書提出命令の見直しなどが検討される予定です。

**(9) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（いわゆる「配偶者暴力防止法」）の改正の動向**

令和3年8月、内閣府の女性に対する暴力に関する専門調査会の下に、「配偶者暴力防止法見直し検討ワーキング・グループ」が設置され、配偶者暴力防止法の改正について検討が行われています。同ワーキング・グループにおいては、保護命令の申立てが可能となる被害者の範囲の拡大等が検討事項とされています。

**(10) 家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等のIT化に関する動向**

家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等のIT化に関しては、公益社団法人商事法務研究会に設置された「家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等IT化研究会」において検討が進められ、家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等におけるインターネットを用いた申立て等、ウェブ

会議等を用いた期日の実施及び記録の電子化とその閲覧等につき、論点の整理が行われました。その際には、先行する民事訴訟手続のIT化に関する検討の成果をも踏まえつつ、各手続の特性を踏まえ、民事訴訟手続にはない各種期日におけるウェブ会議等の利用、記録の電子化の例外、多様な事件関係者のインターネットを用いた閲覧等における取扱い、訴訟裁判所と執行裁判所の連携といった、各手続につき独自に検討する必要がある事項についても検討がなされ、令和3年12月に報告書が取りまとめられました。

## **(1) その他**

上記のほか、民法（成年年齢の引下げ）の改正法の施行も令和4年4月1日に予定されています。

## **2 国家賠償事件に関する法改正について**

### **(1) B型肝炎に関する特別措置法改正の動向**

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の請求期限を令和9年3月31日まで延長すること等を内容とする「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律」が、令和3年6月18日に公布され、同日から施行されています。

### **(2) 建設アスベスト補償制度に関する立法動向**

令和3年5月17日に言い渡された建設アスベスト訴訟の最高裁判決等において国の責任が認められた者と同様の苦痛を受けている者について、その損害の迅速な賠償を図るために、特定石綿被害建設業務労働者等に対して給付金等を支給することを内容とする「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」が、令和3年6月16日に公布されました（一部の規定を除き、同日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されます。）。

## **3 労働法関係の法改正等について**

平成30年6月から、厚生労働省において「解雇無効時の金銭救済制度に係る法技術的論点に関する検討会」が開催されています。

## **4 知的財産権関係の法改正について**

令和3年5月21日に公布された「特許法等の一部を改正する法律」のうち、

第三者意見募集制度（知財高裁、東京地裁及び大阪地裁における特許権侵害訴訟等において、当事者の申立てにより、裁判所が必要と認めるときに限り、広く一般に対してその審理に必要な事項について意見を求め、当該意見を当事者が証拠に活用できる制度）を創設する規定は、令和4年4月1日から施行されます。



## 1 裁判員裁判について

### (1) 現状

裁判員制度は、施行後10年以上の実績を重ねる中で、我が国における刑事裁判の中核に位置付けられるものとして定着してきています。これまでのところ、国民の理解と協力の下おおむね順調に運営されてきたと評価されていますが、運営する側の裁判所としては、現状に満足することなく、裁判員制度はいまだ発展途上であるとの認識を持ち、絶えず運用改善に向けて取り組む必要があります。

### (2) 裁判員との実質的協働、公判前整理手続の在り方

裁判員制度によって、刑事裁判のプラクティス（運用）は大きく変容し、核心司法や公判中心主義など刑事訴訟法の本旨に立ち返った裁判が追求されるようになりました。また、行為責任を基本とする量刑判断の枠組みが明確にされ、難解な法律概念についてその本質に立ち返った説明が試みられるなど、裁判員が実質的かつ法的観点を踏まえた意見を述べられる環境が整えられつつあります。これらの変化は、裁判員裁判に対応するための法曹三者による運用改善のための取組等の進展によるところが大きいといえます。

もっとも、これまで以上に裁判員の視点・感覚を的確に判断内容に反映させるとの観点から、裁判官の間では、個々の事案において裁判員と裁判官との実質的協働の実践に意識的に取り組むとともに、それらの事例を蓄積・共有した上で、それを今後の裁判員裁判の運営や判断の在り方に生かすべく、議論が重ねられているところです。また、公判前整理手続の長期化も従前からの課題の一つであり、引き続き、法曹三者の間で、手続の基本的な在り方について共通認識を持つことなどにより改善を図る必要があります。これらの課題に取り組むためには、裁判官同士の議論はもとより、法曹三者による意見交換や協議に

ついて、より実質的、実践的なものとして充実させていくことが期待されます。

### **(3) 裁判員の負担への配慮、裁判員の安全確保**

裁判員にとって重い精神的負担となるおそれが類型的に高い、遺体写真等のいわゆる刺激証拠の取扱いについては、裁判員の負担への配慮という観点も踏まえて証拠の必要性等を吟味するという意識の下、判断されるようになりました。すなわち、要証事実は何であり、その要証事実は事案の核心とどのように関係するのか、他の証拠で代替できないかを具体的に検討し、必要性が認められる範囲に限って採用するという意識が従前以上に高まったものです。

また、裁判員の安全確保については、講じることが考えられる方策等を取りまとめて周知し、各地裁においても、安全確保に関する方策を検討して実施しているところです。もっとも、十分な方策をもってしてもなお、予測できない事態が生じることは避けられませんが、そのような場合には、裁判部とは異なる視点や情報の蓄積を持つ事務局と裁判部が緊密に連携することで、庁として多角的に検討する必要があることを常日頃から意識しておく必要があります。

### **(4) 国民の理解と協力を得るための取組**

裁判員制度に対する国民の理解と協力は裁判員制度の円滑な運営に欠かせないものであり、今後も国民の幅広い参加を得るための努力を惜しんではありません。新型コロナウイルス感染症のまん延下においても、出席率（選任手続期日に出席した候補者数／出席を求められた候補者数）や辞退率（辞退が認められた候補者の総数／選定された候補者数）は悪化している状況にはありませんが、同感染症の収束が未だ見通せない現状においては、引き続き感染防止策を徹底するなどの工夫をして、裁判員が安心して安全に参加できる環境を整える必要があります。

また、裁判官や裁判員経験者が参加する出張講義等の広報活動を積極的に行い、裁判員経験者の声を広く届けるなどの地道な努力を続けるとともに、広報活動等を通じ、様々なチャンネルを通じて地域社会との接点を持ち、その実情

等を踏まえながら得られた知見を制度運営全般に活かしていくことが求められます。例えば、少年法等の改正により、裁判員となることができる者の年齢が18歳以上に引き下げられ、令和5年以降、18歳及び19歳の方々が実際に裁判員裁判に参加することになりますが、出張講義等の際には、一方的に講義するだけにとどめるのではなく、学生等との間で双方向の意見交換を行うなどして、学生等が制度についてどのように学び、どのように受け止めているかということについての理解を深め、その得られた知見を今後の広報活動の在り方や制度運営改善の検討に生かしていくことが考えられます。

#### (5) 控訴審及び裁判員裁判非対象事件の審理の在り方

裁判員裁判の取組や理念は、刑事訴訟法の本旨に立ち返ろうとするものであり、裁判員裁判対象事件の第一審の審理のみならず、刑事裁判全体に推し及ぼされるべきものです。控訴審の在り方については、事後審の徹底という本来の趣旨を踏まえつつ、高裁・地裁の裁判官との間で議論・検討が重ねられています。また、裁判員裁判非対象事件の審理の在り方についても、裁判員裁判のプラクティスを単に形式的に採り入れて運用するというのではなく、そのプラクティスの目的や実質に照らして、具体的な事案に応じた運用の在り方を模索することが必要です。

## 2 その他の刑事手続について

### (1) 適正な通訳の確保のための取組

#### ア 現状

近年、要通訳事件の数は高い水準で推移し、増加傾向にあります。このような中で、裁判所としては、法廷通訳に対する社会の関心の高さに対応し、適正な通訳を担保するために、①裁判所及び訴訟関係人の適切な配慮による通訳しやすい審理の実現、②通訳人の数の確保、③通訳人の質の確保に関する取組を継続する必要があります。

#### イ 裁判所及び訴訟関係人の適切な配慮による通訳しやすい審理の実現

刑事公判において適正な通訳を確保するためには、特に第一審において訴訟関係人が通訳に適した尋問を実践するなど訴訟活動において配慮を行い、裁判官も同様の観点から適切な訴訟指揮を行うことが必須であり、法曹三者の間でこの配慮の在り方についての理解が共有されるよう、裁判所からも適切な働き掛けを行うことが必要です。これまでに提供した、適正な通訳を行うために裁判所及び訴訟関係人が配慮すべき事項等に関する通訳人経験者に対するヒアリング結果等の資料等も踏まえつつ、法曹三者と通訳人との意見交換するなどといった各地での取組を更に継続していくことが強く期待されます。

#### **ウ 通訳人の数の確保**

通訳人候補者名簿データベース（以下「DB」といいます。）は、裁判所に係属する全ての事件で利用できるものであり、その登録者数の更なる充実が必要です（なお、令和4年1月から、民事、行政、家事、少年事件の通訳人名簿及び通訳事件情報の入力が一元化されたところです。）。その方策として、DBへの登録が未了の通訳人を選任した場合、当該通訳人が適性を備えているときは、登録に必要な手続を教示するなどして、積極的に登録を促すことが有益であり、こうした運用を定着させる必要があります。また、裁判官が通訳人候補者の供給源となることが期待される大学に出張して法廷通訳に関する説明会を実施する取組が複数の庁で行われています。さらに、通訳需要の高い言語に焦点を当てた積極的な働き掛けを行うことによって通訳人候補者を拡充するため、令和2年10月、その具体的な方法を紹介したところです。今後も、このような取組を通じて、各庁において積極的に通訳人候補者を確保していくことが強く望まれます。

#### **エ 通訳の質の確保**

毎年、多数の通訳人候補者を対象に、法廷通訳経験の多寡等に応じた研修を実施するなどして、通訳人の能力向上に努めているところです。

また、D Bへの登録希望者の通訳能力をより適切に審査するために、経験豊富な通訳人候補者に直接に同席してもらい、希望者の通訳能力について意見を述べてもらうという運用が実施されています。

## (2) 令状処理に係る取組

保釈請求等、被告人の身柄に関する判断については、社会的な関心が高く、裁判官の間で、保釈保証金を含む逃亡防止を担保するための保釈条件の在り方や、当事者双方と十分な意見交換を行うことにより、保釈条件を設定するため必要な情報を適切に把握することなどの審査手続の在り方等について議論が重ねられています。今後も、令状事件や準抗告事件を担当する民事事件担当裁判官、簡裁の裁判官も含め、このような議論を継続的に幅広く行うなどしながら、引き続き適正な事件処理に取り組んでいく必要があります。

立法に向けた動きとしては、法制審議会刑法（逃走防止関係）部会での審議を経て、令和3年10月、保釈中の被告人等の逃亡を防止し、公判期日への出頭や刑の執行を確保するため、11の制度が法務大臣に答申され、今後、これを踏まえた関係法令の改正が行われる見込みです。

## (3) 性犯罪及び被害者に係る取組

性犯罪や被害者問題に対する社会の関心は引き続き高い状況にあります。現に、「刑法の一部を改正する法律」（平成29年法律第72号）の国会審議の過程では、衆議院及び参議院の各法務委員会において、①裁判官に対して、性犯罪に直面した被害者の心理等について心理学的・精神医学的知見等を踏まえた研修を行うこと、②性犯罪に係る刑事事件の捜査及び公判の過程において二次被害の防止に努めること等を内容とした附帯決議がなされています。同附帯決議以降、毎年、司法研修所等において性犯罪を含む被害者に関する研究会が実施され、事実認定や手続における課題のほか、被害者配慮の在り方等についても議論が行われていることは、このような社会情勢等を踏まえたものといえます。

また、法務省に設置された「性犯罪に関する刑事法検討会」では、令和3年5月に報告書が取りまとめられ、同年10月からは、法制審議会刑事法（性犯罪関係）部会において実体法（暴行・脅迫や心神喪失・抗拒不能要件の改正、新たな犯罪類型の創設）及び手続法（被害者等の聴取結果を記録した録音・録画記録媒体に係る証拠能力の特則等）の整備について審議が始まっています。

また、同検討会における論点の一つとして掲げられていた、起訴状等における被害者の氏名等の秘匿の在り方については、法制審議会刑事法（犯罪被害者氏名等の情報保護関係）部会での審議を経て、令和3年9月、その要綱（骨子）が法務大臣に答申されました。同要綱は、被告人に、被害者の情報を秘匿した起訴状抄本を送達する措置や、被疑者に呈示するための逮捕状・勾留状の各抄本を交付する手続の創設等をその内容とするものです。

裁判所としても、これらの法改正の動向を注視しつつ、引き続き必要な取組を続けていくことが望されます。

#### (4) 刑事手続のデジタル化

近時の社会経済情勢の変化、特に、ITの急速な発展や社会における普及状況等を踏まえ、国民の裁判手続のデジタル化に対する期待も高まっているところであり、このような社会のすう勢からすれば、刑事手続についても、デジタル化の実現に向けた検討をしていくことが必要です。法務省に設置された「刑事手続における情報通信技術の活用に関する検討会」では、刑事手続についてITを活用する方策に関する検討が行われており、その検討結果は令和4年3月までに取りまとめられることが予定されています。

もとより、質の高い裁判の実現を目指すためにも、刑事手続の事務処理の在り方について不断の見直しを図っていく必要があるところ、刑事分野については、これまで裁判員裁判を中心に運用改善の議論を重ねてきているところですが、今後は、ITを活用するという視点からもそれらの議論を進めていく必要があります。政府における検討に関しては、そのスピード感を意識しつつ、

裁判所として適切に対応していく必要がありますが、裁判官においても、政府における検討状況を注視しながら、ITを活用した場合の事務処理の在り方の検討も行っていくことが期待されます。J・NETポータルの刑事情報データベース（ケイフォ）の関連記事のほか、刑事局から今後隨時行う情報提供等も、その検討の素材とすることが考えられます。

#### (5) その他の法改正等

令和3年改正少年法（令和4年4月1日施行）は、同時施行される改正民法によって成年とされる18歳及び19歳の者を「特定少年」と位置付け、17歳以下の少年とは異なる特例を定めています。改正法施行後は、特定少年に対し、不定期刑の特例（少年法52条）、罰金刑に処す場合の労役場留置の言渡しの禁止（同54条）などが適用されないなど、いくつかの留意点が存在します。また、犯行時特定少年について、公判請求後推知報道禁止規定（同61条）が適用されないことから、裁判部と事務局が連携しつつ、適切な運用を図る必要があります。

このほか、今後、自由刑の单一化及び執行猶予制度の拡充、侮辱罪の法定刑の引上げなどといった刑事法の改正が見込まれ、裁判所としても動向を注視する必要があります。

### 3 おわりに～裁判部と事務局等との連携

個別の裁判事務であっても、裁判所全体の事務に関わるものや社会的な影響の大きいものも少なくなく、裁判官同士でよく議論をするとともに、裁判部と事務局が連携して対応することが求められます。

例えば、裁判所庁舎内で加害事案や逃亡事案が発生した場合には、地域社会に不安を与えることとなり、国民の裁判所に対する信頼に大きな影響を与えかねません。このような事態が生じないようにするために、日頃から裁判部と事務局とが連携し、庁として適切な事務処理態勢を構築するとともに、問題事案が発生した場合には、所長まで迅速に情報を流通させて、庁として適切な対応がとれる

ようにしておく必要があります。

また、個別の裁判における感染症に対する対応策や警備の問題のように、裁判体がそれぞれ個別に判断すべき事項であっても、当該個別の事案における当事者・関係機関の意向だけでなく、裁判所全体の人的・物的状況や他の裁判体の事件処理に与える影響等を踏まえた上で、あらかじめ裁判所内部で十分な意見交換や検討をし、さらに、組織として関係機関と事前の調整を行う必要がある場合もあるということを裁判官が十分意識しておくことも重要と思われます。

以上

(令和4年2月)  
令和3年度実務協議会（冬季）資料

## 家庭裁判所の現状と課題



最高裁判所事務総局家庭局

## はじめに

家庭裁判所は、家庭や家族に係る紛争や、少年の非行について、その背後にある原因を探りながら、それぞれの事案に応じた適切妥当な措置を講じ、将来を展望した解決を図るという理念に基づき、昭和24年1月1日に創設された。

その基本的役割は創設から70年余を経ても変わることはないが、社会状況や価値観の変化の中で、家庭裁判所に求められる具体的な役割もまた変化してきており、家庭裁判所は、その変化を踏まえつつ、上記の理念の実現に向けて的確に対応していくことが求められている。

本資料は、こうした家庭裁判所の現状及び課題をコンパクトにまとめたものである。

家庭裁判所は今年で創設70周年を迎えます。その間の歩みの中で、裁判所に持ち込まれる事件には常にその時々の社会経済情勢や人々の家族観・価値観が反映されてきましたが、近時における家族や社会の在りようの変化にはとりわけ目を見張るものがあり、家事事件は、当事者間の対立が先鋭化するなどして解決が困難な事案が増えてきています。少年事件においても、調査や処遇判断に困難を覚える事件が少なくありません。また、こうした変化に伴い、家庭裁判所が社会で果たすべき役割も、それに応じて大きく変わりつつあります。成年後見制度については、成年後見制度利用促進基本計画を受けて、市町村をはじめとする関係機関との間で連携に向けた協議が進められています。裁判所としては、引き続き個々の事件処理における運用の改善に向けた努力を尽くしていく一方で、計画の目指す地域連携ネットワークの構築に向けて、関係機関とも協力していくかなければなりません。各職種がそれぞれの果たすべき役割を改めて検討し、関係機関との連携を強化するなどして、家庭裁判所としての機能を一層充実させていくことが求められます。

(平成31年最高裁判所長官「新年のことば」より)

## 第1 家裁の事件の概況

### 1 家事事件等の概況

令和2年の家事事件及び人事訴訟等事件の新受総件数は110万5,383件であり、この10年間で約36%増となっている。このうち家事審判事件は92万6,830件（10年間で約46%増）、家事調停事件は13万0,937件（同約5%減）で、これらが全体の約96%を占めている。家裁は、これまでも社会経済情勢の変化に対応し、事務処理の態勢や方式を工夫、改善してきたが、家事事件手続法（以下「家事法」という。）の趣旨やその背景にある国民のニーズを踏まえて、事件の種別を問わず、更に取組を深化させる必要がある。

#### （1）家事審判事件の概況

家事審判事件の約98%を占める別表第一審判事件の新受件数については、増加傾向が続いている、相続放棄のほか、特に成年後見関係事件の増加が著しい。

他方、別表第二審判事件の新受件数については、平成25年以降、おむね緩やかな減少傾向にあったが、令和2年は、2万0,376件と増加（前年比約6%増）している。

#### （2）家事調停事件の概況

家事調停事件の新受件数は、平成23年から平成24年まではおむね増加傾向で、平成25年以降は、高止まり状態にあったが、平成30年以降は、おむね緩やかな減少傾向にある。

#### （3）子の監護に関する処分事件（面会交流）新受件数

社会情勢を反映し、子の監護に関する処分は増加の一途をたどっており、特に面会交流事件は増加傾向が顕著であり、平成23年から令和2年までの10年間で約1.5倍となった。面会交流事件については、当事者の対立が先鋭化し、解決困難な事案が増えている上、社会的・政治的な関心も極めて高い状況にあり、これまで以上に質の高い審理・判断が求められている。

#### （4）人事訴訟事件の概況

人事訴訟事件の新受件数は、平成16年4月に家裁へ移管された後、平成24年に最も多くなったが、平成25年以降は減少傾向にある。

#### （5）子の返還申立事件の概況

子の返還申立事件の新受件数は、平成26年（ただし、施行された4月以降）は9件、平成27年は26件、平成28年は25件、平成29年は12件、平成30年は27件、平成31年（令和元年）は16件、令和2年は18件であった。

## 2 少年事件の概況

少年保護事件の新受人員は、平成14年以降減少しており、令和2年は、5万1,485人（前年比約9%減。過去10年間で比べると約6.6%減）となっている。この減少傾向は、少年人口の減少が一つの要因と考えられるが、新受人員は、少年人口の減少割合以上に減少している。

事件種別で見ると、交通関係事件は一貫して減少しており、令和2年は2万2,257人（前年比約9%減。過去10年間で比べると約5.7%減）となった。また、同様に一般事件も減少しており、令和2年は2万9,228人（前年比約9%減）となった。一方、凶悪犯（殺人、放火、強盗及び強制性交等）は、平成24年から平成29年までは減少傾向にあったが、平成30年に一旦増加に転じた後、令和2年は524人（同約2.9%増）となった。

個別の事件を見ると、社会的関心を集める重大事件や、資質や家庭等の環境に根深い問題を抱えた少年の事件が少なくない。複雑多様な事件について、適正な事件処理が求められているといえる。

## 第2 家事事件関係

### 1 家事法の下における家事事件の処理に関する運用上検討すべき事項

#### (1) 家事法施行の意義

平成25年1月に施行された家事法は、家族をめぐる社会状況や国民の法意識の変化を背景に、当事者間の利害の対立が先鋭化し、解決困難な紛争が増加しているという家事事件を取り巻く現状にふさわしい法的紛争解決手続を実現しようとするものであり、家事事件の手続を現代社会の要請に合致したものとするため、当事者等の手続保障に資する規定を拡充するなどし、また、手続をより利用しやすくするための制度を新設するなどしている。

家事法の下における家事事件の処理に当たっては、法の規定を遵守することは当然のことであるが、裁判官を始めとする各職員が、家事法が制定された背景をしっかりと理解した上、家事法の趣旨に則った運用の実現に努めることが求められている。

#### (2) 家事法の下における家事調停の運営

家事法の施行は、家裁の紛争解決機能の強化を実現するための重要な契機と位置付けられるところであり、各家裁においては、家裁の主要な事件である家事調停の運営改善に取り組んでいる。

家事調停の運営改善の取組においては、裁判官はもとより、家事調停委員、書記官、家裁調査官等の関係職種が、問題意識を共有してそれぞ

れの役割を適切に果たしていく必要があり、定量的、定性的両面からの効果検証の視点を持ちながら、この取組を序として継続していくことが肝要と考えられる。このような観点から、協議会等においては、家事調停における裁判官の効果的な関与の実現方法、裁判官と関係職種の果たすべき役割を踏まえた書記官及び家裁調査官との合理的な役割分担や連携の在り方、取組の効果検証の在り方、効果検証の結果を踏まえて取組を修正し、これを継続、定着させていくための課題といった点について議論が重ねられており、家裁においては、関係職種間の連携をベースとした紛争解決機能の強化に取り組んでいくことが必要との意識が浸透しつつある。

今後は、今まで積み重ねてきた総論的な議論を、個別具体的な事件の中でどのように実践していくのかといった視点で検討を深めていくことも重要であり、離婚調停事件や子の監護に関する事件など、裁判官のリーダーシップと関係職種との連携が強く求められる複雑困難な事件類型を意識しながら、更に取組を進めていくことが求められている。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点からは、小規模の室内で当事者と対面し比較的長時間にわたり事情聴取及び調整を行う従前の調停の在り方をそのまま維持することは難しくなっており、調停手続の利点を生かしつつ利用者のニーズや生活様式の変化に対応する新たな手続の在り方を検討・模索していく必要がある。そして、むしろこの機会にこそ、従前のやり方に囚われず、調停の本質・利点に立ち戻り、これから時代の当事者のニーズに適う調停運営の在り方を積極的に考え実践していくことが必要かつ可能であり、またそのような必要性を関係職種（調停委員を含む。）も含めて共有しやすい環境になっているのではないかとも考えられる。そこで、家庭局は、各庁から知恵を結集・共有し、具体的な運営改善に生かし、つなげていく観点から、令和2年5月以降に、各庁の検討結果についての情報提供を受け、同年8月にそれを取りまとめたものを各庁に還元した。また、同年11月には、司法研修所及び裁判所職員総合研修所で合同実施された「家事基本・専門研究会2（面会交流）及び家事実務研究会」において本取組に関する協議が行われ、同研究会の成果も踏まえて各庁で検討・実践が行われ、令和3年1月から2月にかけて開催された家事事件担当裁判官等協議会においても本取組が協議事項として採り上げられ、各庁における検討・取組の状況や、その中で見えてきた課題及びこれに対する具体的な克服策の実践例等を共有した上で、協議を行った。令和3年5月に開催された調停委員協議会でも採り上げられ、実際に調停運営を行う調停委員の視点

からの率直な受け止めを確認するとともに、調停の基本的価値を損なうことなく、合理的かつ充実した事情聴取・調整を実現するために調停委員が果たすべき役割等について協議を行った。さらに、令和3年11月の「家事基本研究会・家事実務研究会」では、本取組は様々なレベルの課題が絡み合った立体的な構造の問題であり、一つの方策をとつかかりとして全体的な取組に波及させていくための戦略が必要であること等について協議し、認識共有を行った。今後、本取組の更なる実践の本格化が期待され、本取組は、調停運営の在るべき姿を目指して検討、実践と検証、修正を繰り返していく長期的な取組となることが想定されている。

### **(3) 家事法の運用上の諸問題**

申立書の写しの送付、子の意思の把握・考慮、電話・テレビ会議、調停に代わる審判（別表第二に掲げる事項につき新設）等、家事事件の手続に関し規定が新設されたものについては、それぞれ新設された趣旨等を十分に踏まえた運用の定着に向けた実務が積み重ねられているところである。

なお、家事事件に限らず、秘匿情報の適切な管理が課題とされており、各家裁においては、これを実現するための職種間連携の在り方を含めた検討や実践が進められている。

## **2 後見関係事件及び財産管理人選任事件の運用見直し**

### **(1) 後見関係事件の運用見直しの現状**

後見関係事件は、平成12年4月に現在の成年後見制度が始まって以来増加の一途をたどっており、令和2年12月末日現在の管理継続中の本人数は、約24万0,000人に上っている（令和元年12月末日時点は約23万3,000人）。また、政府が作成したオレンジプランによれば、我が国における認知症有病者数は令和7年には約700万人に上ると推計されており、成年後見制度の利用者数は、今後更に増加することが見込まれる。このような状況から、国民の成年後見制度に対する関心も高い状況にあり、近年、家裁においては、従前の制度運用がノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上保護の重視といった成年後見制度の趣旨に沿ったものとなっているかという視点で検討を重ねてきた。

とりわけ、後見等監督の在り方については、後見人の裁量を尊重するという制度趣旨を踏まえたものとなっているかという点について、現状を客観的に検証した上で、実証的な視点を持って見直しが進められ、その結果、後見人が家裁に報告する事項を必要かつ十分な範囲に絞り込み、家裁が審査すべき事項を明確にするといった新たな監督手法が取り入れ

られたが、引き続き、新たな監督手法の定着に向けた取組を進めていく必要がある。今後は、成年後見制度の趣旨から在るべき後見監督の姿を検討するという取組の理念を序として継承していくことが課題である。

## (2) 外部機関との連携に向けた取組

平成28年5月、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下「促進法」という。）が施行された。同法に基づいて設置された「成年後見制度利用促進委員会」には、家庭局長も委員に任せられ、政府が策定する「成年後見制度利用促進基本計画」（以下「基本計画」という。）について盛り込むべき事項について議論が重ねられ、政府は、平成29年3月に基本計画を閣議決定し、平成29年度から、基本計画に沿って制度の利用促進に関する取組が進められている。

制度の運用を担う裁判所としても、政府における取組を踏まえ、国民にとって利用しやすい制度の実現に向けた取組を進めていく必要がある。そのためには、後見等監督における運用の見直しに限らず、成年後見制度で利用する診断書の在り方、本人の生活状況等を踏まえた適切な後見人の選任、後見開始後の本人及び後見人に対する継続的な支援といった点についても、制度の理念に沿った運用の見直しを検討していくことが求められる。また、裁判所内部における取組のみならず、地域社会全体で後見人を支援することのできる環境整備、とりわけ、利用者の身近なところで福祉行政を担っている市町村等やこれを支援する都道府県の関与が不可欠であり、また、市町村等が中核的役割を担うためにも、身上保護や財産管理において専門的な知見を有する専門職団体が行政の取組に積極的に関与し、連携していくことが重要と考えられる。

この問題は関係機関等との間の協議・運営を必要とする重要課題として司法行政的な対応を要し、事務局が事件部と一体となって府全体で取組を進めていく必要があることから、平成29年度以降、毎年最高裁において後見関係事件事務打合せを開催しており、令和3年度も7月に同打合せを開催した。同打合せにおいては、①中核機関の設置及び機能充実に向けた地方自治体等と裁判所の連携、②基本計画を踏まえた後見人等の選任等の在り方、③後見人等の報酬の在り方、④高裁の役割などについて意見交換等を行った。

前記②及び③に関しては、家庭局と日弁連等の専門職団体との間で、継続的に協議を重ねている。基本計画を踏まえた後見人等の選任等の在り方については家庭局と専門職団体との間で認識の共有に至り、報酬付与の在り方については専門職団体からの意見を踏まえ、各家裁において今後の運用について具体的な検討を行うことについての理解を得て、各

家裁での検討を行う際の参考となる資料を添付した家庭局第二課長書簡を平成31年1月に発出した。また、家庭局と専門職団体との間で、親族後見人に対する支援という観点から後見監督人に期待される役割についても、今後の検討の基本となる考え方がおおむね共有されたので、その内容について記載した家庭局第二課長書簡を令和元年8月に発出した（その後、後見監督人に期待される役割や事務の内容については、専門職後見監督人の関与すべき事案のパターンを整理した上で、検討や議論のたたき台となる考え方が家庭局と専門職団体との間であらためて共有されたことから、その内容について記載した家庭局第二課長書簡を令和3年1月に発出した。）。さらに、家庭局と専門職団体との間で、保佐人及び補助人に期待される主要な事務について、検討のたたき台となる考え方が共有され、その内容について記載した家庭局第二課長書簡を令和3年1月に発出した。現在、各家裁において、これらの書簡を参考として、親族後見人支援を中核に据えた後見人や後見監督人の選任の運用等についての検討を進めるとともに、後見人等が行った事務の内容等に応じて報酬を付与するという考え方に基づき、大規模庁における検討状況を参考としながら、新たな報酬算定の考え方について検討が進められている。

令和元年度は、基本計画の対象期間である5か年の中間年度に当たることから、専門家会議において、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討が行われ、令和2年3月、「成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書」（以下「中間検証報告書」という。）が取りまとめられた。

令和3年度は、基本計画の対象期間である5か年の最終年度であり、成年後見制度利用促進専門家会議において、5年間にわたる取組について総括の上で、令和4年3月までには、第二期成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定される予定である。

このような状況も踏まえ、成年後見制度の利用促進に向けた地方自治体等における実践的な検討や取組が進められることが予想される中、家裁も地方自治体や専門職団体等の外部機関と十分に連携し、促進法、基本計画及び中間検証報告書の趣旨を踏まえて、家裁に求められている役割を果たしていくことが求められる。

成年後見制度で利用する診断書については、財産管理能力の確認に偏り過ぎているという指摘を踏まえ、判断能力についての医師の意見欄の表現を見直すなどの改定を行うとともに、福祉関係者が有している本人の生活状況等の情報を医師に伝え、より的確に診断を行ってもらうため、

平成31年4月から、新たに「本人情報シート」を導入した。

### (3) 不正防止に関する取組

令和2年1月から12月までに家庭局に報告された後見人等による不正事案は186件、被害総額は約7億9,000万円で、前年と比べて減少したものの(平成31年1月から令和元年12月までに報告された不正事案は201件、被害総額は約11億2,000万円)、なお社会的に許容される水準とはいいがたい状況にある。

不正対応については、平成23年以来、各家裁において、不正対応時の緊急事務処理態勢の確立に向けた取組が進められており、一定の成果を上げつつあるように思われるが、今後も引き続き不正対応の重要性等について注意を喚起し、更なる不正被害を防止するために必要かつ合理的な措置を迅速に講ずることの重要性を十分に認識した運用を徹底することが必要である。

また、後見制度支援信託については、平成24年2月から令和2年12月末日までの間に、2万7,257件が契約締結に至っており、支部・出張所における利用件数も徐々に伸びてきている。

さらに、基本計画の閣議決定を受けて、一部の地域金融機関において、後見制度支援預貯金の取扱いが開始された。同預貯金を取り扱う金融機関は徐々に増えており、平成30年1月から令和2年12月末日までの間に3,522件が契約締結に至っている。今後は、同預貯金を取り扱う金融機関が更に増加することが予想される。

後見制度支援信託及び後見制度支援預貯金のような不正防止効果のある金融商品については、更なる利用拡大に向けた各家裁の取組が期待される。

### (4) 財産管理事件の処理について

財産管理事件の新受件数に関する過去10年の動向を見ると、不在者財産管理事件については、8,000件前後で推移しているのに対し、相続財産管理事件は、年々増加を続け、令和2年には2万3,617件となり、10年間で約1.5倍となった。

財産管理事件において、定期的に財産状況を確認することの必要性や、特に相続財産管理事件において、管理終了に向けた計画的清算手続を進めるため、管理人に対する助言や働き掛けを行うことの重要性については、従来から強調してきたところである。また、財産管理上の問題を把握した後は、後見関係事件と同様に、財産の流出を阻止する措置を迅速に講じることが求められている。

管理終了に向けた計画的清算手続に関連するものとして、相続財産

管理事件における不動産の国庫帰属について、財務省理財局が、令和2年12月に、法律上国庫帰属すべき不動産に関する事務の具体的な取り扱いを示すとともに、国庫帰属財産の円滑な引継ぎの実現のために、各財務局等において関係機関との協力体制の構築に努めるよう各財務局に周知する通達を発出している。

平成30年11月（一部の規定については令和元年6月）から所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法が施行されている。同法には、所有者不明土地を適切に管理するため特に必要があると認めるとときは、国の行政機関の長又は地方公共団体の長が、家裁に対し、財産管理人の選任を請求できるとする民法の特例が定められている。今後、国の行政機関の長等からの財産管理人選任事件の申立てが増加することが予想されるところであり、事案の性質に応じて、適切な運用を行うことが求められている。

### 3 人事訴訟事件の適正かつ迅速な審理

家裁に人事訴訟が移管されて17年が経過した。その間、未済事件は、平成20年以降、年々増加し、平成23年12月末時点では1万件を超える状態となっていたが、平成24年以降は、9,700件前後で推移していたところ、令和2年12月末時点では、再び1万件を超えていた。

また、既済事件の平均審理期間は長期化する傾向にあり、令和2年の平均審理期間は13.8月であった。未済事件の平均審理期間も、平成24年は若干短縮したものの、平成25年以降は長期化傾向に戻っていることからすると、平均審理期間の長期化の原因を長期未済事件の優先的な処理に求めることは難しいと考えられる。

なお、令和2年の既済事件の平均審理期間は、地裁で処理していた当時（平成15年）よりも約4.5月長くなっている。また、財産分与の申立てがある離婚の訴えでは、争点整理期間を中心に年々審理期間が長期化しており（平成23年は14.4月、令和2年は17.7月），財産分与に関する合理的かつ効率的な審理の在り方等について検討することが必要であると指摘されている。さらに、財産分与の申立てがないものについても、審理期間が年々長期化していること（平成23年は9.9月、令和2年は12.1月）を直視する必要がある。

人事訴訟の審理期間の長期化については、裁判の迅速化に係る検証の検討会において、委員からも厳しい意見が出されており、長期化に歯止めがかからない現状について真摯に受け止めた上で、その原因分析及び対応策の検討を従前の分析にとらわれることなくを行うことが必要であると考えられる。

#### 4 國際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の運用

国際結婚が破綻した場合等において、子が国境を越えて不法に連れ去られた際に、迅速に常居所地国に子を返還すること等を定めた「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」が、平成26年4月、日本について効力を生じ、その国内実施法（平成25年法律第48号）及び実施規則（平成25年最高裁判所規則第5号）も施行された。

子の返還申立事件の第一審専属管轄を有する東京家裁及び大阪家裁並びに抗告審裁判所である東京高裁及び大阪高裁においては、適切な運用の確立に向けた取組がされており、これまでのところ、円滑な事件処理がされているところである。東京・大阪以外の家裁に係属する親権者の指定若しくは変更又は子の監護に関する処分についての審判事件及びこれらの抗告事件においても、一定の場合には、上記実施法及び実施規則の適用があるところであり、この点については留意が必要である。

#### 5 最近の立法の動向について

（近時成立した法律について）

##### （1）児童虐待対応に関する児童福祉法等の改正

児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律が、平成30年4月に施行された。

この改正により、①児福法28条の審判事件において家裁が都道府県に対して保護者指導措置を行うよう勧告できる場面が拡大し、②保護者の意思に反して2か月を超えて引き続き一時保護を行おうとするときごとに家裁の承認審判を必要とする制度が創設された。

また、この改正法の附則第4条において、政府は、施行後3年を目処として、改正後の法律の施行状況等を勘案し、改正後のそれぞれの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされたことなどを受け、令和2年9月から、児童相談所における一時保護の手続等の在り方に関する検討会が厚生労働省主催で開催され、令和3年4月に取りまとめがされた。その後、厚生労働省、法務省及び最高裁といった関係省庁等において、一時保護の開始の判断についての新たな司法審査の導入に向けた様々な観点からの検討が行われ、厚生労働省が所管する社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会において、同年12月、この点を含む報告書（案）が取りまとめられた。一時保護の開始の判断についての新たな司法審査の導入等を含む改正法案については、令和4年の通常国会への提出が予定されている。

##### （2）成年年齢の引下げ

民法の成年年齢を18歳に引き下げる民法の一部改正法が、平成30年6月に成立し、公布された。この法律は、一部の規定を除き、令和4年4月1日から施行される。

家事事件において、成年年齢引下げ後に影響が及ぶものとしては、親権喪失事件、親権停止事件、管理権喪失事件、親権・管理権辞任許可事件、未成年者を養子とする場合の養子縁組許可事件、離縁後の未成年後見人選任事件、離縁後の親権者の指定事件、未成年後見人選任事件、親権者の指定・変更事件などがある。

### (3) 執行法制の見直し

民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律が、令和元年5月に成立し、公布された。この法律は、一部の規定を除き、令和2年4月1日に施行された。

この法律のうち国際的な子の返還の強制執行に関するもの主な内容は、①間接強制の前置に関する規律の見直し、②債務者の審尋に関する規律の見直し、③子と債務者の同時存在に関する規律の見直し、④債務者の占有する場所以外の場所における執行官の権限等に関する規律の見直し、⑤子の身上の配慮に関する規律の新設である。民事執行法については、国際的な子の返還の強制執行と同内容の規定が設けられた。

法改正を受けて、民事執行規則及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手続等に関する規則等の一部が改正された。

養育費の履行確保については、この法律により、債務者の財産状況に関する情報取得手続が新設され、養育費の権利者も、法務局から不動産に関する情報を(令和3年5月から)、金融機関等から預貯金債権情報を、市町村等から給与債権情報を、それぞれ取得できることになり、強制執行を行いやすくなった。なお、養育費不払い問題については、近時、社会的、政治的な関心がますます高まっており、政府や与党に養育費不払い解消に向けた複数の検討体が設けられ、現在も、裁判手続に関するものを含め、運用改善や制度の見直しについて様々な議論がされている。法務省の有識者会議では、運用改善事項について令和2年9月に中間取りまとめが公表されており、同年12月には制度的在り方についての取りまとめも公表されている(いずれも各家裁に周知済み)。ここで取り上げられた論点については、引き続き、後記(9)の法制審議会家族法制部会においても、調査・審議が見込まれる。

### (4) 成年被後見人等の権利制限(欠格事由)の見直し

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係

法律の整備に関する法律が、令和元年6月に成立し、公布された。この法律は、条文によって施行日が異なり、令和元年6月14日、同年9月14日、同年12月1日、同月14日に分かれて施行された。

この法律は、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人を資格、職種、営業許可等から一律に排除する規定について、これを削除したり、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、必要な能力の有無を判断する規定（個別審査規定）を整備したりすることなどを内容としている。

また、会社法並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律における取締役等の欠格条項が削除されるなどの規定が設けられた会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が、令和元年12月に成立し、公布された。これらの法律は、一部の規定を除いて、令和3年3月1日から施行された。

#### **(5) 特別養子縁組制度の改正**

特別養子縁組制度の改正を内容とする民法等の一部を改正する法律が、令和元年6月に成立し、公布された。この法律は、一部の規定を除き、令和2年4月1日に施行された。

この法律の主な内容は、①養子となる者の年齢要件等の見直し及び②2段階の手続の導入等、特別養子縁組の成立の手続に係る規律の見直しである。

法改正を受けて、家事事件手続規則の一部が改正された。

#### **(6) 生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律**

生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律が、令和2年12月に成立し、公布された。この法律は、一部の規定を除き、令和3年3月11日に施行された（第3章の規定は、公布の日から起算して1年を経過した日から施行される。）。

この法律の内容は、生殖補助医療の提供等に関し、基本理念を明らかにし、並びに国及び医療関係者の責務並びに国が講すべき措置について規定するとともに、第三者の卵子又は精子を用いた生殖補助医療により出生した子の親子関係に関し、民法の特例を規定するものである。

裁判実務に影響のある事項としては、第3章に、女性が自己以外の女性の卵子（その卵子に由来する胚を含む。）を用いた生殖補助医療により子を懐胎し、出産したときは、その出産をした女性をその子の母とすることが明示された（第9条）ほか、妻が、夫の同意を得て、夫以外の男

性の精子（その精子に由来する胚を含む。）を用いた生殖補助医療により懐胎した子については、夫は、民法第774条の規定にかかわらず、その子が嫡出であることを否認することができない（第10条）旨が規定されている。

#### **(7) 登記制度・土地所有権の在り方の見直し**

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法が、平成30年11月（一部の規定については令和元年6月）に施行され、土地収用法の特例などとともに、所有者不明土地を適切に管理するため特に必要があると認めるときは、国の行政機関の長又は地方公共団体の長が、家裁に対し、不在者財産管理人又は相続財産管理人の選任を請求できるとする民法の特例が定められた。

また、政府は、所有者不明土地問題の解決に向けた取組を加速しており、平成29年10月から、登記制度・土地所有権の在り方に関する研究会が開始され、平成31年2月に研究会の報告書が取りまとめられた。これを受け、同月の法制審議会第183回会議において、相続等による所有者不明土地の発生を予防するための仕組み及びこれを円滑かつ適正に利用するための仕組みを整備するために必要な方策について諮問が行われ、同年3月から法制審議会の民法・不動産登記法部会において審議が行われた。

令和元年12月の民法・不動産登記法（所有者不明土地関係）等の改正に関する中間試案の取りまとめ、令和2年1月から3月にかけてのパブリック・コメント等を経て、令和3年2月、法制審議会第189回会議において要綱の採択及び答申が行われた。要綱には、民法等の見直しとして、財産管理制度、共有制度、遺産分割制度の見直しなどが盛り込まれており、これを踏まえた「民法等の一部を改正する法律」及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」が令和3年4月28日に公布された。その主な改正項目等は、①相続登記や住所等の変更登記の申請の義務化、②土地所有権を国庫に帰属させる制度の創設、③長期間経過後の遺産分割における相続分の見直し、④共有制度の見直し、⑤財産管理制度の見直し、⑥相隣関係規定の見直し等である。上記各法律は、①のうち相続登記の申請の義務化等の規定は令和6年4月1日、②は令和5年4月27日、③ないし⑥は令和5年4月1日からそれぞれ施行され、所要の最高裁規則の整備も予定されている。

**(法案の提出が検討されているものについて)**

#### **(8) 民法の嫡出推定制度に関する規定及び懲戒権に関する規定等の見直し**

## し

いわゆる無戸籍者問題解決に向けた取組の一環として、平成30年10月から、嫡出推定制度を中心とした親子法制の在り方に関する研究会が開催され、嫡出否認の訴えの提訴権者の拡大や出訴期間の見直しなど、嫡出推定制度に関する論点のほか、生殖補助医療によって生まれた子に関する親子関係の整備等について議論がされ、令和元年7月に研究会報告書が取りまとめられた。

また、同年6月に公布された児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律において、政府は施行後2年を目途に懲戒権について定めた民法第822条の規定の在り方について検討を加え、必要があると認めるとときは、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとされたことを受け、同月から監護権の規定の在り方に関する研究会で議論がされ、同年7月に研究会報告書が取りまとめられた。

同年6月に開催された法制審議会第184回会議において、民法の嫡出推定制度に関する規定及び懲戒権に関する規定等の見直しについて諮問され、同年7月から法制審議会民法（親子法制）部会において、調査・審議が行われ、令和3年2月に開催された会議において「民法（親子法制）等の改正に関する中間試案」が取りまとめられた。同月から、この中間試案に対するパブリック・コメントが行われた。

### **(9) 離婚及びこれに関する家族法制の見直し**

平成23年民法改正においては、親権制度の見直しに併せて、民法766条に養育費や面会交流等が例示されたが、父母の離婚後等における養育費及び面会交流の確保については、社会的な関心が高い状況が続いている。同改正の附帯決議においても離婚後の共同親権の可能性を含めた検討が求められている。

令和元年11月より、家族法研究会において、離婚後の子の養育の在り方を含む家族法の課題についての議論がされ、令和3年2月に研究会報告書が取りまとめられた。

このうち、養育費の取決めの確保・履行確保については、ひとり親家庭の貧困の問題がコロナ禍により一層深刻化しているとの認識の下、これまで様々な検討体での議論が蓄積され、面会交流についても、子の養育における重要性に鑑み、様々な議論がされて来ているところである。

離婚及びこれに関する家族法制の見直しについては、令和3年2月開催の法制審議会第189回会議において、諮問がされ、同年3月から、法制審議会家族法制部会において、調査・審議が行われている。

### **(10) その他の動き**

家事事件の実務に影響する可能性があるものとして、次のようなものがある。

ア 氏名の読み仮名の法制化について

個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを戸籍の記載事項とする規定を整備するなど戸籍法制の見直しを行う必要があると考えられるとして、氏名の読み仮名の法制化に係る戸籍法令の改正に関して、令和3年9月開催の法制審議会第191回会議において、諮問がされ、法制審議会戸籍法部会において調査・審議が行われている。

イ 被害者等の身元識別情報を相手方に秘匿することができる制度について

法制審議会民事訴訟法（IT化関係）部会において「民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する追加試案」が取りまとめられ、これに対するパブリック・コメントが行われた。引き続き同部会において調査・審議が行われている。

ウ 調停による和解合意の執行決定等に関する規律の創設について

法制審議会仲裁法制部会において「仲裁法等の改正に関する中間試案」が取りまとめられ、これに対するパブリック・コメントが行われた。引き続き同部会において調査・審議が行われている。

## 6 家事事件手続のデジタル化

家事事件手続（人事訴訟手続も含む。）のデジタル化に関しては、当事者の利便性及び司法アクセスの向上や新型コロナウイルス感染症への対策の観点から、デジタル化に対する国民の期待が高まっている状況にあり、令和3年4月から、公益社団法人商事法務研究会の主催の「家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等IT化研究会」において法制面での検討が進められてきた。同研究会では、先行する民事訴訟のデジタル化に関する検討の成果や、家事事件手続等の特性を踏まえ、インターネットを用いた申立て等をしなければならない者の範囲、各種期日におけるウェブ会議等の利用、記録の電子化の例外、インターネットを用いた記録の閲覧等における取扱等につき、論点の整理が行われ、同年12月に「家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等IT化研究会報告書」が取りまとめられた。

また、家事調停手続におけるウェブ会議の導入については、東京、大阪、名古屋及び福岡の各家庭裁判所において、検討体（PT）を設置し、ウェブ会議を効果的に活用できる事案の選別、非公開性の担保等ウェブ会議を活用する上でのあい路、関係職種間の連携等の課題に関する検討を進めてきたところであるが、令和3年12月から、各庁の準備状況に

応じて順次、その試行が開始されている。これまで、家庭裁判所においては、調停の本質・利点に立ち戻り、これから時代の当事者のニーズに適う調停運営の在り方を考え実践していくという観点から、調停運営の在り方の見直しについての議論が進められてきており、既に具体的な事件における実践も行われているが、ウェブ会議を利用した調停運営の在り方についても、これまでの議論の成果を土台にしながら検討を進めていくことが期待される（令和4年1月から同年2月に開催される令和3年度家事事件担当裁判官等協議会においても、家事調停手続のデジタル化が協議事項として採り上げられている。）。

なお、「家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等IT化研究会報告書」での議論状況を含め、デジタル化の進捗等についても、J・N E T ポータルの家事・少年情報データベース（Family☆in）等で情報提供している。

### 第3 少年事件関係

#### 1 少年審判の機能の更なる強化、事務処理の在り方の検証・見直し

再非行少年の割合は、依然として高い水準にあり、少年刑事司法全体の再非行防止機能についてこれまで以上に厳しい目が向けられており、家裁としては、少年審判が果たすべき役割を再認識し、その機能を充実・強化する必要がある。

少年審判の機能を十分に発揮するためには、調査段階のみならず、家裁送致から終局決定まで、更には、決定後を含む手続全体において事務処理が適時適切に行われる必要があり、かかる観点から、手続全体における事務処理の在り方について不断の検証、見直しが求められている。

とりわけ、再非行防止の観点からは、少年の非行性が深刻な段階に至っていない在宅事件についても、少年審判の機能を十分に発揮することが必要と考えられる。

また、決定書謄本を含む社会記録は、執行機関において少年に対する処遇の方針及び計画を策定する上で重要な参考資料となるものであり、保護処分は決定があれば確定を待たずに執行に移行するため、事件終局とほぼ同時に記録の引渡しができるように努め、仮に同時に引渡しができない場合には、遅くとも事件終局後1週間以内に、執行機関に到達するよう送付する必要があることに留意しなければならない。早期送付の意義を再確認し、必要に応じて事務処理の在り方を見直していくことが求められている。

#### 2 裁量による国選付添人制度等の適切な運用

裁量による国選付添人制度及び検察官関与制度の対象事件の範囲拡大等

を主な内容とする少年法の一部を改正する法律が、平成26年6月から施行された。

改正少年法の下における裁量による国選付添人制度の運用については、国選付添人の必要性判断を、立法の経緯や制度の趣旨を十分に踏まえて適切に行うとともに、選任過誤や選任遅滞を防止するため、普段から各庁の実情を踏まえて事務処理態勢を見直したり、職種間の連携を強化したりすることが極めて重要と考えられる。

なお、刑事訴訟法等の一部を改正する法律により、平成30年6月から被疑者国選弁護人制度の対象事件が拡大されているが、これにより裁量による国選付添人制度と被疑者国選弁護人制度との間で対象事件の範囲が異なることとなつたため、その点に留意して適切な処理を行う必要がある。

### 3 少年調査票の新たな様式について

家裁調査官が行った社会調査の結果を、より的確に、読み手に分かりやすい形で報告できるよう、令和2年3月に少年調査票の新たな様式を定める通達が発出され、令和3年10月1日から実施されている。

なお、令和2年度には、東京家裁と大阪家裁において、新たな様式での少年調査票の記載方法について調査官特別研究が行われ、その結果が全国に還元された。各庁において、当該結果報告も活用して、同通達の実施に向けた準備が進められてきたところである。家庭局としては、通達実施後の各庁の状況を確認しつつ、引き続き必要な支援を行っていきたいと考えている。

### 4 最近の立法作業の動向について

#### (近時成立した法律について)

##### 少年法等の一部を改正する法律

少年法等の一部を改正する法律が、令和3年5月に成立し、公布された。この法律は、令和4年4月1日から施行される。

本改正法は、18歳及び19歳の者について、少年法の適用対象としつつ、その適用において特例規定が整備された。18歳及び19歳の者の取扱いに関しては、全件家裁送致が維持された上で、①原則逆送対象事件の拡大、②犯罪の輕重を考慮した相当な限度を超えない範囲での保護処分、③ぐ犯の対象からの除外、④逆送決定後における不定期刑等の刑事事件の特例規定の不適用、⑤起訴後における推知報道禁止の解除等の特例規定が整備され、併せて、更生保護法、少年院法等の関係法律の整備も行われた。

法改正を受けて、少年審判規則の一部が改正された。また、本改正法は、少年事件の処理の在り方に影響を与えるものであることから、施行までの間に、本改正法の内容を踏まえた運用について検討・準備を進める必要が

ある。

## 第4 家裁調査官関係

### 1 家裁調査官の役割・機能

#### (1) 検討の必要性

家裁調査官は、これまで、時々の事件状況や家裁の態勢に応じて、様々な事務を担ってきた。しかし、近年、社会情勢の変化や相次ぐ法改正を受けて、家裁における事件処理の在り方が大きく変わろうとする中で、家裁の機能をより充実させるために、家裁調査官が担うべき役割・機能を改めて検討することが求められている。家裁調査官の合理的かつ効果的な活用については、その役割・機能を明らかにした上で、各庁の事件動向、事務処理態勢等の実情を踏まえて検討する必要がある。

#### (2) 家裁調査官の役割・機能

家裁調査官に関しては、家裁に設置された趣旨とその職務の法的根拠から、その職務の根幹は、行動科学の知見及び技法を基盤として、事実の調査と調整を行うことにあるといえる。具体的には、家裁調査官には、法的視点からだけでは適切な判断や解決方針を示せない場合に、行動科学の知見及び技法をいかして、必要な事実を収集し、収集した事実を的確に分析・評価して客観的で科学的な裏付けを伴った将来予測を含む意見を提出するとともに（「行動科学の知見等に基づく事実の調査」）、そのような分析・評価の結果に基づいて当事者、少年等に対する働き掛けや関係機関との間での調整を行う（「行動科学の知見等に基づく調整」）といったことが要請されているといえる。これを踏まえて、家裁調査官の役割・機能は「行動科学の知見等に基づく事実の調査と調整」であると整理されている。

### 2 今後の課題

多様な職種の職員から成る家裁が、今後も社会の中で適切な役割を果たすためには、家裁に特徴的な職種である家裁調査官が、その役割・機能を十全に発揮するとともに、関係職種において、それに関する共通理解が深まることが重要となるところ、令和元年12月に、「家裁調査官の役割・機能」と題する資料が配布された。同資料は、家裁調査官の役割・機能及びそれにに基づく調査事務について、家裁調査官自らが改めて認識を深めるとともに、裁判官を始めとする関係職種がこれを的確に理解し、認識を共有するための視点を示したものである。同資料を活用して家裁調査官相互間での議論や関係職種間での意見交換が重ねられ、その成果が日常の調査事務にいかされていくことによって、家裁調査官による調査事務の質や技

量が向上し、より的確で質の高い調査事務が遂行されるとともに、裁判官において、これまで以上に適時適切な家裁調査官の活用を図ることで、より質の高い裁判が実現されることが期待される。現在、各庁においては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点も踏まえた調査事務の工夫等についても検討されているが、そのような検討も含め、同資料は、様々な場面で広く活用されることが望まれるものである。

令和2年度の首席家裁調査官が出席する協議会等においては、同資料を基にした協議を通じて、また、同資料を踏まえた調査事務の改善等の取組における具体的な検討を通じて、家裁調査官の役割・機能の認識共有が家裁調査官に関する種々の施策を進めていく上での基盤になるものであることが家裁調査官内部及び関係職種において理解されるとともに、役割・機能を踏まえた実務における実践も見られるようになっている実情が共有された。令和3年度においても、引き続き家裁調査官の役割・機能について更なる認識共有を図ることはもとより、役割・機能について議論した結果を具体的な実務に反映、実践し、裁判官等との相互議論を通じて効果検証を行い、更なる改善につなげていく必要があることが確認されている。

## 第5 家裁の裁判官の役割

家裁の裁判官には、個々の事件を適切に処理することはもとより、書記官のほか、家裁特有の家裁調査官、調停委員、参与員等の多様な職種に対するリーダーシップを発揮して各職種の専門性や強みを生かしつつ、これらを統括し、組織としての家裁の運営にも積極的に関与する役割が求められる。すなわち、裁判官は、まず何よりも、個々の事件の処理において主体的に各職種をリードする姿勢で取り組むことが必要であり、そのためには、事件の内容や特色を早期に的確に把握して審理方針と見通しを立てるという他の裁判所の裁判官と変わらない役割が求められることはいうまでもない。書記官に対しては、進行管理上の留意点や法的調査の在り方等について適切な指示を与えるとともに、家裁調査官に対しても、的確に調査の要点を伝え、調査の進行中も常にその動向に配意し、中間的な口頭報告を求めるばかりでなく主体的にケースカンファレンスを求めていくことなどが必要と考えられる。

さらに、家事調停事件においては、裁判官が実質的かつ効果的に関与することが必要であり、例えば、調停委員の指定や調停期日の指定についても意を用いるほか、解決方針の策定やそれに基づく合意形成に向けた働き掛けを行うために、評議を積極的に行ったり、必要に応じて調停期日への立会いを行ったりするなど、調停委員任せにすることなく、手続の主宰者

として調停運営を中心となって進めていくことが重要である。令和3年1月から2月にかけて開催され、家事調停の運営改善の取組について協議が行われた家事事件担当裁判官等協議会においても、裁判官の役割について、法的観点から紛争解決の軸を提供するとともに、手続全体の進行について大局的な視点から指揮する役割を担っているとの認識が共有された。

また、裁判官には、個々の事件処理の面にとどまらず、司法行政的な側面でも、庁としての事件処理態勢の整備改善や関係機関との連携の強化に主体的に取り組み、さらに、人間関係の面でも、信頼関係を築き連携を円滑に行えるよう組織の一体化を図っていくことも求められる。例えば、新規立法や法改正に伴う事件処理態勢の構築、家事調停の運営改善の取組など庁としての運用改善の検討、事件処理要領の改定、事件の類型に応じた細則策定の要否の検討、手続選別（インテーク）基準の見直し、長期未済事件の処理方針の策定、少年や保護者に対する保護的措置の在り方など、各種事件処理の在り方に対する各職種の共通認識を深めるため、また、各職種の力を結集して庁全体としての事件処理の質の更なる向上に向けて、他の職種を交えた庁内の検討を主導することなどが求められる。また、対外的にも、福祉機関、捜査機関、執行機関などの関係機関との協議会の運営などにも中心となって積極的に関与することが望まれる。

以上

令和4年2月

## 実務協議会資料目次

### 経理局

- 資料 1 令和4年度一般会計歳入歳出予算案
- 資料 2 令和4年度一般会計予算歳出・歳入の構成
- 資料 3 一般会計歳出の主要経費の推移
- 資料 4 公債残高の累増
- 資料 5 一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移
- 資料 6 令和4年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について
- 資料 7 一般経費の内訳
- 資料 8 物件費・令和4年度予算額案
- 資料 9 庁舎維持管理等経費の実績額推移
- 資料 10 裁判所予算額（当初）歴年比較
- 資料 11 令和3年度予算について
- 資料 12 令和3年度補正予算（第1号）について
- 資料 13 令和4年度予算案について
- 資料 14 裁判所庁舎現況
- 資料 15 裁判所の耐震化について
- 資料 16 令和3年度予算施設関係予算内訳
- 資料 17 令和4年度予算案施設関係予算内訳
- 資料 18 令和3年度補正予算（第1号）施設関係予算内訳
- 資料 19 裁判所インフラ長寿命化計画（行動計画）
- 資料 20 公共調達における適正な会計事務について（通知）
- 資料 21 今後の裁判所共済組合について



## 令和4年度一般会計歳入歳出予算案

(単位: 億円)

区分	前年度予算額(当初)(A)	令和4年度予算額(当初)(B)	比較増△減額(B-A)	備考
歳入				
1 租税及印紙収入	574,480	652,350	77,870	
2 その他の収入	55,647	54,354	△ 1,293	
3 公債金	435,970	369,260	△ 66,710	
合計	1,066,097	1,075,964	9,867	
歳出				
1 国債費	237,585	243,393	5,808	
2 地方交付税交付金等	159,489	158,825	△ 664	
3 一般歳出	669,023	673,746	4,723	
合計	1,066,097	1,075,964	9,867	

(注) 計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

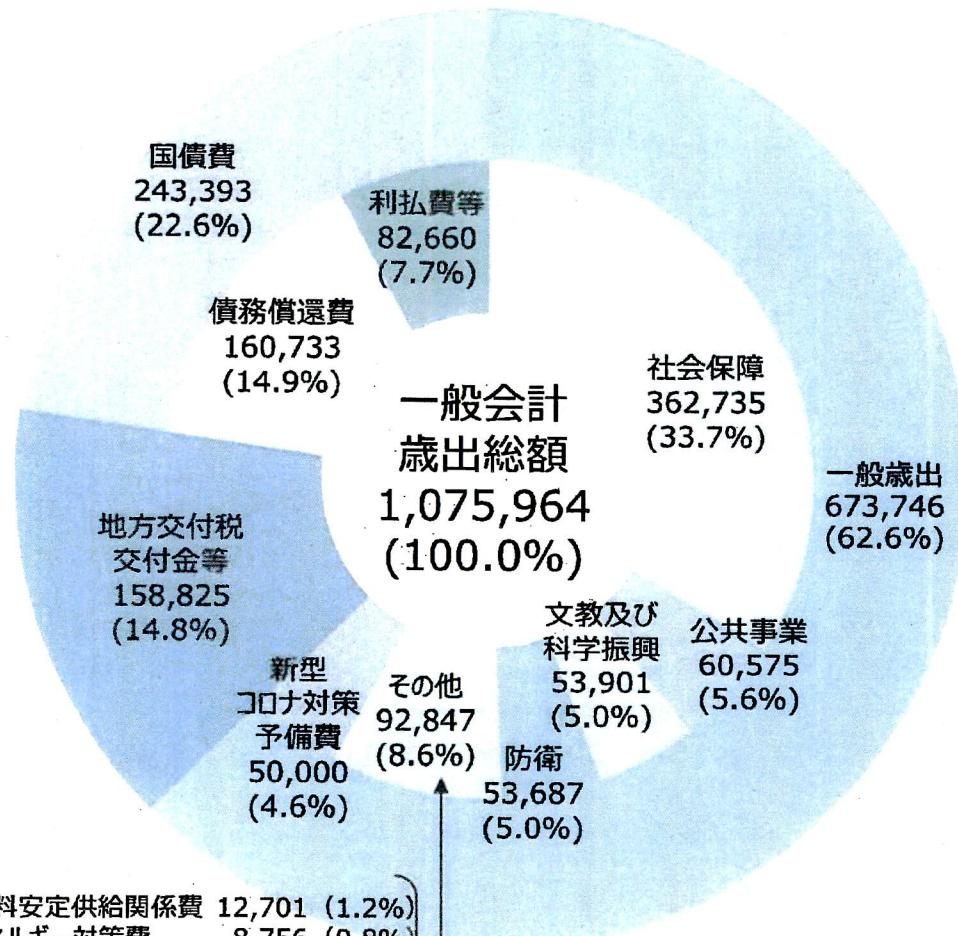
(参考) 一般歳出の主な内容

社会保障関係費、文教及び科学振興費、防衛関係費、公共事業関係費及びその他の事項経費等がある。

裁判所予算は「その他の事項経費」に含まれる。

# 令和4年一般会計予算 岁出・歳入の構成

## 一般会計歳出

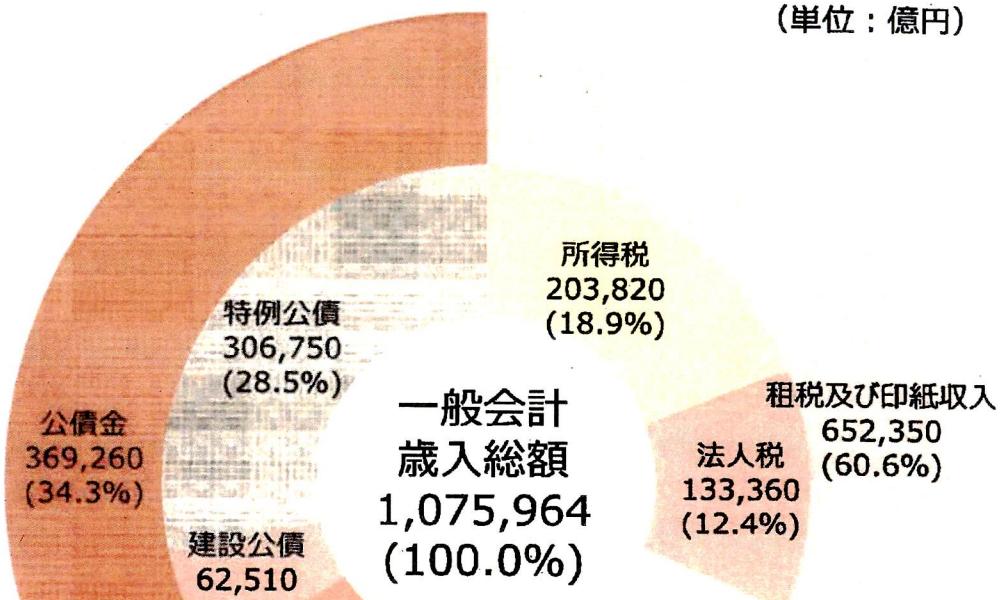


食料安定供給関係費	12,701	(1.2%)
エネルギー対策費	8,756	(0.8%)
経済協力費	5,105	(0.5%)
中小企業対策費	1,713	(0.2%)
恩給関係費	1,221	(0.1%)
その他の事項経費	58,350	(5.4%)
予備費	5,000	(0.5%)

※「一般歳出」とは、歳出総額から国債費及び地方交付税交付金等を除いた経費のこと。

※「基礎的財政收支対象経費」(=歳出総額のうち国債費の一部を除いた経費のこと。当年度の政策的経費を表す指標)は、837,166 (77.8%)

## 一般会計歳入

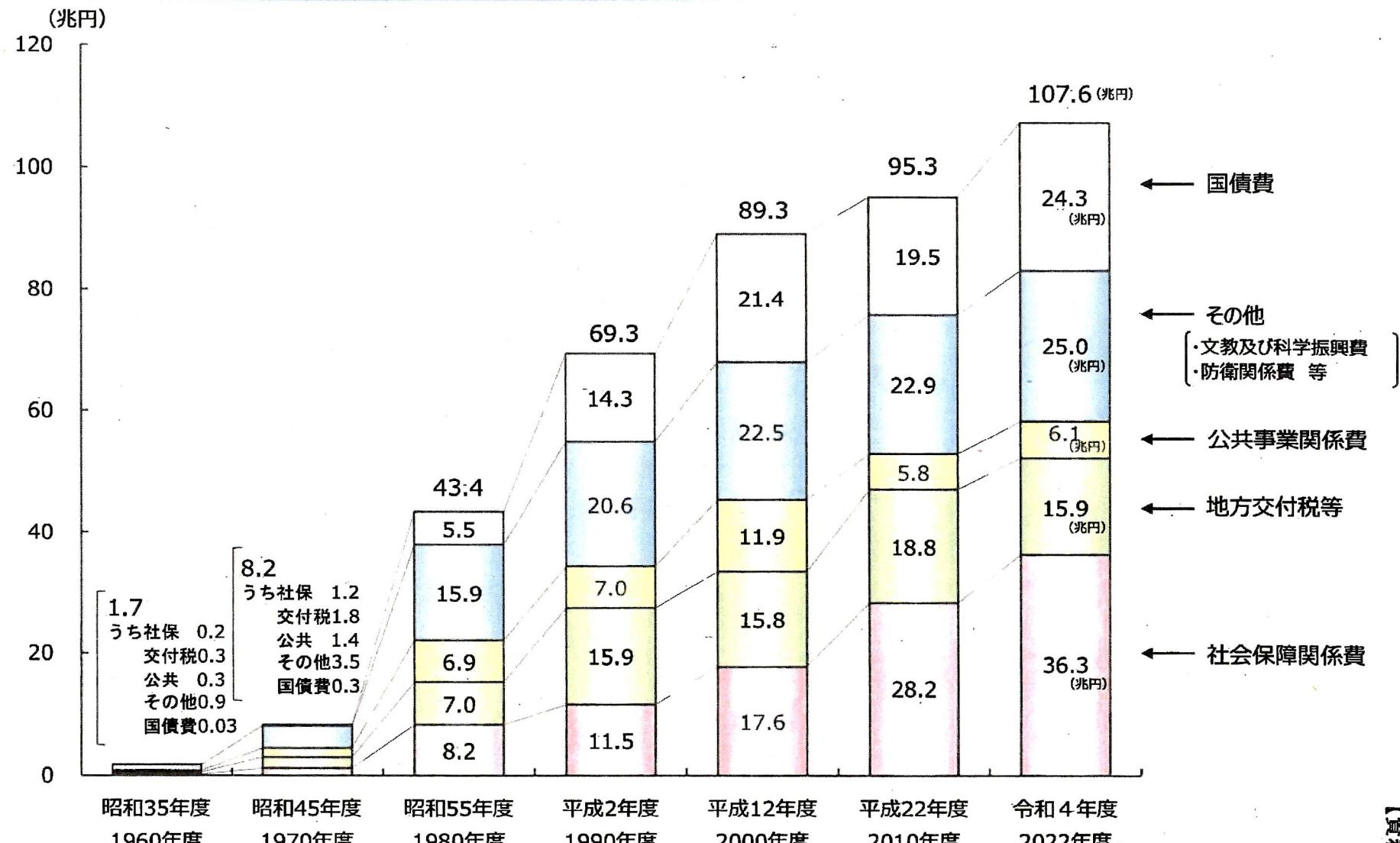


相続税	26,190	(2.4%)
揮発油税	20,790	(1.9%)
酒税	11,280	(1.0%)
たばこ税	9,340	(0.9%)
関税	8,250	(0.8%)
石油石炭税	6,600	(0.6%)
自動車重量税	3,850	(0.4%)
電源開発促進税	3,130	(0.3%)
その他の税収	570	(0.1%)
印紙収入	9,440	(0.9%)

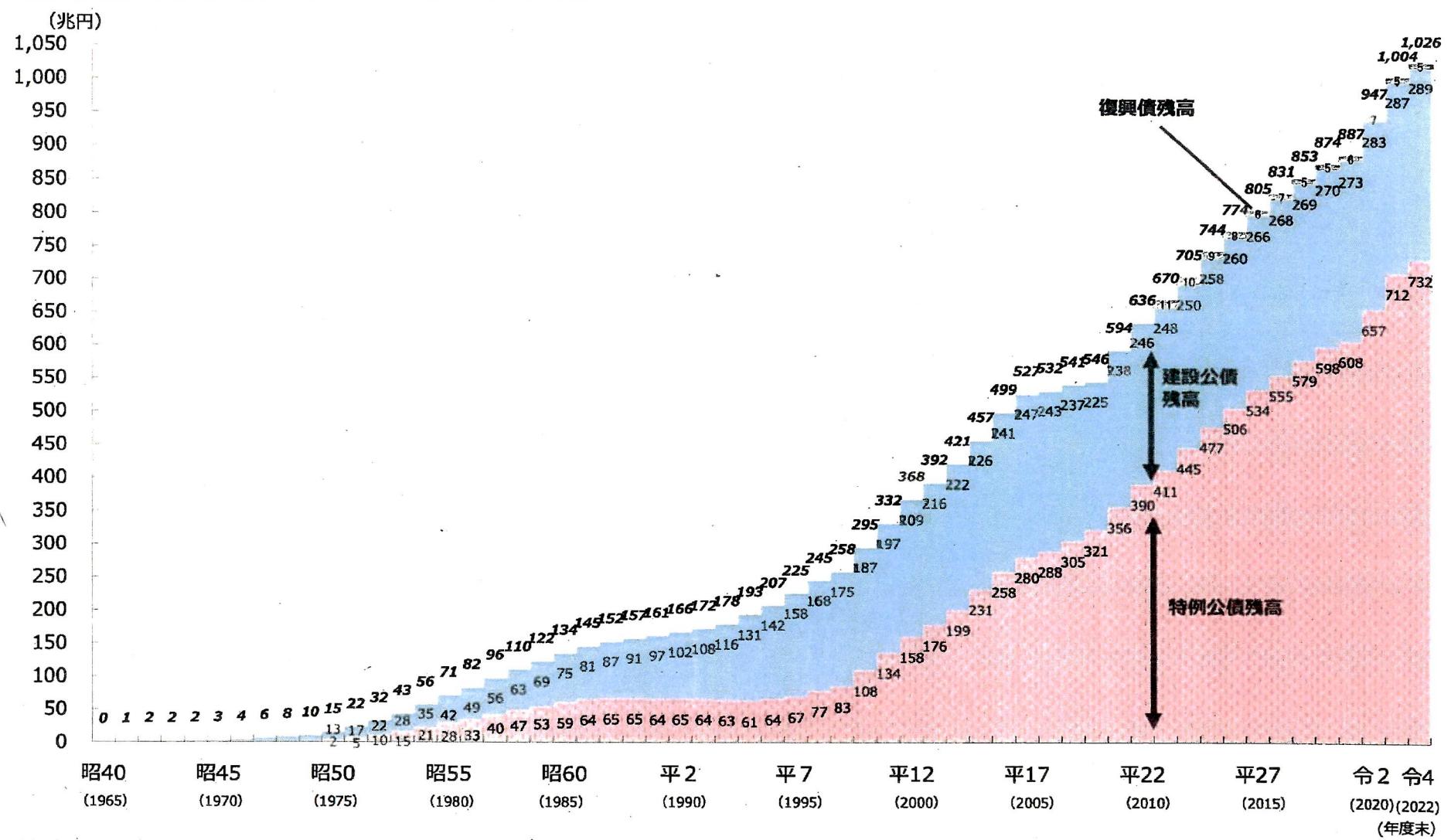
(注1) 計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

(注2) 一般歳出における社会保障関係費の割合は53.8%。

## 一般会計歳出の主要経費の推移



## 公債残高の累増

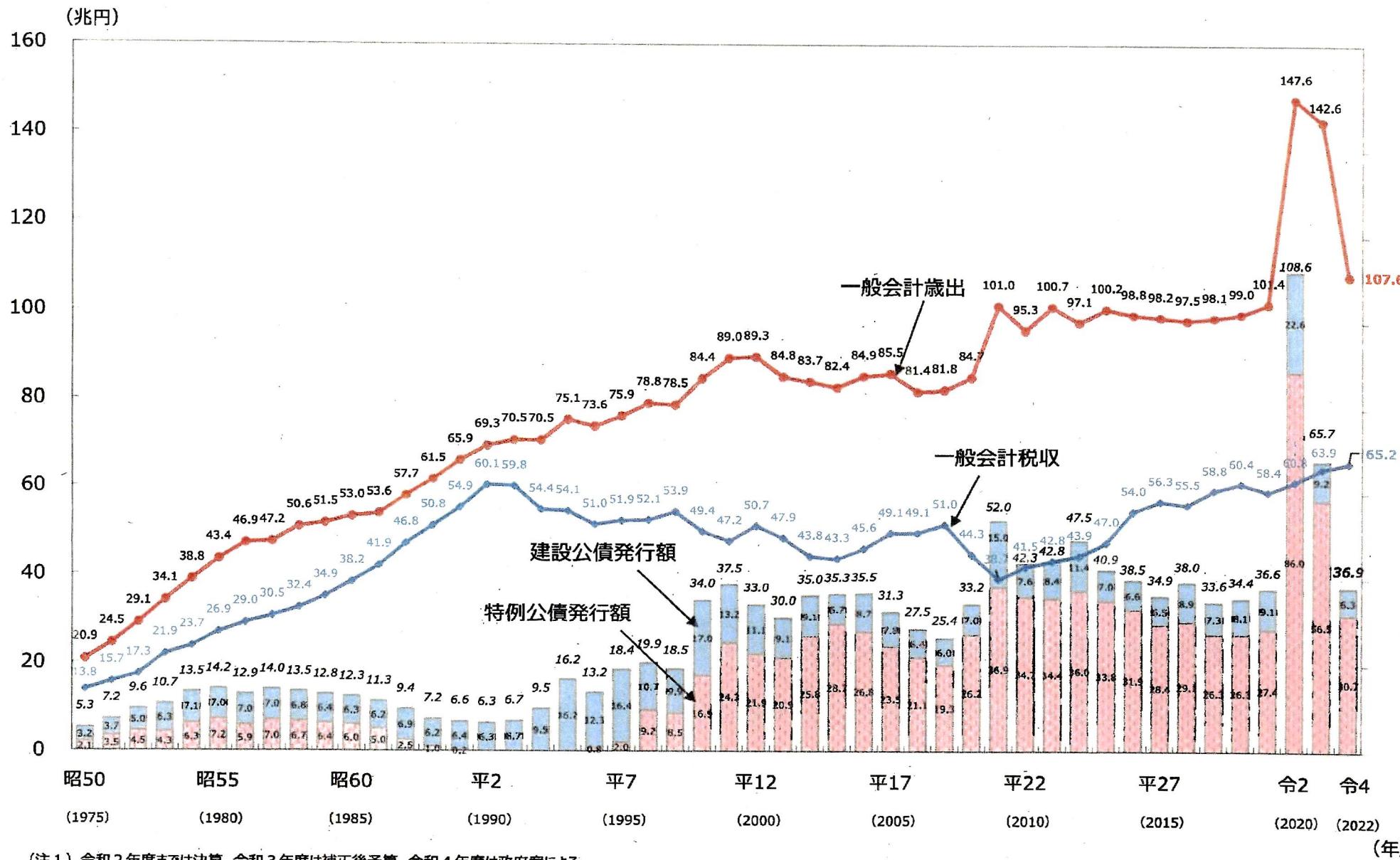


（注1）令和2年度末までは実績、令和3年度末は補正後予算、令和4年度末は政府案に基づく見込み。

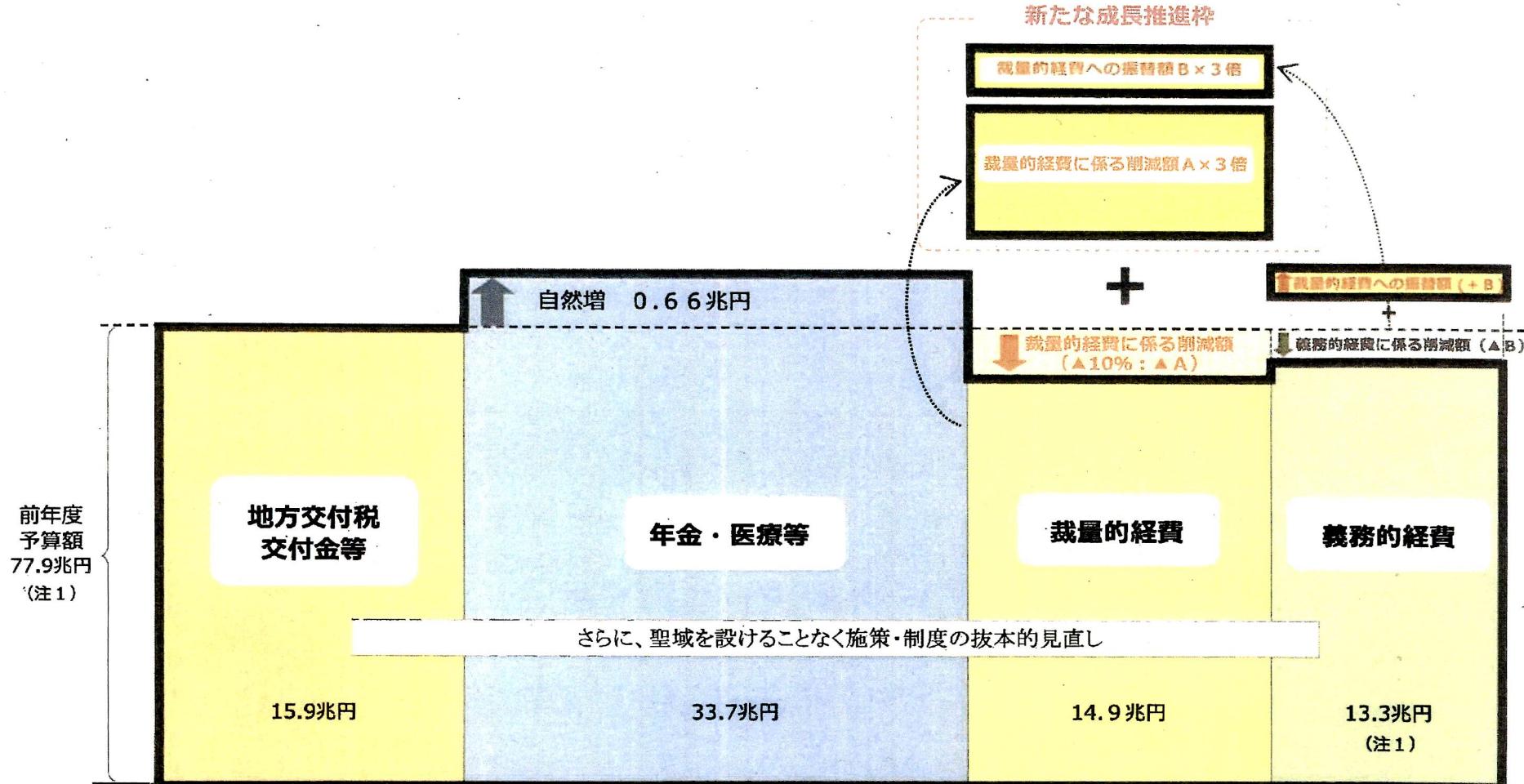
（注2）普通国債残高は、建設公債残高、特例公債残高及び復興債残高。特例公債残高は、国鉄長期債務、国有林野累積債務等の一般会計承継による借換債、臨時特別公債、減税特例公債及び年金特例公債を含む。

（注3）令和4年度末の翌年度借換のための前倒債限度額を除いた見込額は1,006兆円程度。

# 一般会計収支、歳出総額及び公債発行額の推移



## 令和4年度予算の概算要求に当たっての基本的考え方について



※ 地方交付税交付金等については「新経済・財政再生計画」との整合性に留意しつつ要求。義務的経費については、参議院議員通常選挙に必要な経費等の増減について加減算。

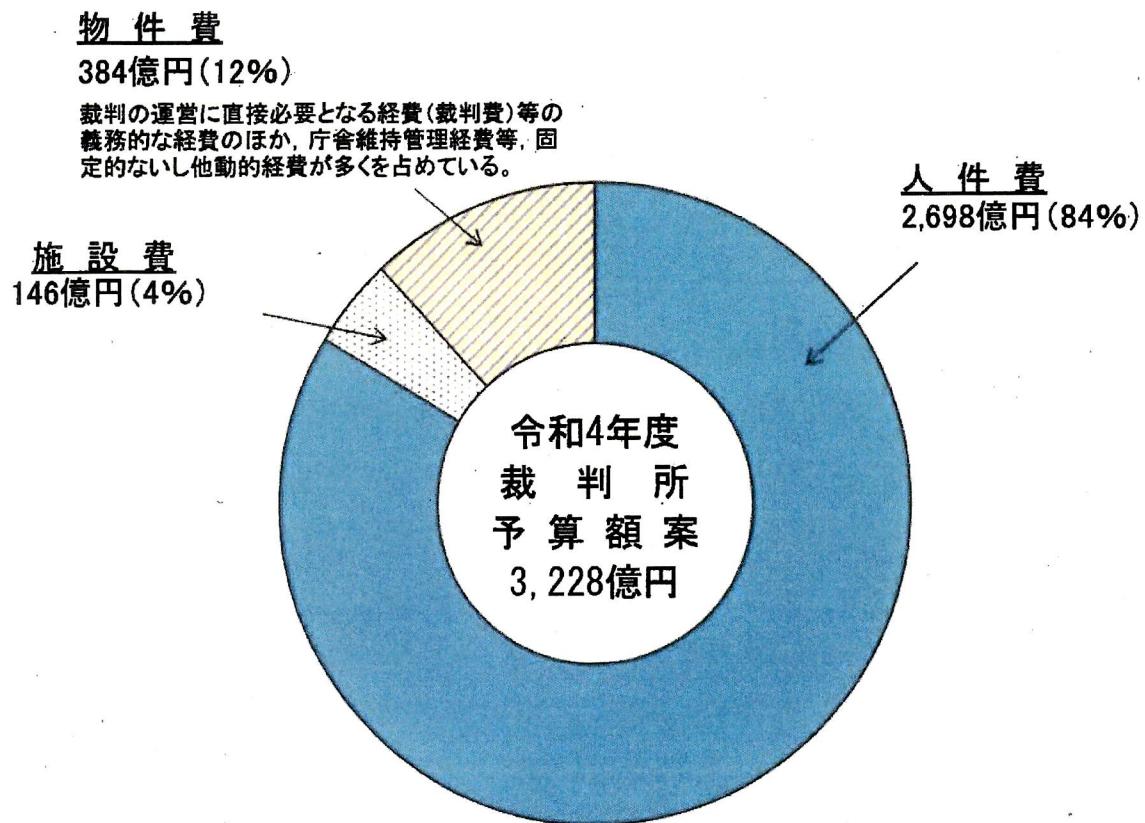
※ 消費税率引上げとあわせ行う増（社会保障の充実等）については、消費税収、地方消費税収並びに重点化及び効率化の動向を踏まえ、予算編成過程において検討。

※ 子供・子育てについては、「子供に関する様々な課題に総合的に対応するため、…こうした機能を有する行政組織を創設するため、早急に検討に着手する」及び「十分に安定的な財源を確保しつつ、有効性や優先順位を踏まえ、速やかに必要な支援策を講じていく」との方針を踏まえ、予算編成過程において検討。

(注1) 上記前年度予算額は、コロナ予備費を除いたもの。コロナ予備費を含めると、前年度予算額の総額は82.9兆円、義務的経費は18.3兆円。  
(注2) コロナ対策については、今後の感染状況により、必要に応じて、事項のみの要求も含め、適切に要求する

(注2) コロナ対策については、今後の感染状況により、必要に応じて、事項のみの要求も含め、適切に要求する。

## 一般経費の内訳

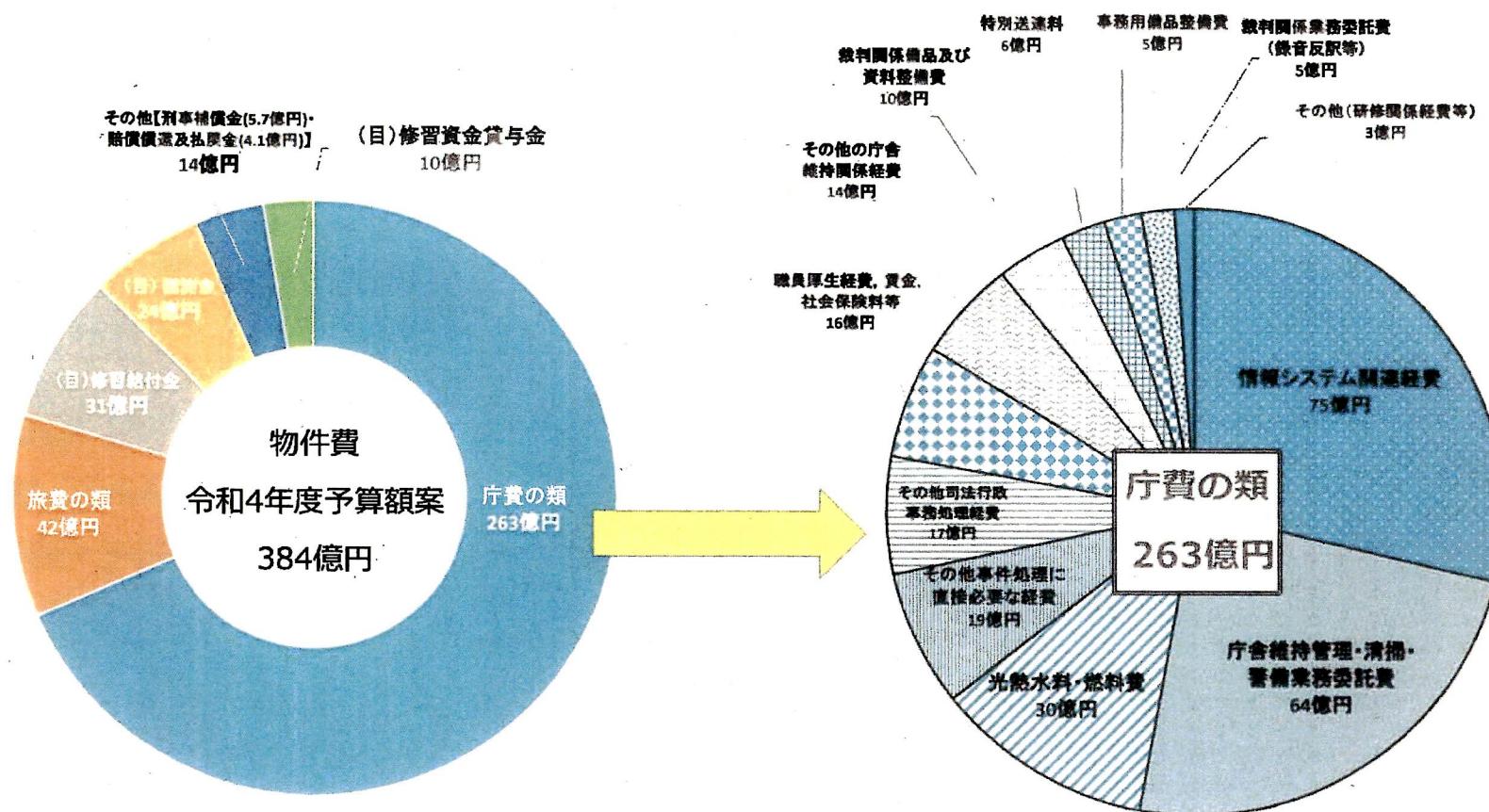


(単位：億円)

	4年度 予算額案	3年度 予算額	増▲減額
人 件 費	2,698	2,733	▲35
物 件 費	384	374	10
施 設 費	146	146	▲1
合 計	3,228	3,254	▲26

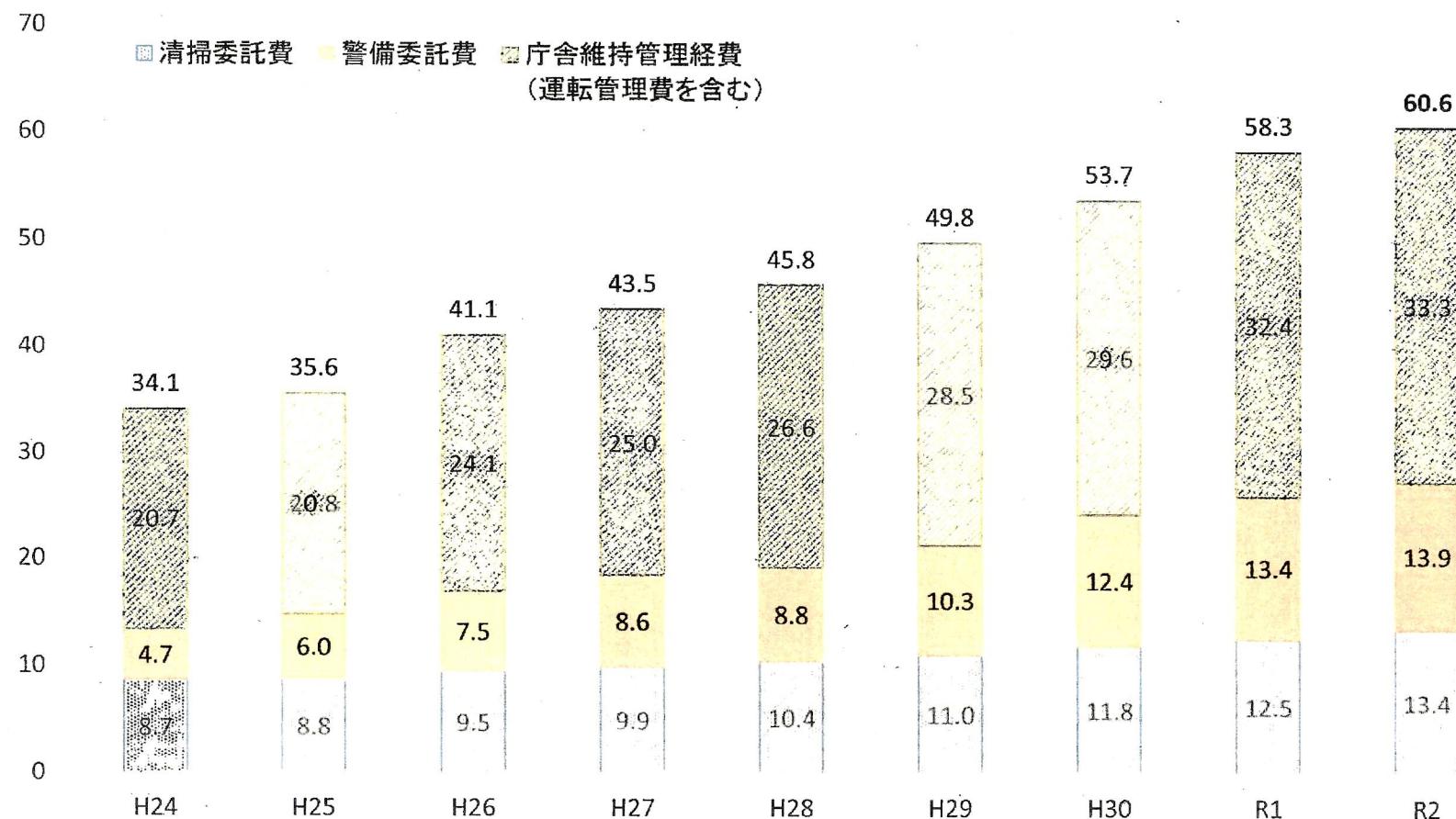
(注) 四捨五入等の理由により、端数において計数が合致しない場合がある。

# 物件費・令和4年度予算額案



(注)四捨五入等の理由により、端数において計数が合致しない場合がある。

## 庁舎維持管理等経費の実績額推移 (単位:億円)



## 裁判所予算額(当初)歴年比較

(単位:千円)

年度	国の予算総額	裁判所予算額	国の予算に対する割合(%)	裁判所予算内訳							
				人件費	割合(%)	施設費	割合(%)	裁判費	割合(%)	その他	割合(%)
30	991,457,523	9,176,320	0.926	6,630,456	72.3	580,633	6.3	1,205,375	13.1	751,856	8.2
40	3,658,080,318	27,827,303	0.761	21,409,344	76.9	2,595,445	9.3	2,074,410	7.5	1,740,104	6.3
50	21,288,800,073	123,644,701	0.581	107,990,266	87.3	6,513,851	5.3	3,697,221	3.0	5,435,363	4.4
60	52,499,643,415	218,392,283	0.416	192,897,953	88.3	7,771,259	3.6	8,815,337	4.0	8,899,734	4.1
61	54,088,643,440	229,790,264	0.425	203,425,521	88.5	7,926,029	3.5	9,202,099	4.0	9,228,615	4.0
62	54,101,019,241	235,547,066	0.435	208,536,314	88.5	8,180,526	3.5	9,371,980	4.0	9,450,246	4.0
63	56,699,713,560	240,847,032	0.425	212,286,408	88.1	9,535,138	4.0	9,378,004	3.9	9,639,482	4.0
平成元	60,414,194,091	248,841,410	0.412	219,223,721	88.1	10,303,727	4.1	9,481,604	3.8	9,824,358	3.9
2	66,236,790,811	257,403,727	0.389	227,030,587	88.2	10,467,151	4.1	9,497,783	3.7	10,400,206	4.0
3	70,347,419,164	267,512,060	0.380	235,859,287	88.2	11,121,967	4.2	9,545,786	3.6	10,977,020	4.1
4	72,218,011,260	277,672,580	0.384	244,993,228	88.2	11,651,591	4.2	9,587,976	3.5	11,431,785	4.1
5	72,354,824,310	283,898,974	0.392	248,691,861	87.6	12,142,591	4.3	10,404,035	3.7	12,652,487	4.5
6	73,081,669,430	288,319,798	0.395	250,670,580	86.9	12,503,972	4.3	12,159,222	4.2	12,978,024	4.5
7	70,987,120,301	295,047,940	0.416	254,973,976	86.4	13,191,629	4.5	13,558,955	4.6	13,315,380	4.5
8	75,104,923,815	305,285,978	0.406	261,872,110	85.8	13,991,210	4.6	15,162,163	5.0	14,252,495	4.7
9	77,390,003,705	310,787,900	0.402	263,782,261	84.9	14,767,352	4.8	16,976,870	5.5	15,253,417	4.9
10	77,669,179,091	310,228,613	0.399	265,353,662	85.5	11,910,743	3.8	18,168,711	5.9	14,787,497	4.8
11	81,860,122,402	318,406,357	0.389	272,624,053	85.6	12,173,419	3.8	18,714,022	5.9	14,886,863	4.7
12	84,987,053,259	318,665,895	0.375	271,464,306	85.2	12,343,096	3.9	19,168,568	6.0	15,681,925	4.9
13	82,652,378,963	319,785,378	0.387	270,395,835	84.6	14,092,570	4.4	20,629,261	6.5	14,659,712	4.6
14	81,229,993,005	317,103,560	0.390	270,590,561	85.3	10,650,000	3.4	21,007,501	6.6	14,847,498	4.7
15	81,789,077,666	317,831,163	0.389	270,318,375	85.1	10,297,000	3.2	21,937,520	6.9	15,270,268	4.8
16	82,110,924,617	315,627,056	0.384	267,553,858	84.8	9,263,778	2.9	23,510,266	7.4	15,291,154	4.8
17	82,182,917,678	325,948,805	0.397	270,905,816	83.1	12,613,039	3.9	26,274,789	8.1	16,147,161	5.0
18	79,686,024,221	333,106,391	0.418	271,238,923	81.4	22,223,000	6.7	23,794,847	7.1	15,841,621	4.8
19	82,908,807,811	330,394,123	0.399	273,312,324	82.7	22,645,799	6.9	18,178,605	5.5	16,249,395	4.9
20	83,061,339,913	327,580,849	0.394	272,162,882	83.1	20,043,132	6.1	18,530,159	5.7	16,836,676	5.1
21	88,548,001,321	324,732,707	0.367	273,889,878	84.3	14,723,663	4.5	20,903,633	6.4	15,207,533	4.7
22	92,299,192,619	323,178,496	0.350	270,884,289	83.8	14,597,121	4.5	21,470,310	6.6	16,218,776	5.0
23	92,411,612,715	320,021,993	0.346	268,890,203	84.0	14,745,699	4.6	20,718,699	6.5	15,659,392	4.9
24	90,333,931,511	314,664,684	0.348	260,317,320	82.7	15,235,758	4.8	20,303,126	6.5	18,800,480	6.0
25	92,611,539,328	298,878,286	0.323	244,182,286	81.7	15,858,426	5.3	20,913,444	7.0	17,916,130	6.0
26	95,882,302,829	311,058,216	0.324	259,907,991	83.6	14,039,106	4.5	19,694,506	6.3	17,408,613	5.6
27	96,341,950,970	313,097,396	0.325	262,817,897	83.9	14,039,433	4.5	19,274,476	6.2	16,957,590	5.4
28	96,721,841,054	315,300,114	0.326	264,803,867	84.0	14,604,687	4.6	19,124,553	6.1	16,759,007	5.3
29	97,454,709,410	317,702,810	0.326	266,609,844	83.9	15,871,546	5.0	18,917,371	6.0	16,296,049	5.1
30	97,712,769,411	321,210,516	0.329	270,577,447	84.2	15,392,321	4.8	19,050,740	5.9	16,182,008	5.0
令和元	101,457,093,570	325,574,308	0.321	271,072,241	83.3	17,480,346	5.4	19,764,433	6.1	17,249,288	5.3
2	102,657,971,326	326,624,181	0.318	272,429,613	83.4	17,024,474	5.2	19,716,454	6.0	17,445,640	5.3
3	106,609,707,875	325,367,912	0.305	273,321,100	84.0	14,624,474	4.5	20,250,432	6.2	17,163,906	5.3
4	107,596,424,558	322,813,550	0.300	269,821,456	83.6	14,556,658	4.5	19,574,076	6.1	18,853,360	5.8

(注) 1 裁判所予算内訳の割合は、それぞれ四捨五入によっているので、合計で100.0にならない場合もある。

2 平成16年度及び平成17年度裁判所予算内訳のうち、施設費には改革推進公共投資事業償還金を含む。

3 平成24年度は、この他に東日本大震災復興特別会計に予算が計上されている。

## 令和3年度予算について

区分	令和2年度 当初予算額	令和3年度 予算額	比較増△減額	(単位:百万円)	
				補正予算 (第3号)計上額	
裁判所所管	326,624	325,368	△ 1,256	△ 0.4%	2,119

## 1. 裁判事務処理態勢の充実

(単位:百万円)

- 民事事件関係経費 2,650 ( 前年比 △343 )
  - ◇ 民事調停, 労働審判, 専門委員関連経費など
- 民事裁判手続のIT化等 229 ( 前年比 △91 )
  - ◇ ウェブ会議を活用した争点整理の運用経費など
- 刑事事件関係経費 4,396 ( 前年比 △140 )
  - ◇ 裁判員裁判, 心神喪失者等医療観察事件関連経費, 法廷通訳関連経費など
- 家庭事件関係経費 6,173 ( 前年比 △40 )
  - ◇ 家事調停関連経費など
- 事件共通関係経費 15,871 ( 前年比 +823 )
  - ◇ 各種事件処理に共通する諸経費

## 2. 裁判所施設の整備

- 裁判所施設の耐震化等 14,624 ( 前年比 △2,400 )

## 3. その他の機構維持等に必要な経費

- 職員人件費 265,459 ( 前年比 +902 )
- 司法修習生関係経費 5,035 ( 前年比 +103 )
- その他の機構維持等経費 10,931 ( 前年比 △70 )

※四捨五入等の理由により、端数において計数が合致しない場合がある。

## 4. 人的機構の充実

- 増員 41人
  - 書記官 2人
  - 事務官 39人

※速記官から事務官への振替2人を含む
- 定員合理化 56人

## 令和3年度補正予算(第1号)について

### 最高裁判所

(単位:百万円)

裁判手続のIT化等	1,549
-----------	-------

○裁判手続のIT化等	1,549
------------	-------

裁判所施設の防災・減災対策	1,581
---------------	-------

○裁判所施設の耐震化	1,140
------------	-------

○老朽設備の改修等	441
-----------	-----

合 計	3,130
-----	-------

## 令和4年度予算案について

(単位:百万円)				
区分	令和3年度 当初予算額	令和4年度 予算額案	比較増△減額	増△減率
裁判所所管	325,368	322,814	△ 2,554	△ 0.8%

(単位:百万円)

1. 裁判事務処理態勢の充実	30,682 ( 前年比 +1,362 )
----------------	-----------------------

○ 裁判手続等のデジタル化関係経費	717 ( 前年比 +488 )
◇ 民事、刑事、家事の各デジタル化関連経費、情報基盤整備関連経費	
※ 挿正予算(1号)との合計額	2,265 ( 前年比 +1,550 )
○ 民事事件関係経費	2,699 ( 前年比 +48 )
◇ 民事調停、労働審判、専門委員関連経費など	
○ 刑事事件関係経費	4,127 ( 前年比 △270 )
◇ 裁判員裁判、心神喪失者等医療観察事件関連経費、法廷通訳関連経費など	
○ 家庭事件関係経費	6,112 ( 前年比 △61 )
◇ 家事調停関連経費など	
○ 事件共通関係経費	17,027 ( 前年比 +1,157 )
◇ 各種事件処理に共通する諸経費	

2. 裁判所施設の整備	14,557 ( 前年比 △68 )
-------------	--------------------

○ 裁判所施設の耐震化等	14,557 ( 前年比 △68 )
※ 挿正予算(1号)との合計額	16,138 ( 前年比 △118 )

3. その他の機構維持等に必要な経費	277,575 ( 前年比 △3,849 )
--------------------	------------------------

○ 職員人件費	261,911 ( 前年比 △3,547 )
○ 司法修習生関係経費	4,717 ( 前年比 △317 )
○ その他の機構維持等経費	10,947 ( 前年比 +16 )

4. 定員関係	
---------	--

○ 増員	41人
家裁調査官	2人
事務官	39人
○ 定員合理化等	67人
※速記官から事務官への振替2人を含む。	
○ 事件動向、充員状況等を踏まえた判事補40人の減	

## 裁判所 庁舎 現況

(令和4年1月1日現在)

区分	施設数	経年数						備考
		50年以上 (S47以前)	40年以上 (S48~57)	30年以上 (S58~H4)	20年以上 (H5~14)	10年以上 (H15~24)	9年以下 (H25~R3)	
最高裁判所	1		1					
高等裁判所	8	2	4	1			1	
地方裁判所	42	(5) 20	3	2	4	7	6	
家庭裁判所	17		5	4	7	1		
地家裁支部	203	(6) 63	59	8	21	30	22	
簡易裁判所	185	21	66	51	28	7	12	
研修所	7	1	3		2	1		
合計 [%]	463 [100]	(11) 107 [23]	(2) 141 [31]	66 [14]	62 [13]	46 [10]	41 [9]	
対前年度増減		15	△ 15	1	△ 2	3	△ 3	

※ 上段( )書きは、現在整備中の庁舎数であり、合計数の内数で表示

## 【資料 15】

### 裁判所の耐震化について

#### 1 耐震化の必要性

裁判所は全国各地に多数所在。古い時期に建てられ、耐震安全性に問題のある裁判所が存在する。

毎日多数の国民が来庁するとともに、災害直後にあっても令状手続などを行う裁判所の耐震化は、国民の安全にも治安維持にも直結する喫緊の課題。

#### 2 耐震化の進捗状況

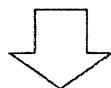
耐震改修促進法に基づき、特定建築物（3階建てかつ1,000m<sup>2</sup>以上）の庁舎について、平成19、20年度に耐震診断を実施。

特定建築物に該当しない小規模庁舎についても、平成22、23年度に耐震診断を実施。

これまで補正予算による予算措置も得て、庁の規模や診断結果に応じて、耐震改修又は庁舎新築による耐震化を実施。

裁判所庁舎 463庁

うち 耐震整備中 : 6庁（最高裁、大阪高地裁 外）



耐震化の完了を目標とともに、予防保全の観点をも踏まえ、裁判所施設の整備を計画的かつ着実に進めていく必要。

## 令和3年度予算 施設関係予算内訳

		予算額 (百万円)
<u>庁舎新設</u>		6,097
(継続分 8戸) 本 庁	(東京) 中目黒分室(仮称) 津 地 家 裁 鳥 取 地 家 裁 佐 賀 地 家 裁 仙台高裁秋田支部秋田地家裁	
地家裁支部	(富山) 高 岡 (広島) 福 山 (松江) 浜 田	
(新規分 2戸) 本 庁	富 山 地 家 裁	
地家裁支部	(静岡) 沼 津	
<u>庁舎増築</u>		114
(継続分 1戸) 本 庁	熊 本 家 裁	
<u>建替えによる耐震化</u>		1,331
(継続分 3戸) 地家裁支部	(神戸) 柏 原 (大津) 彦 根 (津) 伊 賀	
(新規分 1戸) 地家裁支部	(盛岡) 二 戸	
<u>改修による耐震化</u>		1,648
(継続分 1戸) 本 庁	大 阪 高 地 裁	
<u>特別修繕等</u>		4,583
<u>事務費(旅費・庁費)</u>		852
<u>不動産購入費</u>		0
<u>各所修繕</u>		1,117

### 【資料 17】

## 令和4年度予算案 施設関係予算内訳

※ 単位未満四捨五入のため、端数において計数が合致しない場合がある

## 令和3年度補正予算（第1号） 施設関係予算内訳

		予算額 (百万円)
昇降機設備の耐震化（13庁）		1,133
本 庁 福 井 地 家 裁		
那 霸 地 家 裁		
東 京 地 家 裁		
大 阪 地 家 裁		
神 戸 地 家 裁		
仙 台 地 家 裁		
札 幌 地 家 裁		
地家裁支部	（宇都宮）足 利	
	（長野）飯 田	
	（新潟）新 発 田	
	（鳥取）米 子	
	（鹿児島）名 瀬	
	（仙台）石 卷	

特別修繕等

386

事務費（旅費・庁費）

62

※ 単位未満四捨五入のため、端数において計数が合致しない場合がある

【資料19】

裁判所  
インフラ長寿命化計画（行動計画）

令和3年度～令和7年度

令和3年8月

最高裁判所

## 目次

I. はじめに .....	1
II. 計画の範囲	
1. 対象施設 .....	1
2. 計画期間 .....	1
III. 対象施設の現状と課題 .....	1
1. 点検・診断／修繕・更新等 .....	2
2. 基準類の充実 .....	2
3. 情報基盤の整備と活用 .....	2
4. 個別施設計画の策定・充実 .....	3
5. 新技術の導入 .....	3
6. 予算管理 .....	3
7. 体制の構築 .....	3
IV. 中長期的な維持管理・更新等に係るコストの見通し .....	3
V. 必要施策に係る取組の方向性 .....	3
1. 点検・診断／修繕・更新等 .....	3
2. 基準類の充実 .....	4
3. 情報基盤の整備と活用 .....	4
4. 個別施設計画の策定・充実 .....	4
5. 新技術の導入 .....	4
6. 予算管理 .....	4
7. 体制の構築 .....	5
VI. フォローアップ計画 .....	5

## I. はじめに

国の社会資本は、高度経済成長期に設置したものを中心に、今後、急速に老朽化することが見込まれており、また、人口減少・少子高齢化の進展をはじめとする社会構造の変化等により、国の財政状況も厳しさを増すことが予想される中で、国のインフラ全般について、適正かつ確実にその維持管理・更新等を行う必要性が高まっている。

政府においても、平成25年10月4日、「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」が設置され、同年11月29日には、国民生活やあらゆる社会経済活動を支える各種施設をインフラとして幅広く対象とし、戦略的な維持管理・更新等の方向性を示す基本的な計画として、「インフラ長寿命化基本計画」（以下「基本計画」という。）がとりまとめられた。

このような状況を踏まえ、裁判所の所管に属する施設についても、適切な維持管理・更新等を行うことにより、国民の安全・安心の確保、中長期的なコストの縮減や予算の平準化等を実現する必要があり、そのために、点検・診断の結果に基づき、適時に必要な対策を着実かつ効率的・効果的に実施するとともに、これらを通じて得られた施設の状況や対策履歴等の情報を記録し、次の点検・診断等に活用するという「メンテナンスサイクル」の構築に向け、着実に取組を推進していく必要がある。

そこで、基本計画に基づき、裁判所の所管に属する施設の維持管理・更新等を着実に推進するための中長期的な取組の方向性を明らかにするものとして、「裁判所インフラ長寿命化計画（行動計画）」（以下「行動計画」という。）を策定する。

本行動計画に基づき、メンテナンスサイクルの構築と継続的な発展を更に推進し、施設の新設から撤去までのいわゆるライフサイクルの延長のための対策という狭義の長寿命化の取組に留まらず、更新を含め、将来にわたって必要なインフラの機能を発揮し続けるための取組を実行することとする。

## II. 計画の範囲

### 1. 対象施設

裁判所の所管に属する施設を対象とし、老朽、狭隘、分散、耐震性能・耐津波性能の不足、都市計画上の要請等の理由から更新すべき施設を除き、長寿命化を図る必要がある。

### 2. 計画期間

令和3年度（2021年度）を初年度とし、令和7年度（2025年度）までを計画期間とする。

## III. 対象施設の現状と課題

裁判所は、全国に463庁（延べ面積で約184万m<sup>2</sup>）という多くの庁舎を有するが、このうち、建築後30年以上を経過している庁舎が全体の7割に迫るなど、老朽化の著

しい施設を多数維持管理している現状にある。また、省庁別宿舎についても庁舎と同様に老朽化が進んでいる。

裁判所の使命を果たすためには、裁判所施設の機能を維持するとともに、その安全性を確保することが不可欠であって、施設の管理者においては、その維持管理を遺漏なく、かつ適切に実施することが必要である。

そこで、今後の厳しい財政状況等も踏まえ、裁判所におけるインフラの長寿命化に向けて既に現場が直面している課題を明らかにし、その解決に向けた取組を迅速かつきめ細かく進めていくとともに、中長期的な社会経済情勢の変化を見据えたメンテナンスサイクルの構築に向けた取組を進める必要がある。

### 1. 点検・診断／修繕・更新等

インフラの維持管理及び修繕・更新等に当たっては、施設の異常を把握するための日常的な見回り・確認、経年劣化・損傷を把握するための定期的な点検・診断、災害発生後の異常を把握するための緊急点検等の不定期な点検などが行われているが、これらは、施設の機能を維持するとともに、利用者や職員の安全を確保するための措置を講ずる上で必要不可欠であり、これを引き続き適切に実施するとともに、その分析・反映等の仕組をより実効性の高いものとすることにより、施設の状況をより的確に把握し、良好なものとして維持保全していく必要がある。

### 2. 基準類の充実

裁判所における施設の維持管理及び修繕・更新等に必要な基準類は、関係法令・告示等に加え、所要の通達等が整備されているところであるが、さらに保全業務の在り方や実情、関係法令の改正等に合わせた見直し等を適切に行う必要がある。

### 3. 情報基盤の整備と活用

保全に必要な施設の情報について、その一部をB I M M S - N (※) に登録するとともに、法令等に基づき、維持管理及び修繕・更新等に必要な情報を保全台帳に記録し、備え付けることとしているが、情報の管理・分析等が十分ではないなどの問題もあり、今後さらに、実際の施設の維持管理及び修繕・更新等の過程において、必要な情報を効率的・効果的に収集し、これを適切に管理・分析することにより、メンテナンスサイクルを適切に機能させていく必要がある。

※ 国土交通省が管理する「官庁施設情報管理システム」

(Building Information system for Maintenance and Management Support in National government)

#### 4. 個別施設計画の策定・充実

個別施設計画は、点検・診断等の結果を踏まえ、個別施設ごとの具体的な対応方針を定めるものであり、メンテナンスサイクルの核として重要な意義を有する。

裁判所においては、従前から個別施設計画として、中長期保全計画を作成しているが、さらにすべての施設について、点検・診断及び修繕・更新等の過程を通じて情報を効率的・効果的に収集し、これを適切に分析・反映した個別施設計画を整備することにより、施設の状況等に応じたきめ細かな対応を行っていく必要がある。

#### 5. 新技術の導入

点検・診断及び修繕・更新等を効率的・効果的に実施していくためには、さらに、関係省庁とも連携の上、より効率的かつ効果的な長寿命化に資する新技術の情報収集及び導入に取り組む必要がある。

#### 6. 予算管理

厳しい財政状況下において、修繕・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図るために、施設に関する情報を的確に蓄積・更新し、適切な個別施設計画の策定と計画的な執行を行う必要がある。

#### 7. 体制の構築

「国家機関の建築物等の保全に関する基準の実施に係る要領」（平成17年6月国土交通省策定）に基づき、すべての対象施設において施設保全責任者が設置されているが、さらに、より実効性のある保全を実施するための体制を構築する必要がある。

### IV. 中長期的な維持管理・更新等に係るコストの見通し

維持管理及び修繕・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図り、必要な予算の確保を進めていくためには、中長期的な将来の見通しを把握して予防的な個別施設計画を策定するなどの取組を進めることが重要であり、そのために、施設の実態等を踏まえ、中長期的な維持管理及び修繕・更新等のコストの見通しを的確に把握する必要がある。

### V. 必要施策に係る取組の方向性

「III. 対象施設の現状と課題」を踏まえ、以下の取組を進める。

#### 1. 点検・診断／修繕・更新等

すべての対象施設について、法令・告示等に基づき定期（建築物の敷地及び構造は3年以内ごと、建築設備・防火設備は1年以内ごと）の点検・診断等を引き続き実

施するとともに、庁舎・宿舎カルテの充実を図り、その分析・反映等の仕組みをより実効性の高いものにすることにより、施設の状況をより的確に把握し、維持保全を確実に実施する。これまでの取組により、保全実態調査で「施設の保全状況」が「良好」（総評点が80点以上）と判断される施設（宿舎を除く）は90%以上の割合となっているが、この状況が更に維持・改善されるよう、引き続き取組を継続する。

## 2. 基準類の充実

施設の定期点検については、建築基準法、官公庁施設の建設等に関する法律等で実施方法が定められ、また、支障がない状態の確認については、「国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に関する基準」（平成17年5月27日付け国土交通省告示第551号）で建築物の各部の状態とその確認方法が定められているところ、引き続きこれらに基づく点検、確認を実施する。また、裁判所において定めている保全に関する事務の取扱いについても、引き続き通達等に基づいて実施する。その上で、関係法令の改正その他の情報を幅広く収集しながら保全業務の在り方を不斷に見直し、基準類の整備とこれに基づく点検、確認の一層の充実化、実質化を図る。

## 3. 情報基盤の整備と活用

裁判所において定めている保全に関する事務の取扱いに基づく点検・診断の結果に關し、必要な情報を更に効率的・効果的に収集して蓄積・更新した上、これを適切に管理・分析して活用し、施設の現状と課題をより的確に把握することにより保全の適正化を図り、メンテナンスサイクルを適切に機能させる。

## 4. 個別施設計画の策定・充実

すべての対象施設について、中長期保全計画等による個別施設計画が作成されているところ、更に、点検・診断及び修繕・更新等の過程を通じて必要な情報を効率的・効果的に収集し、これを適切に分析・反映した個別施設計画を更新する。

## 5. 新技術の導入

点検・診断や材料・工法等に關し、関係省庁とも連携の上、より効率的かつ効果的な長寿命化に資する新技術の情報収集及び導入に努める。

## 6. 予算管理

最高裁判所は、施設に関する情報を的確に評価し、対応の必要性・緊急性や必要な対策費用等を検討の上、将来必要となる費用の全体を見通しながら優先順位を検討するなどして、予防保全の見地から全庁的な施設計画を策定し、計画的に保全業務を実施することなどにより、修繕・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図る。

## 7. 体制の構築

施設の管理者は、点検・診断の結果に基づき中長期保全計画等を策定し、それを踏まえて、各対象施設の施設保全責任者は、保全に関する業務を適正に実施するとともに、必要な情報を蓄積・更新する。

建築保全業務に係る共通仕様書や積算基準等を活用し、適正な保全業務委託の実施を継続的に推進する。

高等裁判所は、これらの情報を適切に管理・分析して、管内における施設の現状と課題を把握し、これを踏まえて実効的な保全を実現する。

最高裁判所は、これらの計画全体を総合的に評価することにより、メンテナンスサイクルが適切に機能しているかを確認し、総合調整等を行う。

また、既にすべての対象施設に施設保全責任者が設置されているところ、最高裁判所及び高等裁判所は、専門知識や経験の少ない施設保全責任者及び保全担当者に対する情報提供を行うなど、保全業務の充実・適正化に向けた指導を総合的に推進する。

## VII. フォローアップ計画

裁判所は、本行動計画を継続し発展させるため、「V. 必要施策に係る取組の方向性」に沿った取組を引き続き充実させる。併せて、本行動計画の取組状況を把握し、必要な検討を行うとともに、必要に応じて公表及び中央官庁営繕担当課長連絡調整会議構成員に対する情報提供を行う。

最高裁経監第341号

(会ろ-12-A)

平成31年3月25日

高等裁判所長官 殿

地方裁判所長 殿

家庭裁判所長 殿

〔裁判所会計事務規程第2条に  
規定する本官設置家裁〕

最高裁判所事務総局経理局長 笠井之彦

#### 公共調達における適正な会計事務について（通知）

公共調達の適正化については、これまでも下記の点につき、格段の配慮を行いつつ、法令等を遵守するとともに、競争性や透明性を確保した会計処理を実践していただくようお願いしてきました。

各庁におかれでは、適正な会計処理に取り組んでいただいているところですが、これまでの取組により適正性が向上した部分があるものの、依然として事務処理上の課題も少なくありません。今後も継続して、適正化の趣旨・目的の実質的な理解を深めるとともに、組織として所属職員に対する公共調達の適正化に関する意識向上への取組を行う必要があります。

このような問題意識の下、今後も、公共調達の適正化に向け、下記の点に留意した上、各庁において、契約事務取扱基準等や事務処理態勢の見直しを図るなど、主体的・自律的な取組を継続してください。

#### 記

##### 1 隨意契約の適正化について

随意契約については、各会計法令並びに昭和45年1月6日付け最高裁経監第

1号経理局長依命通達「随意契約による場合の予定価格等について」及び平成18年9月6日経監第001063号経理局長通知「公共調達の適正化について」に基づき、競争性・透明性の確保を一層推進すること。

予定価格の積算や見積書の徵取については、価格の公正性・適正性を確保するため、予算決算及び会計令第79条、第80条、第99条の5、第99条の6の規定のほか、契約事務取扱規則等の関係規範及び各庁が定める契約事務取扱基準等に則り、適切に実施すること。

また、各庁における内規、契約事務取扱基準等については、その制定の目的等を担当職員に周知徹底し、内容が形骸化しないように配慮するとともに、会計事務手続の根拠となる会計法令等を常に確認することにより、安易に前例踏襲を続けることがないように不断に注意を払う必要がある。

## 2 会計書類の適正管理について

見積書、納品書、作業完了報告書、請求書等の会計書類の提出を受けた際には、漏れなく正確に記載されているかについて精査した上、記載に漏れや誤りがあった場合には、確実に補正させること。特に、日付のない会計書類については、会計事務処理の適正さに疑義が生じないよう、確実に日付を記載させるなど補正を求ること。

また、提出を受けた会計書類については、平成24年12月6日付け最高裁秘書第003545号事務総長通達「司法行政文書の管理について」及び同日付け最高裁秘書第003547号秘書課長通達「下級裁判所における司法行政文書の管理の実施等について」による管理を確実に行うこと。

## 3 監督・検査の適切な実施について

契約の適正な履行を確保するため、監督職員及び検査職員については、会計法第29条の1・1各項の趣旨を踏まえ、的確な監督及び検査を実施できる職員を任命すること。

任命にあたっては、しかるべき動機付けを行うとともに、予算執行職員等の責任に関する法律の「予算執行職員」として、同法に定める義務及び責任について十分認識させる必要がある。

検査職員は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律の規定に留意しつつ、履行完了後に、実質的な検査を実施した上、検査完了後、検査を行った事実に即した検査調書を作成し、適切な保管等に努めること。

なお、監督職員及び検査職員の能力向上を図り、契約のトラブルを防止するための方策についても、各庁の実情を踏まえて、策定し、実施するのが相当である。

# 今後の裁判所共済組合について

【現在、共済組合で検討中の統合案】

現在

## 共済組合組織

最高裁判所に本部が、最高裁判所、高等裁判所及び地方裁判所に51の支部がある。

## 組合員の手続関係

- 1 共済支部を異にする異動のたびに、例えば次の手続が必要になる。
  - ① 被扶養者申告書、申述書及び証拠書類の提出
  - ② 新所属支部発行の組合員証の受領及び旧所属支部発行の組合員証の返還（本人分と被扶養者分）
  - ③ 児童手当の認定請求書の提出
- 2 共済手続の相談は、所属の共済支部に対して行う。

統合案

## 共済組合組織

- ・令和4年度 東京支部を最高裁に移転（事実上の準備）
  - ・令和5年4月 最高裁、東京及び横浜各支部を本部に統合
  - ・令和6年4月 以降数年内 各高裁管内の支部を順次本部に統合
- ※ 統合に伴い支部の共済組合係はなくなります。

## 組合員の手続関係

- 1 异動があっても、左記1の手続をとる必要がない。
  - 2 共済手続の相談は、共済本部に対して行う。
- ※ 問合せ先を分かりやすく表示する等、必要なサービスを維持できるように、今後具体的な検討を行っていく予定

## 裁判所職員総合研修所の概要



### 1 裁判所職員総合研修所の組織等について

裁判所職員総合研修所（以下「総研」という。）は、「研修部門」と「事務局部門」に分けられています。

研修部門は、裁判所書記官研修部（以下「書研部」という。）、家庭裁判所調査官研修部（以下「調研部」という。）及び一般研修部の三つの部に分けられています。このうち、書研部は、裁判所書記官（以下「書記官」という。）及び裁判所速記官の執務に必要な理論及び実務に関する研修並びに書記官の養成を、調研部は、家庭裁判所調査官（以下「家裁調査官」という。）の執務に必要な理論及び実務に関する研修並びに家裁調査官の養成を、一般研修部はその他の研修をそれぞれ担当しています。

このほか、書記官の事務について研究する第一研究室及び家裁調査官の事務について研究する第二研究室が置かれ、各研究室では、各種研究の企画及び実施の指導、総研所報等に掲載する論文、研究結果報告書等の監修、各種法改正に関する資料及び情報の収集、分析等を行っています。

### 2 総研における研修実施の基本的な考え方

社会経済情勢の変化や価値観の多様化等に伴い、裁判所を取り巻く状況も大きく変容してきました。特に、裁判手続のIT化を契機として裁判事務の在り方が大きく問われる中、書記官や家裁調査官をはじめとした裁判所職員の執務のありようが大きく変容しようとしています。

総研では、各職種の専門性を高めるとともに、その専門性を基礎付ける思考力、思考力を状況に応じて適切に展開できる対応力等を涵養し、これから時代の変化の中にあっても、適正・迅速な裁判を実現するため、裁判所に求められる役割を的確に果たすことのできる裁判所職員を育成していきたいと考えています。

また、適正・迅速な裁判の実現のため、裁判官を含めた職種間で、それぞれの

職務についての相互理解を深めた上で、関係職種間の連携、強化を目的とする研修の充実、強化を図ることに力を入れており、裁判官と合同で研究するのがふさわしいテーマについては司法研修所（以下「司研」という。）と合同で研修を実施するほか、研修のテーマが総研内の各部で共通である場合については各部が合同で研修を実施しています。さらに、社会情勢等の変化に伴って関係職種間の連携が求められる場面も変容していくことが考えられることから、裁判所職員がそのような場面において連携力を十分に発揮できるように、とりわけ裁判官との連携が図られるように、各種研修及び養成課程の内容等について引き続き検討していきます。

### 3 令和4年度研修実施計画について

上記の総研における研修実施の基本的な考え方方に加え、①裁判所を取り巻く状況の変化に適切に対応し、自律的に執務を遂行することができる職員の育成を図る、②各職場におけるOJTとの効果的な連携を意識した研修の充実を図る、③裁判官を含めた各職種間で、それぞれの職務についての相互理解を深めた上で、関係職種間の連携強化を図る、④社会情勢の変化や法改正の趣旨等を踏まえ、時宜に応じた課題に対応するとの観点から、全ての研修についての内容・科目の拡充を図りつつ、一層充実した研修の実施に努めていきたいと考えています。

また、各職種共通の組織課題として、組織運営の適正確確保や障害者等に対する配慮を含む人権意識の涵養等についても、効果的な研修の在り方を検討し、カリキュラム等に反映させていきたいと考えています。

なお、新型コロナウイルス感染症の今後の見通しは不透明であり、令和4年度研修実施計画に及ぼす影響の有無及び程度を予測することも困難な状況にあります。引き続き、職員の研修参加機会と研修効果を可能な限り確保するための方策を検討するとともに、研修実施に当たっては徹底した感染防止策を講じて、職員の養成及び育成に努めていきたいと考えています。

### 4 研修

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況等に鑑み、採用や昇任に伴う職務導入的研修や施策遂行上特に必要性が高い研修は実施し、それ以外の研修は中止しましたが、中止した研修については、研修員に対して視聴覚教材等の資料を提供するなど、「可能な限り研修に参加した場合に近い効果が確保されるよう工夫を行っています。

近年の研修の内容は、次のとおりです。

(1) 管理者・中間管理者

職種間連携を前提とした組織運営の在り方を意識させるとともに、効果的な人材育成のための態勢整備・環境整備を図ることをねらいとする科目を実施しています。また、最新の施策に関する講義や共同討議などにより、様々な気付きを得る機会を与え、自己研さんの意識付けを図るなど、それぞれの役割を明確に意識させることを主眼としたカリキュラムの充実に取り組んでいます。

ア 管理者

首席書記官研究会、首席家裁調査官研究会、事務局長研究会、管理者研究会等の幹部職員を対象とする研究会を実施し、組織が直面する課題の認識を共有するとともに、より広い視点から、適切に組織全体をリードしていくための視点の獲得等に重点を置いたカリキュラムとしています。

イ 中間管理者

平成30年度までは、全ての職種の中間管理者を対象とする研修について裁判部所属者と事務局所属者に分けて実施していましたが、令和元年度からは、これらを統合した上で、更に中間管理者としての執務経験及びポストに応じて二つの階層に分けて中間管理者研修Ⅰと中間管理者研修Ⅱとして実施しています。これらの研修では、管理能力の向上に加え、職種間・部署間連携の意識や組織全体の観点から最適なものを見極める目など、それぞれの階層に応じて求められる能力の向上を図っています。

(2) 書記官・家裁調査官

ア 各種実務研究会において、書記官事務の整理の考え方や行動科学の知見等に基づく事実の調査と調整を担う家裁調査官の役割・機能を踏まえた共同討議を実施するなど、各職種間の連携強化を図りながら、的確な職務遂行を実現していくための視点の獲得等に重点を置いたカリキュラムを実施しています（各日程の一部を司研の研究会と合同で実施しています。）。

イ 書記官

書記官ブラッシュアップ研修（高裁委嘱）は、「事務の法的根拠を確認し、その目的を見定め、常に合理的な事務を追求できる書記官」を育成していくため、書記官任官後5年以上の中堅書記官を対象として、全国共通のカリキュラムで行われる唯一の研修です。本研修については、令和2年度から、①書記官事務の整理の考え方に基づき、問題を発見し、それを解決する能力の向上を図るとともに、②中堅書記官としての役割を意識し、組織的視点の涵養を図るカリキュラムを充実させるなど、カリキュラムの最適化を図る見直しを行いました。新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響により、同年度の実施は中止しましたが、令和3年度は各庁の実情に応じて実施期間の短縮や実施方法の変更など柔軟な対応を行うことにより実施しました。

ウ 家裁調査官

家庭裁判所及び家裁調査官を取り巻く社会情勢を踏まえ、家裁調査官が行動科学の知見等に基づく事実の調査と調整を確実に実践していくための能力向上に向けて、自らの目標を明確化し、自己研さん又は相互研さん進める上での手掛かりを獲得して更なる研さんに意欲を高めていくことを主眼として、任官後、概ね3年の実務経験を有する者を対象とする家裁調査官応用研修と、同研修終了後、概ね2年以上の実務経験を有する者を対象として応募型で実施する家裁調査官特別研修とを実施しています。

いずれの研修も、上記のねらいを踏まえるとともに、OJTとの効果的な連携、裁判官をはじめとする関係職種との相互議論の重要性の意識付けを強

化する企画等を進めています。

### (3) 事務官（係長等）

各庁の総務・人事・会計の各分野の係長・専門職を対象とする研修において、担当事務に関する諸課題や専門的知識に関する講義等を行うとともに、関係職員等との連携・協働を踏まえた円滑かつ適切な係運営の在り方、その実現のために重要な視点や考え方、効果的な働き掛けの方法等について、「働き方改革」の観点も取り入れ、共同討議等を行うこととしています。また、事務局事務を遂行する上で基盤となる知識や考え方の習得に重点を置いたカリキュラムの充実強化を図っています。

## 5 研究

第一研究室では、令和3年度の書記官実務研究として、「財産管理における書記官事務の研究」をテーマとする研究を行っています。

第二研究室では、令和3年度家庭裁判所調査官実務研究（指定研究）として、「低年齢から反社会的行動を繰り返している少年の調査方法について（仮題）」をテーマとする研究を行っています。

## 6 養成課程

### (1) 書記官養成課程

ア 令和4年1月1日現在の入所中の研修生の構成は、第一部第18期研修生227人、第二部第17期研修生（2年生）77人、第二部第18期研修生（1年生）97人となっています。

イ 書記官養成課程では、法律科目と実務科目の効果的な連携に留意し、実務における書記官事務に即した形の演習を積極的に取り入れています。また、書記官事務の整理の考え方を涵養させるためのカリキュラムや、職種間の連携及び協働の在り方について検討させる家裁調査官養成課程との合同カリキュラムなど、参加型、討論型の演習も実施しています。

また、令和3年度から、4月の入所後約1か月間の日程で予修期修習を実

施することとしました。これは、総研での研修を開始するに先立ち、研修生の所属庁等において、総研が作成した、民事、刑事、家事の各手続に関する講義DVDを視聴させた上で、書記官室等での執務の実情の見聞や法廷傍聴、記録の閲覧等を通じ、書記官事務の概要を具体的にイメージさせるとともに、総研が作成した課題の検討や解説DVDを視聴させること等で知識の定着を図ることにより、養成課程への円滑な導入を図ることを目的とするものです。

ウ 令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響により、令和2年度に引き続き、総研での集合研修と所属庁等におけるオンライン研修とを併用して実施しています。

エ 総研では、書記官養成課程が法律専門職としての専門性の基盤となる法的思考力の醸成を意識したものになっているか、時代の変化に対応できる力を身に着けさせる内容となっているか、IT化後の書記官事務の観点を意識した内容となっているかといった問題意識を持っており、この問題意識を踏まえたカリキュラムを検討しています。

この観点から、令和3年度に「事件の進行を踏まえた書記官事務」の科目を新設しました。これは、書記官として、裁判官が訴訟の進行に応じて考える審理方針を理解して、これを共有し、その審理方針に基づくどのような書記官事務をどのようなタイミングで行うべきかを主体的に考えるための基礎を確実に学ばせることを目的に、令和2年度まで複数の講義・演習科目で個別に触れていた内容を整理・統合し、「事件の進行を踏まえた書記官事務」として再構成して、新設科目としたものです。

今後も上記の問題意識を踏まえつつ、カリキュラムや授業内容等の改定を検討していきたいと考えています。

## (2) 家裁調査官養成課程

ア 令和4年1月1日現在の入所中の研修生の構成は、第17期研修生47人、第18期研修生52人となっています。

なお、第18期以降の研修生については、採用試験の見直しにより行動科学系の科目の受験が必須ではなくなったことから、その能力、資質の両面から動向を把握しているところです。第18期研修生は、令和3年7月から実務修習を開始しています。

イ　家裁調査官養成課程では、家裁調査官の役割・機能である事実の調査や調整を行うために必要な行動科学の知見や技法を体系的に習得させるとともに、グループ討議により多角的な視点で組織的に事件処理を行う姿勢を身に付けさせることにも重点を置いたカリキュラムを実施しています。また、裁判に役立つ調査官事務を遂行するために、関係職種とりわけ裁判官と連携することができる専門性が求められることを着実に意識付けられるよう、講義や演習等で用いる教材等の見直しを進めています。

なお、令和2年度から、養成課程研修の修了日が3月25日頃に変更され、修了後すぐに小規模庁等へ異動となることから、後期合同研修の終盤では、家庭事件全般で必要となる面接技法に関する演習や実務上の取扱いが多い後見等開始事件の演習を実施するなどして、任官後のスムーズな職務導入を図っています。

ウ　令和2年4月採用の第17期研修生については、新型コロナウイルス感染症の影響等により、令和2年度実施の前期合同研修の大半が在宅学修となつたことから、所属庁において実施した実務修習の実情を把握した上で、令和3年9月から実施している後期合同研修においては、面接技法演習、調査実務科目、法律科目の単位数を増やすなど必要な手当てを実施しています。

## 7　総研の今後の取組と情報発信

### (1) 今後の取組

効果的な人材育成を行うに当たっては、集合研修を担う総研においても、書記官及び家裁調査官をはじめとする裁判所職員の育成目標を見据え、養成課程の一層の充実を図り、OJTと集合研修（中央研修、高裁委嘱研修及び自庁研

修）との連携を意識しながら、また、IT化後の書記官事務等の新しい課題をも見据えながら、引き続き、研修内容の見直しを行って研修の充実を図っていきたいと考えています。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等に伴い、DVD視聴、テレビ会議システムによる同時配信、WEB会議アプリ（Zoom）を利用したオンライン配信の利用など、様々な工夫を行って実施した研修もありますが、これらの手法を、その長所を生かして集合研修とうまく組み合わせて活用していくことにより、これまで総研が取り組んできたOJTと研修との連携強化をより一層図ることも可能となります。令和4年度からは、研修のオンライン環境が新たに整備される見通しであり、当面は、これを活用する研修や内容にできるだけバリエーションを持たせて、振り返りを重ねていきたいと考えています。

また、研修とOJTとの連携を強化していく上では、各庁の幹部職員のほか、裁判官の理解と協力をいかに得ていくかが重要な課題であると考えて、検討しているところです。

### (2) 総研の刊行物について

総研の刊行物として、総研で行われた各種実務研究会の結果要旨や研修実施結果等を掲載した「総研所報」と、書記官の研究論文を掲載した「書記官実務研究報告書」、家裁調査官の研究論文を掲載した「家裁調査官研究紀要」があります。

### (3) 総研コンテンツについて

J-NETポータルの総研コンテンツにおいて、実務研究会の結果要旨、中央研修や養成課程の状況及び文献情報など、執務に役立つ情報・資料等を提供しているとともに、「総研ニュース」を掲載して総研の最新情報を発信しています。

## 参考資料

### 目 錄

- ・参考資料 1 令和 4 年度研修実施計画（案）
- ・参考資料 2 令和 4 年度研修実施計画一覧表（令和 3 年度との比較表）  
※参考資料 1 を令和 3 年度と比較しつつ一覧表の形に整理したもの
- ・参考資料 3 令和 4 年度裁判所職員（裁判官以外）研修  
※令和 4 年度の総研の研修の体系の全体像を図示したもの

# 令和4年度研修実施計画（案）

裁判所職員総合研修所

## 目 次

第1 研修 .....	1
1 中央研修 .....	1
2 高裁委嘱研修 .....	7
3 自庁研修 .....	9
4 研究 .....	10
5 委託研修 .....	11
第2 養成 .....	12
1 裁判所書記官養成課程 .....	12
2 家庭裁判所調査官養成課程 .....	12

※期間は、休日を除く実日数を記載している。

※このほか各分野における課題への取組の進展状況、喫緊の課題の発生等に応じて、裁判所職員総合研修所長において、別途研修を実施することがある。

## 第1 研修

### 1 中央研修

#### (1) 管理者層 ア 管理業務系

番号	名 称		目 的	実 施 場 所	実 施 時 期	期間	人員	対 象 者
1	首席書記官研究会		首席書記官として必要な指導監督等に関する研究を行うことにより、総合的な組織運営能力の向上を図る。	裁判所職員総合研修所	4. 9. 13(火) ～ 9. 14(水)	2日	未定	地・家・簡裁の首席書記官
2	首席家庭裁判所調査官研究会	第1回 第2回	首席家裁調査官として必要な指導監督等に関する研究を行うことにより、総合的な組織運営能力の向上を図る。	裁判所職員総合研修所	4. 9. 1(木) ～ 9. 2(金)  4. 11. 21(月) ～ 11. 22(火)	2日 2日	8 約50	高裁所在地の首席家裁調査官 首席家裁調査官
3	事務局長研究会		事務局長として必要な指導監督等に関する研究を行うことにより、総合的な組織運営能力の向上を図る。	裁判所職員総合研修所	5. 2. 16(木) ～ 2. 17(金)	2日	未定	地・家裁の事務局長
4	管理者研究会 (組織運営) ※司研合同		支部運営を始めとする組織運営に関する研究及び討議を行うことにより、幹部職員としての管理能力の向上と意識の高揚を図る。	司法研修所	4. 5. 24(火) ～ 5. 26(木)	3日	未定	次席書記官、次席家裁調査官、総括主任家裁調査官(次席家裁調査官の経験がある者)、次長
5	次席家庭裁判所調査官等研究会	第1回 第2回	次席家裁調査官又は総括主任家裁調査官として必要な指導監督に関する研究を行うことにより、管理能力の向上と意識の高揚を図る。	司法研修所 裁判所職員総合研修所	4. 4. 25(月)  ①4. 9. 12(月) ②4. 9. 21(水) ～ 9. 22(木)	1日 3日	約20 未定	次席家裁調査官、総括主任家裁調査官
6	管理者研究会		幹部職員として、その職務を遂行するためには必要な広い視野と高い識見を習得させるとともに、当面する諸問題の研究及び討議を行うことにより、管理能力の向上と意識の高揚を図る。	裁判所職員総合研修所	4. 4. 18(月) ～ 4. 22(金)	5日	未定	新たに局長(高裁を除く。)、次長、事務部長、首席書記官、次席書記官、総括主任書記官、首席家裁調査官、次席家裁調査官、総括主任家裁調査官、首席技官(最高裁)、次席技官(最高裁)等に任命された者

#### イ 研修事務系

番号	名 称	目 的	実 施 場 所	実 施 時 期	期間	人員	対 象 者
7	研修計画協議会	研修実施計画及び研修運営上の諸問題について協議する。	司法研修所	5. 1. 6(金)	1日	約30	高裁の次長、首席書記官、高裁所在地の首席家裁調査官

(2) 中間管理者層  
ア 管理業務系

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対象者
8	中間管理者研修 I	第1回	中間管理者として、その職務を遂行するため必要な高い識見及び管理技法を習得させることにより、職務意識の高揚と管理能力の向上を図る。	裁判所職員総合研修所等	①4. 9. 5(月) ～ 9. 6(火) ②4. 10. 11(火) ～ 10. 12(水)	各4日	約80 昇任後おおむね7年未満の主任書記官若しくは主任家裁調査官、速記管理官、速記副管理官、課長補佐、専門官、班長又は主任技官の職にある者
		第2回			①4. 9. 5(月) ～ 9. 6(火) ②4. 10. 13(木) ～ 10. 14(金)		
		第3回			①5. 1. 18(水) ～ 1. 19(木) ②5. 2. 7(火) ～ 2. 8(水)		
		第4回			①5. 1. 18(水) ～ 1. 19(木) ②5. 2. 9(木) ～ 2. 10(金)		
9	中間管理者研修 II	第1回	中間管理者として困難な職務を遂行するため必要な広い視野と高い識見及び管理技法を習得させることにより、職務意識の高揚と管理能力の向上を図る。	裁判所職員総合研修所	4. 10. 25(火) ～ 10. 27(木)	各3日	訟廷管理官、訟廷副管理官、裁判員調整官、課長、文書企画官、企画官、首席技官、営繕企画官(最高裁)又は昇任後おおむね7年以上経過した主任書記官若しくは主任家裁調査官の職にある者
		第2回			4. 12. 5(月) ～ 12. 7(水)		
10	主任家庭裁判所調査官研修	第1回	主任家裁調査官として必要な指導監督能力の向上及び管理者意識の高揚を図る。	裁判所職員総合研修所	4. 6. 21(火)	1日	約80 主任家裁調査官
		第2回			4. 6. 22(水) ～ 6. 23(木)	2日	

イ 研修事務系

番号	名 称	目 的	実 施 場 所	実 施 時 期	期間	人 員	対 象 者
11	研修指導研究会	第1回	裁判所職員総合研修所	4. 6. 1(水) ～ 6. 3(金)	3日	約40	次席書記官、総括主任書記官、主任書記官、訟廷管理官、訟廷副管理官、裁判員調整官、次席家裁調査官、総括主任家裁調査官、主任家裁調査官、総括企画官、課長、文書企画官、企画官、課長補佐、専門官
		第2回		4. 12. 13(火) ～12. 15(木)	3日	約50	
12	実務指導研究会	民 事	裁判所職員総合研修所	4. 4. 26(火)	1日	約40	書記官プラスアップ研修の講師となる予定の者
		刑 事		4. 4. 27(水)	1日	約40	
		家 事		4. 4. 27(水)	1日	約35	
		少 年		4. 4. 26(火)	1日	約25	

(3) 主として管理職以外の層(書記官・家裁調査官・係長等)

ア 裁判事務系

番号	名 称	目 的	実 施 場 所	実 施 時 期	期間	人 員	対 象 者
13	家事実務研究会 ※司研合同	家事書記官及び家事係調査官の事務処理上の諸問題について研究及び討議を行うことにより職務遂行能力の向上を図り、もって適正かつ迅速な事件処理の推進に資する。	司法研修所 及び 裁判所職員総合研修所	4. 11. 8(火) ～11. 10(木)	3日	約100	家裁で家事事件を担当する書記官、家裁調査官
14	少年実務研究会 ※司研合同	少年書記官及び少年係調査官の事務処理上の諸問題について研究及び討議を行うことにより職務遂行能力の向上を図り、もって適正かつ迅速な事件処理の推進に資する。	司法研修所 及び 裁判所職員総合研修所	4. 9. 7(水) ～ 9. 9(金)	3日	約100	家裁で少年事件を担当する書記官、家裁調査官
15	民事実務研究会 ※司研合同	民事書記官の事務処理上の諸問題について研究及び討議を行うことにより職務遂行能力の向上を図り、もって適正かつ迅速な事件処理の推進に資する。	司法研修所 及び 裁判所職員総合研修所	4. 6. 22(木) ～ 6. 23(木)	2日	約50	高・地・簡裁で民事事件を担当する書記官
	第1回		裁判所職員総合研修所	4. 12. 15(木) ～12. 16(金)	2日	約50	

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対象者	
16	刑事実務研究会 ※司研合同	刑事書記官の事務処理上の諸問題について研究及び討議を行うことにより職務遂行能力の向上を図り、もって適正かつ迅速な事件処理の推進に資する。	司法研修所 及び 裁判所職員 総合研修所	4.12.7(水) ～12.8(木)	2日	約50	高・地・簡裁 で刑事事件を 担当する書記官	
17	家事特別研究会 ※司研合同	後見関係事件等の運用をめぐる諸問題について研究及び討議を行うことにより職務遂行能力の向上を図り、もって適正かつ迅速な事件処理の推進に資する。	司法研修所 及び 裁判所職員 総合研修所	4.10.5(水) ～10.6(木)	2日	約50	家裁で後見関 係事件を担当 する書記官	
18	家庭裁判所 調査官 特別研修	第1回  第2回  第3回	行動科学等の更なる専門性の獲得及び深化を図り、現場の調査事務の質向上に寄与させ、的確な調査事務を追求する能力の発展を図る。	裁判所職員 総合研修所	4.10.19(水) ～10.21(金)  4.11.30(水) ～12.2(金)  5.1.25(水) ～1.27(金)	3日 3日 3日	約30 約30 約30	家庭裁判所調 査官実務研修 又は令和元年 度以前の家庭 裁判所調査官 応用研修を終 了した者
19	家庭裁判所調査官 応用研修	専門的知識及び技能を応用して、複雑困難な事件についても円滑な調査事務の遂行を確保できる能力の向上を図る。	裁判所職員 総合研修所	4.7.5(火) ～7.8(金)	4日	未定	家裁調査官任 官後、3年以 上経過した者 のうち家庭裁 判所調査官実 務研修又は家 庭裁判所調査 官応用研修を 終了していな いもの	
20	速記官中央研修	裁判所が当面する諸問題に関する理解を更に深めさせるとともに、裁判部の一員としての職務意識の高揚を図る。	裁判所職員 総合研修所	4.6.29(水) ～6.30(木)	2日	約20	速記官（速記 管理官及び速 記副管理官を 除く。）	
21	総括執行官研究会	総括執行官の職務等について知識を付与するとともに、研究、討議等を行うことにより、総括執行官の役割や執行官室の運営等についての認識を深めさせ、総括執行官としての識見をかん養する。	裁判所職員 総合研修所	4.7.5(火) ～7.7(木)	3日	約20	総括執行官	

番号	名 称	目 的	実 施 場 所	実 施 時 期	期間	人 員	対 象 者
22	執行官実務研究会	社会の変化に的確に対応できる事務処理能力を身につけるとともに、前例のない特殊困難な事案等に対応できる知識や論理的思考力を養う。	裁判所職員総合研修所	5. 3. 1(水) ～ 3. 3(金)	3日	未定	執行官
23	新任執行官研修	職務遂行に必要な知識を付与することにより、執務能力の向上と職務意識の高揚を図る。	裁判所職員総合研修所	4. 5. 24(火) ～ 5. 27(金)	4日	未定	令和3年4月2日以後に執行官に任命された者又は執行官事務取扱書記官に指定された者

#### イ 事務局事務系

番号	名 称	目 的	実 施 場 所	実 施 時 期	期間	人 員	対 象 者
24	係長等 (総務担当) 研修	職務遂行に必要な知識及び技能を付与することにより執務能力の向上と職務意識の高揚を図る。	裁判所職員総合研修所	4. 9. 27(火) ～ 9. 29(木)	3日	約50	高・地・家裁本庁の総務事務を担当する係長、専門職
25	係長等 (人事担当) 研修	職務遂行に必要な知識及び技能を付与することにより執務能力の向上と職務意識の高揚を図る。	裁判所職員総合研修所	4. 10. 18(火) ～ 10. 20(木)	3日	約50	高・地・家裁本庁の人事事務を担当する係長、専門職
26	係長等 (会計担当) 研修	職務遂行に必要な知識及び技能を付与することにより執務能力の向上と職務意識の高揚を図る。	裁判所職員総合研修所	4. 11. 15(火) ～ 11. 18(金)	4日	約50	高・地・家裁本庁の会計事務を担当する係長、専門職

#### ウ 研修事務系

番号	名 称	目 的	実 施 場 所	実 施 時 期	期間	人 員	対 象 者
27	研修事務担当者 研修	研修の企画、実施等に必要な知識及び技能を付与することにより、執務能力の向上と職務意識の高揚を図り、もって高裁委嘱研修及び自庁研修の充実を図る。	裁判所職員総合研修所	4. 6. 14(火) ～ 6. 15(水)	2日	約40	研修事務を担当する高・地・家裁の係長、専門職、主任

#### (4) 新採用職員層

番号	名 称	目 的	実 施 場 所	実 施 時 期	期間	人 員	対 象 者
28	総合職採用職員 初任研修	将来の幹部職員の候補者としての自覚を促し、職務意識の高揚を図る。	裁判所職員総合研修所	4. 4. 6(水) ～ 4. 8(金)	3日	未定	令和3年度裁判所職員採用総合職試験の合格者で、新たに採用されたもの

(5) その他  
ア 情報化関係

番号	名 称	目 的	実 施 場 所	実 施 時 期	期間	人 員	対 象 者
29	情報セキュリティ研修	情報セキュリティの確保に必要な知識等を習得し、情報セキュリティ事故を未然に防止するための方策の立案・実施に資するとともに、情報セキュリティ事故が発生した場合の対処能力等の向上を図る。	裁判所職員総合研修所	4. 10. 4(火) ～10. 5(水)	2日	約60	情報セキュリティ対策事務従事者の事務を補助する者(管理職以上の者)
30	情報処理研修	第1回	裁判所職員総合研修所	4. 5. 18(水) ～ 5. 19(木)	各2日	約60	情報化の推進に指導的役割を果たすことが期待される行(職員(家裁調査官を除く。)
		第2回		4. 6. 8(水) ～ 6. 9(木)		約60	

イ 採用試験事務関係

番号	名 称	目 的	実 施 場 所	実 施 時 期	期間	人 員	対 象 者
31	採用試験事務担当者研究会	採用試験事務に必要な知識及び技能についての研究を行うことにより、執務能力の向上を図る。	司法研修所	4. 5. 27(金)	1日	未定	採用試験事務を担当する管理職員等

ウ CA関係

番号	名 称	目 的	実 施 場 所	実 施 時 期	期間	人 員	対 象 者	
32	CA研修実務試験	前期研修	書記官の執務に必要な学識及び実務知識並びに職務遂行能力の有無を判定する。	裁判所職員総合研修所	4. 6. 27(月) ～ 7. 15(金)	15日	未定	裁判所書記官任用試験の第2次試験に合格した者
		実務研修		実務研修実施庁	4. 7. 19(火) ～ 8. 19(金)	23日		
		後期研修		裁判所職員総合研修所	4. 8. 22(月) ～ 9. 9(金)	15日		

## 2 高裁委嘱研修

### (1) 管理者層

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対 象 者
33	次席 家庭裁判所調査官等 実務研究会	高等裁判所で実施する委嘱研修及び高裁ブロック研修の運営等について研究及び討議を行うことにより、研修等の充実及び改善に寄与させる。	裁判所職員 総合研修所 (分室を含む。) 又は 高等裁判所 等	実施機関が 適宜決定	1日	未定	次席家裁調査官、 総括主任家裁調査官

### (2) 中間管理者層

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対 象 者
34	新任中間管理者 研 修	職務遂行に必要な管理能力及び管理技法を付与することにより、中間管理者としてふさわしい職員を養成する。	裁判所職員 総合研修所 (分室を含む。) 又は 高等裁判所 等	実施機関が 適宜決定	3～5日	未定	新たに主任書記官、訟廷管理官、訟廷副管理官、裁判員調整官、主任家裁調査官、速記管理官、速記副管理官、課長、文書企画官、企画官、課長補佐、首席技官、班長（最高裁）、主任技官（最高裁を含む）、地裁本庁所在地にある検審局長等に任命された者

### (3) 主として管理職以外の層(書記官・家裁調査官・係長等)

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対 象 者
35	書記官 ブラッシュアップ 研 修	中堅書記官に求められる思考力・表現力等を執務で十分に發揮できるよう、基本的資質・能力を磨き、執務の質の向上につなげる契機とする。	裁判所職員 総合研修所 (分室を含む。) 又は 高等裁判所 等	7月から9月 までの間で実施機関が適宜決定	5日 ※1	未定	書記官任用資格取得後5年以上の者 (中間管理者以上の者を除く。)
36	家庭裁判所調査官 実務研究会	家庭事件の調査上の諸問題について研究及び討議を行うことにより、調査実務の充実及び改善に寄与させる。	裁判所職員 総合研修所 (分室を含む。) 又は 高等裁判所 等	実施機関が 適宜決定	3日	未定	主任家裁調査官、 家裁調査官
37	新任係長研修	職務遂行に必要な知識及び技能を付与することにより係長としてふさわしい職員を養成する。	裁判所職員 総合研修所 (分室を含む。) 又は 高等裁判所 等	実施機関が 適宜決定	1～3日	未定	新たに係長に任命された者

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対 象 者
38	事務官専門研修	総務、人事、会計及び裁判部の各分野について、その事務を処理するために必要な専門的知識及び技能を付与することにより、中核的役割を果たしている事務官の執務能力の向上を図る。	裁判所職員総合研修所(分室を含む。)又は高等裁判所等	実施機関が適宜決定	2~3日	未定	採用後7年以上の行(一)事務官(専門官以上の職にある者を除く。)

※1 実施機関がその実情に応じて短縮することも可とする。

(4) 事務官層

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対 象 者
39	ジャンプアップ研修	職務での問題点の発見と改善等について研究及び討議を行うことにより、仕事の進め方に関する基本的な能力を向上させ、中堅事務官としてふさわしい職員を養成する。	裁判所職員総合研修所(分室を含む。)又は高等裁判所等	実施機関が適宜決定	3日	未定	採用後7年以上10年未満の行(一)事務官(係長、専門職以上の職にある者及び書記官又は家裁調査官の任用資格を有する者を除く。)※2
40	事務官法律研修	通信研修及び面接研修を通じて基礎的な法学教育を行うことにより、資質及び事務処理能力の向上を図る。	裁判所職員総合研修所(分室を含む。)又は高等裁判所等	通信研修 実施機関が適宜決定  面接研修 実施機関が適宜決定	9~11日 ※3	未定	採用後1年以上的行(一)事務官(書記官又は家裁調査官の任用資格を有する者、総合職(I種、上級)試験合格者等を除く。)

※2 令和2年度、3年度の対象者で未研のものも含む。

※3 実施機関がその実情に応じて短縮することも可とする。

(5) 新採用職員層

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対 象 者
41	新採用職員研修	国民全体の奉仕者としての使命を自覚させるとともに裁判所職員として必要な基礎的知識を付与し、裁判所職員にふさわしい心構えをかん養する。	裁判所職員総合研修所(分室を含む。)又は高等裁判所等	実施機関が適宜決定	4日	未定	新たに採用された職員(総合職採用職員を除く。)

### 3 自庁研修

#### (1) 事務官層

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対 象 者
42	ステップアップ研修	本格的なジョブローテーションが始まる前にその意義を理解させ、動機付けを行うとともに、職務遂行能力の向上を図り、事務局事務等の一般的な知識を付与する。	裁判所職員総合研修所(分室を含む。)又は高等裁判所等	2月から3月までの間で実施機関が適宜決定※4	2日	未定	採用3年目の行(一)事務官、行(一)技官※5

※4 実施機関がその実情に応じて適宜決定することも可とする。

※5 令和2年度、3年度の対象者で未研のものも含む。

#### (2) 新採用職員層

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対 象 者
43	フォローアップセミナー	裁判所職員として必要な基礎的知識を確認させ、幅広い視野で職務を遂行する姿勢をかん養する。	高等裁判所 地方裁判所 家庭裁判所	①2月及び3月中で実施機関が適宜決定 ②実施機関の実情に応じて、①に定める日に加え、実施機関が適宜決定	約3日	未定	採用後1年程度を経過した行(一)事務官、行(一)技官
44	フレッシュユースミナー	職員として当面必要な知識を付与し、職場への円滑な定着を図る。	高等裁判所 地方裁判所 家庭裁判所	採用後勤務初日及び2日目	2日	未定	新たに採用された職員

#### (3) その他

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対 象 者
45	高裁ブロック研修	職務遂行に必要な知識、技能等を習得させ、執務能力の向上と職務意識の高揚を図る。	裁判所職員総合研修所(分室を含む。)又は高等裁判所等	実施機関が適宜決定			高裁管内に勤務する職員
46	自 庁 研 修	職務遂行に必要な知識、技能等を習得させ、執務能力の向上と職務意識の高揚を図る。	最高裁判所 高等裁判所 地方裁判所 家庭裁判所	実施機関が適宜決定			最高裁、高地家簡裁に勤務する職員

#### 4. 研究

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対 象 者
47	合 同 実 務 研 究	異なる職種の職員に裁判所の職種間の連携、協働に関する研究を共同してさせることにより、実務の改善及び向上に寄与させる。	研究員が所属する裁判所	4. 9 ～ 5. 3	7月	未定	書記官、家裁調査官等
48	書記官実務研究	書記官実務における諸問題について、体系的かつ実証的な研究をさせることにより、実務の改善及び向上に寄与させる。	裁判所職員総合研修所	4. 4 ～ 5. 3	1年	2	書記官
49	家庭裁判所調査官実務研究 (個人及び共同研究)	家庭事件調査実務に必要な理論及び技法に関する実証的研究を行わせることにより、調査実務能力の向上に寄与させる。	研究員が所属する家庭裁判所	4. 7 ～ 5. 3	8月	未定	(個人研究) 家庭裁判所調査官実務研修又は令和3年度以前の家庭裁判所調査官応用研修を終了した者 (共同研究) 家裁調査官
	同 上 (指定研究)		研究員が所属する家庭裁判所 及び 裁判所職員総合研修所	4. 4 ～ 5. 3	1年	6	家庭裁判所調査官実務研修又は令和元年度以前の家庭裁判所調査官応用研修を終了した者
50	家庭裁判所調査官関係機関特別研究 (家事及び少年関係機関についての研究)		派遣先 関係機関 及び 研究員が所属する家庭裁判所	4. 7 ～ 5. 3	8月	未定	家庭裁判所調査官実務研修又は令和3年度以前の家庭裁判所調査官応用研修を終了した者
	同 上 (心身の鑑別についての研究)	関係機関における業務の実際にに関する研究を行わせることにより、調査実務能力の向上に寄与させる。	矯正研修所 及び 研究員が所属する家庭裁判所	5. 2 ～ 3	1月	3	家庭裁判所調査官実務研修又は令和元年度以前の家庭裁判所調査官応用研修を終了した者
	同 上 (更生保護についての研究)		法務総合研究所及び 研究員が所属する家庭裁判所	5. 2 ～ 3	1月	3	家庭裁判所調査官実務研修又は令和3年度以前の家庭裁判所調査官応用研修を終了した者

5 委託研修

番号	委 託 庁	名 称	人 員
51	人 事 院	行政研修（課長補佐級）	未定
52	財務省	会計事務職員研修	未定
53		会計事務職員契約管理研修	
54		予算編成支援システム研修	
55		予算担当職員初任者研修	
56		決算書作成システム研修	
57		会計監査事務職員研修	
58	国税庁	税務大学校本科特別研修	未定
59	総務省	情報システム統一研修	未定

## 第2 養成

### 1 裁判所書記官養成課程

番号	部	期	実施時期等	期間	人員	対象者
60	第一 部	19 期	4. 4. 1(金) 入所 4. 1(金)～ 予修期修習 5. 9(月) 入所式 5. 9(月)～ 第1期研修 7. 19(火)～ 実務修習 10. 3(月)～ 第2期研修 5. 3. 24(金) 修了	1年	187	第一部入所試験合格者で、最高裁が指名したもの
61	第二 部	第18期 (2年生)	3. 4. 1(木) 入所 4. 1(木)～ 予修期修習 5. 10(月) 入所式 5. 10(月)～ 裁判事務修習 10. 15(金)～ 第1期研修 4. 4. 1(金)～ 第2期研修 7. 19(火)～ 実務修習 10. 3(月)～ 第3期研修 5. 3. 24(金) 修了	2年	97	
		第19期 (1年生)	4. 4. 1(金) 入所 4. 1(金)～ 予修期修習 5. 9(月) 入所式 5. 9(月)～ 裁判事務修習 10. 17(月)～ 第1期研修 5. 4. 3(月)～ 第2期研修 7. 下旬～ 実務修習 10. 上旬～ 第3期研修 6. 3. 下旬 修了	2年	88	第二部入所試験合格者で、最高裁が指名したもの

### 2 家庭裁判所調査官養成課程

番号	期	実施時期等	期間	人員	対象者
62	第 18 期	3. 4. 1(木) 入所 4. 1(木)～ 実務修習(予修期) 5. 10(月) 入所式 5. 10(月)～ 前期合同研修 7. 19(月)～ 実務修習 4. 9. 20(火)～ 後期合同研修 5. 3. 24(金) 修了	2年	52	令和3年度採用の家裁調査官補で、最高裁が指名したもの
63	第 19 期	4. 4. 1(金) 入所 4. 1(金)～ 実務修習(予修期) (4. 6～8を除く。) 5. 9(月) 入所式 5. 9(月)～ 前期合同研修 7. 19(火)～ 実務修習 5. 9. 中旬～ 後期合同研修 6. 3. 下旬 修了	2年	54	令和4年度採用の家裁調査官補で、最高裁が指名したもの

## 令和4年度研修実施計画一覧表(令和3年度との比較表)

\*研修名の頭に付した記号は、◎は中央研修、○は高裁委嘱、●は自序研修を表す。

(4.2.2)

番号	研修名等	令和4年度			令和3年度			備考
		実施時期	期間	人員	実施時期	期間	人員	
1	◎首席書記官研究会	4.9.13(火)~9.14(水)	2	未定	3.10.19(火)	1	30	日程変更・短縮、ウェブ会議
2	◎首席家庭裁判所調査官研究会	第1回 4.9.1(木)~9.2(金) 第2回 4.11.21(月)~11.22(火)	各2	8 約50	3.9.2(木)~9.3(金) 3.11.25(木)~11.26(金)	2 2	8 中止	テレビ会議
3	◎事務局長研究会	5.2.16(木)~2.17(金)	2	未定	4.2.17(木)~2.18(金)	2	24	
4	◎管理者研究会(組織運営)(※)	4.5.24(火)~5.26(木)	3	未定	3.5.18(火)~5.20(木)	3	中止	
5	◎次席家庭裁判所調査官等研究会	第1回 テ 4.4.25(月) 第2回 ヴ 4.9.12(月) 4.9.21(木)~9.22(木)	1 3	約20 未定	3.4.27(火) 3.9.29(水)~10.1(金)	1 3	18 中止	日程短縮、テレビ会議
6	◎管理者研究会	4.4.18(月)~4.22(金)	5	未定	3.8.24(火)~8.25(水)	2	92	日程変更・短縮、テレビ会議
7	◎研修計画協議会	テ 5.1.6(金)	1	約30	4.1.6(木)	1	31	テレビ会議
8	◎中間管理者研修 I	第1回 ヴ 4.9.5(月)~9.6(火) 4.10.11(火)~10.12(水) 第2回 ヴ 4.9.5(月)~9.6(火) 4.10.13(木)~10.14(金) 第3回 ヴ 5.1.18(水)~1.19(木) 5.2.7(火)~2.8(水) 第4回 ヴ 5.1.18(水)~1.19(木) 5.2.9(木)~2.10(金)	各4	約80 約80 約80 約80	3.9.7(火)~9.10(金) 3.10.12(火)~10.15(金) 4.1.11(火)~1.14(金) 4.2.7(月)~2.10(木)	各4	中止 中止 中止 中止	
9	◎中間管理者研修 II	第1回 4.10.25(火)~10.27(木) 第2回 4.12.5(月)~12.7(水)	各3	未定 未定	3.12.7(火)~12.9(木)	3	中止	
10	◎主任家庭裁判所調査官研修	第1回 4.6.21(火) 第2回 4.6.22(水)~6.23(木)	1 2	約80 未定	3.6.23(水)~6.25(金) 3.6.30(水)~7.2(金)	各3	中止 中止	
11	◎研修指導研究会	第1回 4.6.1(水)~6.3(金) 第2回 4.12.13(火)~12.15(木)	各3	約40 約50	3.6.2(水)~6.4(金) 3.12.14(火)~12.16(木)	各3	中止 中止	
12	◎実務指導研究会	民事 4.4.26(火) 刑事 4.4.27(水) 家事 4.4.27(水) 少年 4.4.26(火)	各1	約40 約40 約35 約25	3.4.27(火) 3.4.28(水) 3.4.28(水) 3.4.27(火)	各1	中止 中止 中止 中止	
13	◎家事実務研究会(※)	4.11.8(火)~11.10(木)	3	約100	3.11.17(水)~11.18(木)	2	99	日程短縮、テレビ会議
14	◎少年実務研究会(※)	4.9.7(水)~9.9(金)	3	約100	3.12.20(月)~12.21(火)	2	100	日程短縮、テレビ会議
15	◎民事実務研究会	第1回(※) 4.6.22(水)~6.23(木) 第2回 ヴ 4.12.15(木)~12.16(金)	各2	約50 約50	3.6.9(水) 3.12.16(木)~12.17(金)	1 2	50 中止	日程短縮、テレビ会議
16	◎刑事実務研究会(※)	4.12.7(水)~12.8(木)	2	約50	3.11.10(水)	1	50	日程短縮、テレビ会議
17	◎家事特別研究会(※)	4.10.5(水)~10.6(木)	2	約50	3.10.7(木)~10.8(金)	2	50	テレビ会議
18	◎家庭裁判所調査官特別研修	第1回 4.10.19(水)~10.21(金) 第2回 4.11.30(水)~12.2(金) 第3回 5.1.25(水)~1.27(金)	3 3 3	約30 約30 約30	3.10.19(火)~10.22(金) 3.11.30(火)~12.3(金) 4.1.18(火)~1.20(木)	4 4 3	中止 中止 30	
19	◎家庭裁判所調査官応用研修	4.7.5(火)~7.8(金)	4	未定	第1回:3.7.6(火)~7.7(水) 第2回:3.7.8(木)~7.9(金)	2 2	38 32	日程変更・短縮 日程変更・短縮
20	◎遠記官中央研修	4.6.29(水)~6.30(木)	2	約20	3.6.30(水)~7.1(木)	2	中止	
21	◎総括執行官研究会	4.7.5(火)~7.7(木)	3	約20	3.9.16(木)	1	中止	
22	◎執行官実務研究会	5.3.1(水)~3.3(金)	3	未定	4.3.2(水)~3.3(木)	2	18	日程変更、DVD視聴
23	◎新任執行官研修	4.5.24(火)~5.27(金)	4	未定	3.10.11(月)	1	17	日程変更・短縮、テレビ会議、DVD視聴
24	◎係長等(総務担当)研修	4.9.27(火)~9.29(木)	3	約50	3.6.22(火)~6.24(木)	3	中止	
25	◎係長等(人事担当)研修	4.10.18(火)~10.20(木)	3	約50	3.7.13(火)~7.15(木)	3	中止	
26	◎係長等(会計担当)研修	4.11.15(火)~11.18(金)	4	約50	3.11.16(火)~11.19(金)	4	中止	

番号	研修名等		実施時期	期間	人員	令和3年度		備考
						実施時期	期間	
27	◎研修事務担当者研修		4.6.14(火)～6.15(水)	2	約40	3.6.15(火)～6.16(水)	2	中止
28	◎総合職採用職員初任研修		4.4.6(水)～4.8(金)	3	未定	3.9.27(月)～9.28(火)	2	75 日程変更・短縮、ウェブ会議
29	◎情報セキュリティ研修		4.10.4(火)～10.5(水)	2	約60	3.9.14(火)～9.15(水)	2	中止
30	◎情報処理研修	第1回	4.5.18(水)～5.19(木)	各2	約60	3.5.19(水)～5.20(木)	各	中止
		第2回	4.6.8(水)～6.9(木)		約60	3.5.26(水)～5.27(木)		中止
31	◎採用試験事務担当者研究会	テ	4.5.27(金)	1	未定	3.5.25(火)	1	42 日程短縮、テレビ会議
32	◎CA研修実務試験	前期研修	4.6.27(月)～7.15(金)	15		3.6.24(木)～7.14(水)	15	
		実務研修	4.7.19(火)～8.19(金)	23	未定	3.7.16(金)～8.20(金)	23	62
		後期研修	4.8.22(月)～9.9(金)	15		3.8.23(月)～9.10(金)	15	
33	○次席家庭裁判所調査官等実務研究会		実施機関が適宜決定	1	未定	実施機関が適宜決定	1	75 1高裁で中止
34	○新任中間管理者研修		実施機関が適宜決定	3～5	未定	実施機関が適宜決定	3～5	286
35	○書記官プラッシュアップ研修		7月から9月までの間で実施機関が適宜決定	5	未定	7月から9月までの間で実施機関が適宜決定	5	433
36	○家庭裁判所調査官実務研究会		実施機関が適宜決定	3	未定	実施機関が適宜決定	3	未定 2高裁で中止
37	○新任係長研修		実施機関が適宜決定	1～3	未定	実施機関が適宜決定	1～3	約270
38	○事務官専門研修		実施機関が適宜決定	2～3	未定	実施機関が適宜決定	2～3	未定 3高裁で中止
39	○ジャンプアップ研修		実施機関が適宜決定	3	未定	実施機関が適宜決定	3	未定 3高裁で中止
40	○事務官法律研修	通信研修	実施機関が適宜決定	9～11	未定	実施機関が適宜決定	5～11	250
		面接研修	実施機関が適宜決定			実施機関が適宜決定		
41	○新採用職員研修		実施機関が適宜決定	4	未定	実施機関が適宜決定	2～5	未定
42	●ステップアップ研修		2月から3月までの間で実施機関が適宜決定	2	未定	2月から3月までの間で実施機関が適宜決定	2	中止
43	●フォローアップセミナー		①2月及び3月中で実施機関が適宜決定 ②実施機関の実情に応じて、 ①に定める日に加え、実施機関が適宜決定	約3	未定	①2月及び3月中で実施機関が適宜決定 ②実施機関の実情に応じて、 ①に定める日に加え、実施機関が適宜決定	約3	未定
44	●フレッシュセミナー		採用初日及び2日目	2	未定	採用初日及び2日目	2	未定
45	●高裁ブロック研修		実施機関が適宜決定			実施機関が適宜決定		
46	●自序研修		実施機関が適宜決定			実施機関が適宜決定		
47	合同実務研究		4.9～5.3	7月	未定	3.9～4.3	7月	4
48	書記官実務研究		4.4～5.3	1年	2	3.4～4.3	1年	2
49	家庭裁判所調査官実務研究 (個人及び共同研究)		4.7～5.3	8月	未定	3.7～4.3	8月	25
50	同上 (指定研究)		4.4～5.3	1年	6	3.7～4.3	9月	6 期間短縮、人員変更
	家庭裁判所調査官関係機関特別研究(家事及び少年関係機関についての研究)		4.7～5.3	8月	未定	3.7～4.3	8月	12
	同上 (心身の鑑別についての研究)		5.2～3	1月	3	4.2～3	1月	3
	同上 (更生保護についての研究)		5.2～3	1月	3	3.9～11	2月	3
51	書記官養成課程第一部	第19期	4.4.1(金)～5.3.24(金)	1年	187	3.4.1(木)～4.3.25(金)	1年	227 令和3年度欄は第18期生
52	書記官養成課程第二部	第18期 (2年生)	3.4.1(木)～5.3.24(金)	2年	97	2.4.6(月)～4.3.25(金)	2年	77 令和3年度欄は第17期生
		第19期 (1年生)	4.4.1(金)～6.3月下旬	2年	88	3.4.1(木)～5.3.24(金)	2年	97 令和3年度欄は第18期生
53	家裁調査官養成課程第18期		3.4.1(木)～5.3.24(金)	2年	52	2.4.1(水)～4.3.25(金)	2年	47 令和3年度欄は第17期生
54	家裁調査官養成課程第19期		4.4.1(金)～6.3月下旬	2年	54	3.4.1(木)～5.3.24(金)	2年	52 令和3年度欄は第18期生

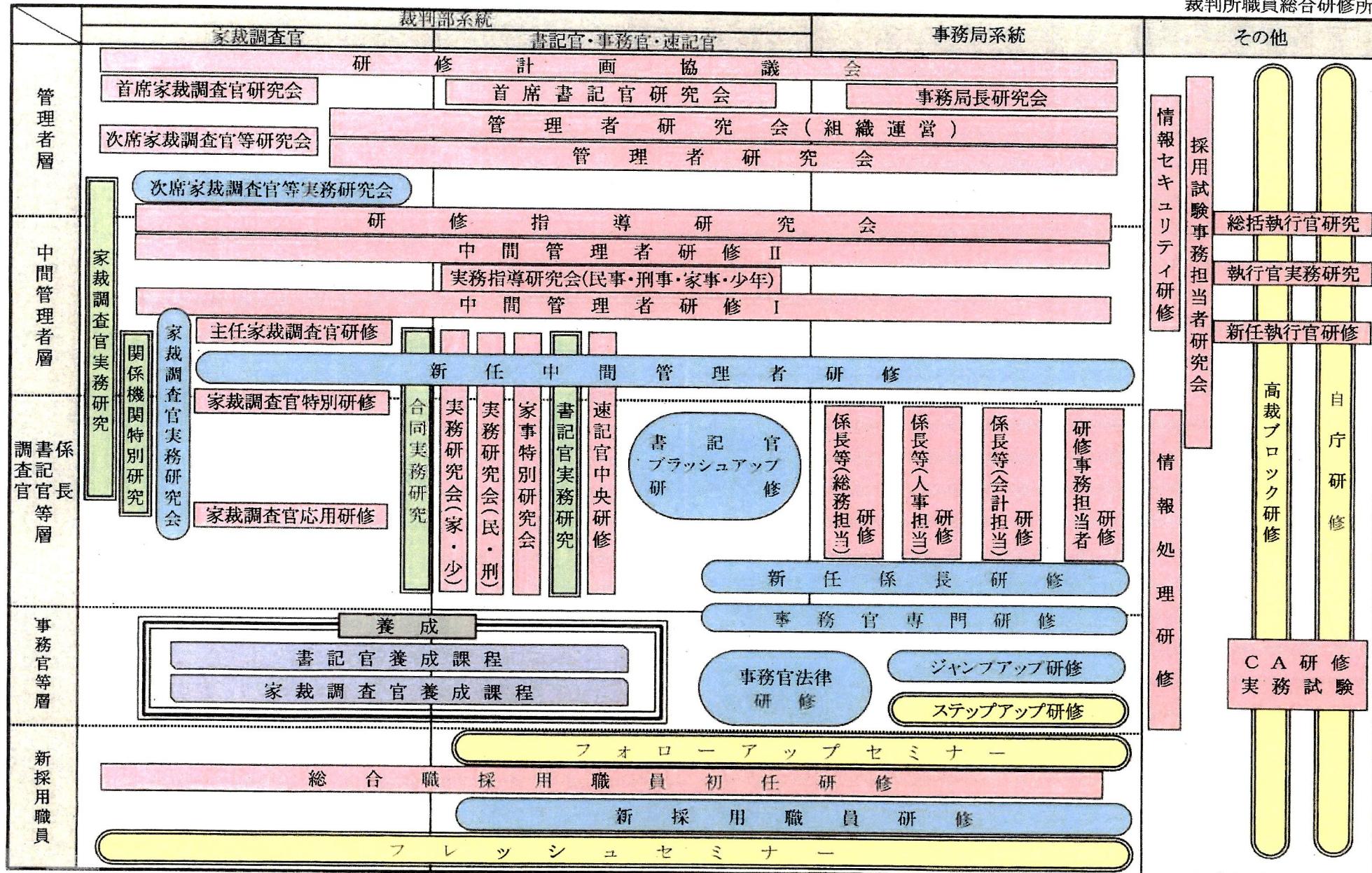
・(※)を付したものについては、カリキュラムについて司研と合同実施を検討中

・中央研修については、テレテレビ会議、ウェブ会議又はテレビ会議、無印→参考

・備考欄には、令和3年度について当初計画から変更等があった内容等を記載した。

# 令和4年度裁判所職員(裁判官以外)研修

裁判所職員総合研修所



(注) ■は中央研修、■は高裁委嘱研修、■は自序研修、■は研究、■は養成課程を表す(養成の配置については、階層や系統と関連したものではない)。

※ このほか各分野における課題への取組の進展状況、喫緊の課題の発生等に応じて、裁判所職員総合研修所長において、別途研修を実施することがある。